

## 9 市街地開発事業

市街地開発事業とは、計画的な市街地形成を図るため、公共施設の整備とともに宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進めることを目的として定めるものです。

都市計画法には、①土地区画整理事業、②新住宅市街地開発事業、③工業団地造成事業、④市街地再開発事業、⑤新都市基盤整備事業、⑥住宅街区整備事業、⑦防災街区整備事業があります。

### 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、換地、減歩の手段により、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業です。

### 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業です。

権利変換方式の第一種市街地再開発事業と用地買収方式の第二種市街地再開発事業の2種類があります。

## 10 市街地開発事業等予定区域

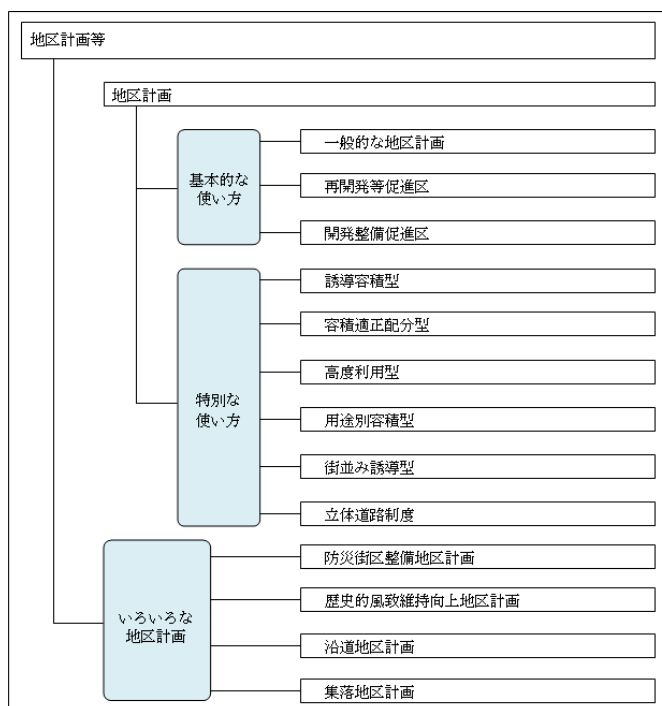
市街地開発事業等予定区域とは、市街地開発事業の基本的な事項が明らかになった段階で、事業区域、施行予定者等を定めるものであり、事業の障害となる乱開発や投機的な土地取引が行われるのを防止するため、開発行為や建築物等に制限を課すものです。

## 11 地区計画等

地区計画とは、比較的小規模な地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画であり、その内容は、「目標」、「方針」及び「地区整備計画」からなります。

地区整備計画が定められている区域において、土地の区画形質の変更や建築物の建築等を行おうとする者には市町村長への届出が義務づけられています。また、地区整備計画で定めた事項のうち建築物の用途、敷地に関する事項等を、建築基準法に基づく条例による制限として定めることができます。

なお、地区計画には、都市計画法に基づくもののほか他に法令の規定による防災街区整備地区計画、歴史的風致維持向上地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画があります。



## 1 2 都市計画の決定権者

都市計画の決定にあたっては、都市行政上の基礎的な単位である市町村の立場が十分尊重されること、国又は都道府県が、広域的調整を図ることができること、市民の財産権の制約について十分なチェックがなされることが必要です。

これらの点に配慮し、広域の見地から定めるべき都市計画や根幹的都市施設等に係る都市計画については、都道府県が関係市町村の意見を聞き、一定の場合には国土交通大臣の同意を得て定め、その他の都市計画については、市町村が都道府県知事と協議を行い定めることとされています。

また、指定都市の区域においては、都道府県が定めることとされている都市計画のうち特に広域の見地から決定すべき都市施設等に係るものを除き、指定都市が都道府県知事と協議を行い定め、一定の場合には都道府県知事の意見を付して国土交通大臣に協議し同意を得て定めることとされています。

### ○都市計画の決定権者

都市計画の内容		都市計画決定権者	
		市町村	都道府県（指定都市）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	区域区分の決定方針及び大臣同意を要する都市計画の決定方針		●
	その他		●（同意不要）
区域区分			○
都市再開発方針等			○（同意不要）
地	用途地域	○	
	特別用途地区	○	
	特定用途制限地域	○	
	特例容積率適用地区	○	
	高層住居誘導地区	○	
	高度地区	○	
	高度利用地区	○	
	特定街区	○	
	都市再生特別地区		○
	居住調整地域	○	
	居住環境向上誘導地区	○	
	特定用途誘導地区	○	
	防火地域・準防火地域	○	
	特定防災街区整備地区	○	
城	景観地区	○	
	風致地区	面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの その他	○（同意不要） ○
地	駐車場整備地区	○	
	臨港地区	国際戦略港湾・国際拠点港湾	○
		重要港湾	○（同意不要）
地方港湾		○	
区	歴史的風土特別保存地区		○
	第一種歴史的風土保存地区		○
	第二種歴史的風土保存地区		○
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの その他	○（同意不要） ○
特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区		○
	面積10ha以上かつ2以上の市町村の区域にわたるもの その他	○	○（同意不要）
緑化地域		○	
流通業務地区			○（同意不要）
生産緑地地区		○	
伝統的建造物群保存地区		○	
航空機騒音障害防止地区			○（同意不要）
航空機騒音障害防止特別地区			○（同意不要）
促進区域	市街地再開発促進区域	○	
	土地区画整理促進区域	○	
	住宅街区整備促進区域	○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○	
遊休土地転換利用促進地区		○	
被災市街地復興推進地域		○	

都市計画の内容		都市計画決定権者	
		市町村	都道府県（指定都市）
都 市 施 設	道路	高速自動車国道・一般国道・首都高速道路・阪神高速道路 都道府県道・自動車専用道路 その他	○ ○（同意不要） ○
	都市高速鉄道		○
	駐車場		○
	自動車ターミナル		○
	空港	空港法第4条第1項第1～4号に掲げる空港 空港法第4条第1項第5,6号に掲げる空港及び第5条第1項に規定する地方管理空港 その他	○ ●（同意不要） ○
	公園・緑地	面積10ha以上かつ国が設置するもの 面積10ha以上かつ都道府県が設置するもの その他	○ ●（同意不要） ○
	広場・墓園	面積10ha以上かつ国又は都道府県が設置するもの その他	○（同意不要） ○
	その他公共空地		○
	水道	水道用水供給事業の用に供するもの その他	○ ●（同意不要）
	電気供給施設・ガス供給施設・地域冷暖房施設		○
	下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの 流域下水道 その他	○ ●（同意不要） ●（同意不要） ○
	汚物処理場		○
	ごみ焼却場・ごみ処理場等	産業廃棄物処理施設 その他	○ ○
	河川	一級河川 二級河川（一の指定都市の区域内のみに存するものを除く） 二級河川（一の指定都市の区域内のみに存するものに限る） 準用河川	○ ●（同意不要） ●（同意不要） ○（同意不要） ○
	運河		○（同意不要）
	学校・図書館・研究施設等		○
	病院・保育所・社会福祉施設等		○
	市場・と畜場・火葬場		○
	一団地の住宅施設		○
	一団地の官公庁施設		○
	一団地の都市安全確保拠点施設		○
	流通業務団地		○（同意不要）
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○
	一団地の復興再生拠点市街地形成施設		○
	一団地の復興拠点市街地形成施設		○
	電気通信事業用施設、防風・防火・防水・防雪・防砂・防潮施設		○
	市 街 地 開 発 事 業	土地区画整理事業	面積50ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの その他
新住宅市街地開発事業			○（同意不要）
工業団地造成事業			○（同意不要）
市街地再開発事業		面積3ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの その他	○（同意不要） ○
新都市基盤整備事業			○（同意不要）
住宅街区整備事業		面積20ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの その他	○（同意不要） ○
防災街区整備事業		面積3ha超かつ国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの その他	○（同意不要） ○
市 街 地 予 定 開 発 事 業 等	新住宅市街地開発事業の予定区域		○（同意不要）
	工業団地造成事業の予定区域		○（同意不要）
	新都市基盤整備事業の予定区域		○（同意不要）
	20ha以上の一団地の住宅施設の予定区域		○
	一団地の官公庁施設の予定区域		○
	流通業務団地の予定区域		○（同意不要）
地区計画等		○	

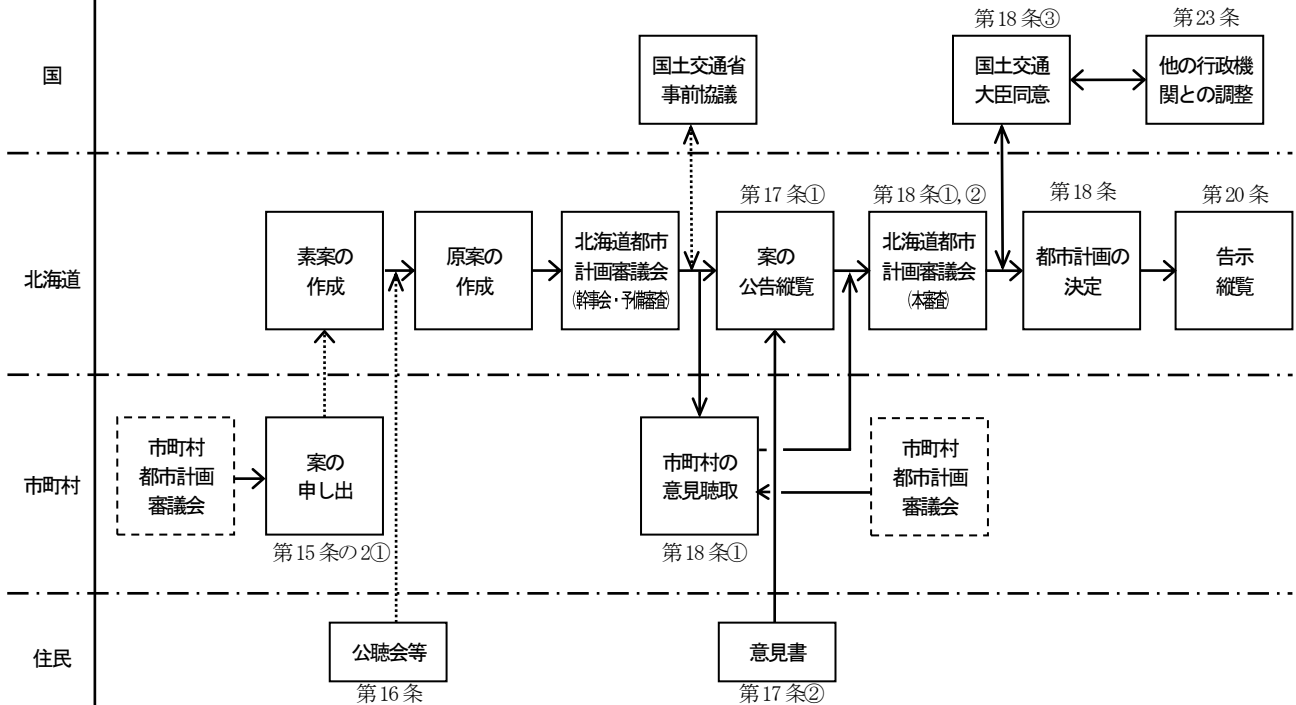
※ ●印の都市計画は、指定都市の区域においても都道府県決定。  
（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、一の指定都市の区域内のみに指定されている都市計画区域に係るものは指定都市決定。）  
※ 本表は都市再生特別措置法の都市再生整備計画による権限移譲を受けた都市計画決定等の場合を除く。

### 1.3 都市計画の決定手続

#### 1 北海道が定める都市計画

北海道は、必要に応じて公聴会や説明会を開催し、都市計画の案を作成します。

次に、市町村の意見聴取、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、国土交通大臣の同意を得て、都市計画の決定告示を行います。



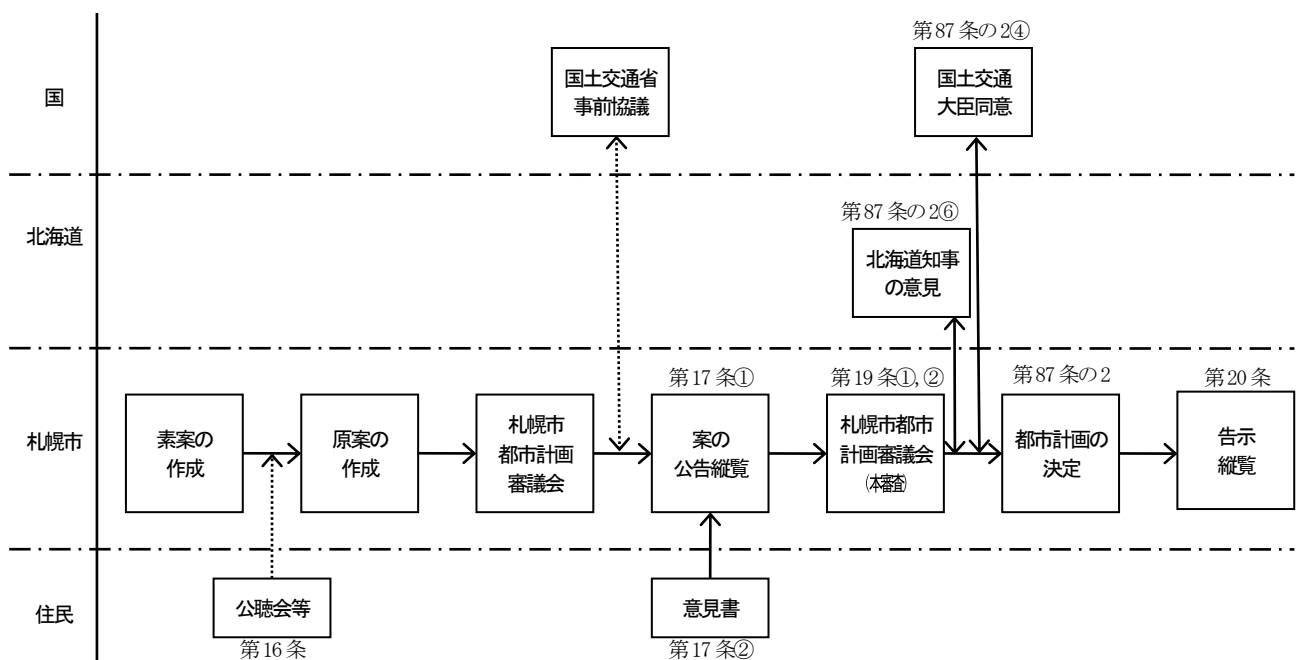
※1 国土交通大臣の同意を要しないものは、国の部分を省略。

※2 国土交通大臣の同意を要するものは、都市計画法施行令第12条関係（国の利害に重大な関係がある都市計画）による。

#### 2 札幌市が定める都市計画（国土交通大臣の同意を要するもの）

市は、必要に応じて公聴会や説明会を開催し、都市計画の案を作成します。

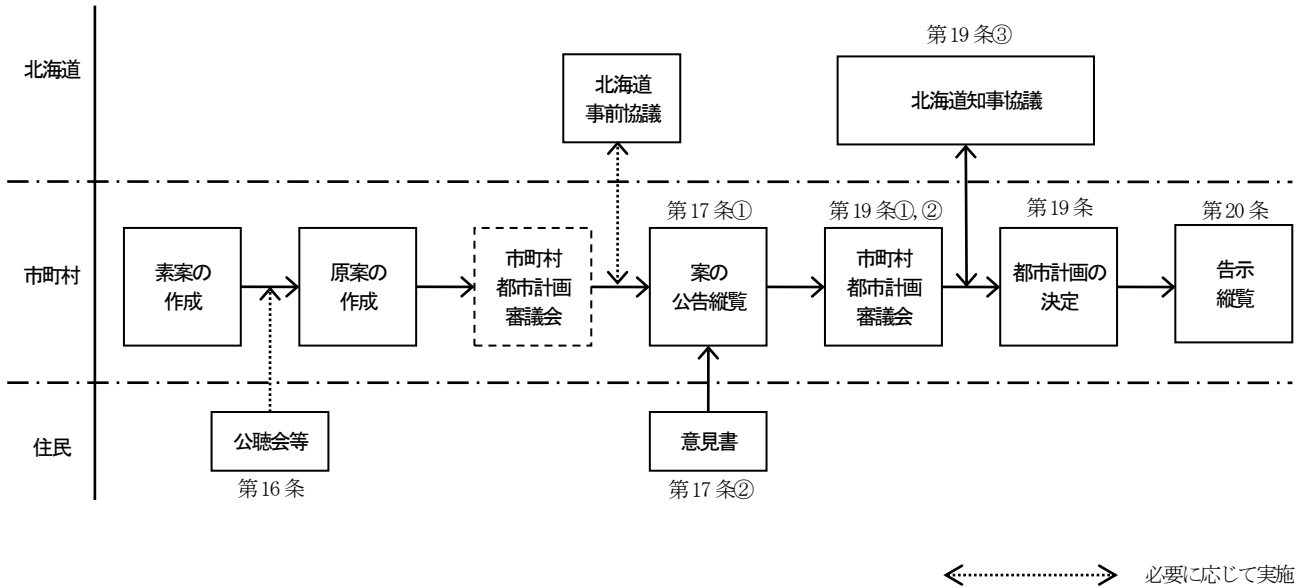
次に、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を市都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、知事の意見を添付して国土交通大臣に協議し、その同意を得て、都市計画の決定告示を行います。



※国土交通大臣の同意を要するものは、都市計画法施行令第12条関係（国の利害に重大な関係がある都市計画）による。

### 3 市町村(札幌市を含む)が定める都市計画(北海道知事の協議を要するもの)

市町村は、原案を作成し、必要に応じて公聴会や説明会などを開催し、都市計画の案を作成します。次に、関係行政機関への協議などを行い、案の縦覧を行います。その後、案を市町村都市計画審議会に付議し、縦覧期間中に提出された意見書の要旨を審議会に提出します。審議会の議を経た後、市町村は知事に協議し、都市計画の決定告示を行います。



### 4 都市計画における環境影響評価(環境アセスメント)

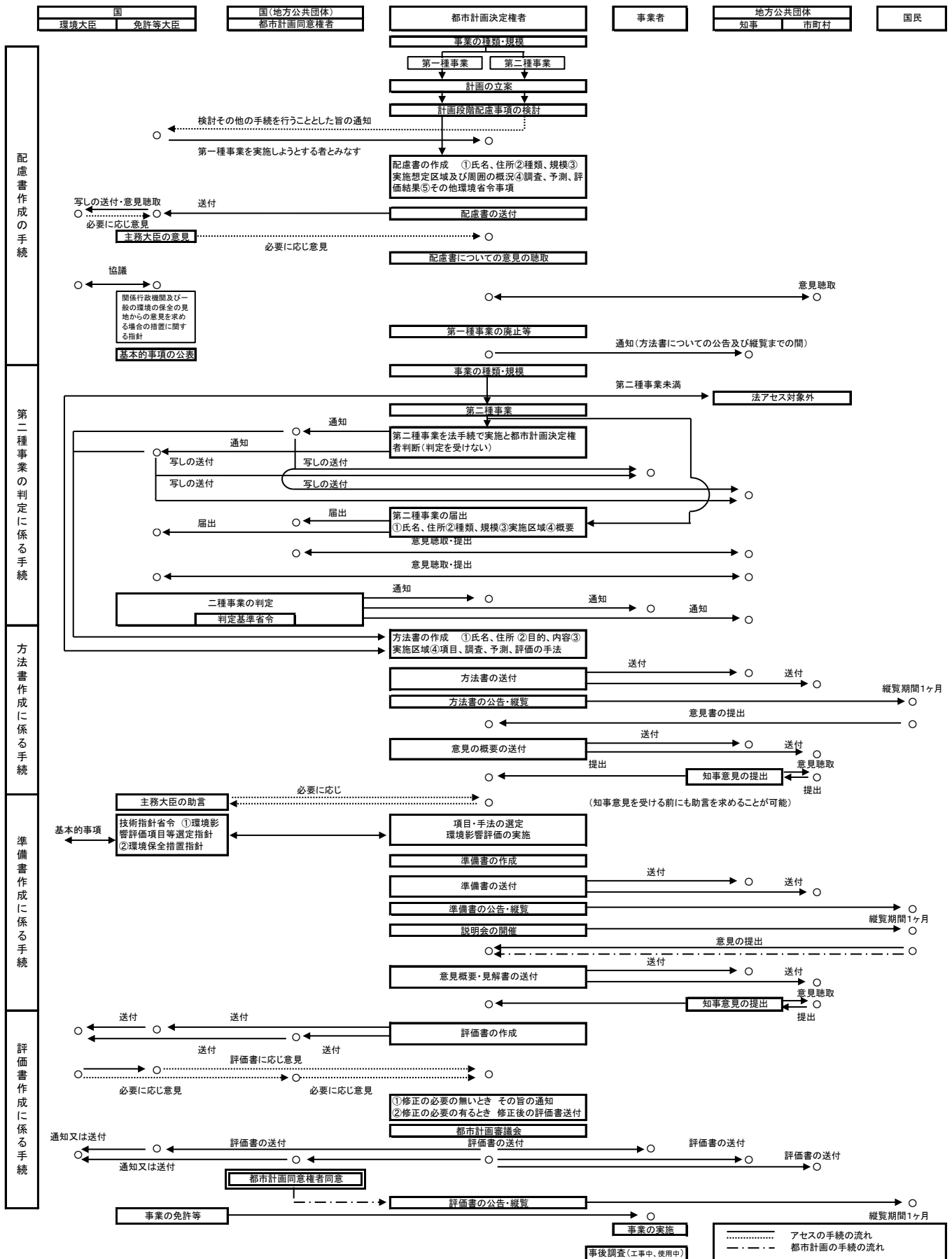
環境影響評価制度は、事業の実施が環境に及ぼす影響について、公害や自然環境等の対象項目毎に、事前に調査、予測、評価等を行って、その結果を公表して必要な環境保全措置を検討し、事業に反映させるための仕組みです。

平成9年には環境影響評価法(以下「法」という。)が公布、平成10年には北海道環境影響評価条例(以下「条例」という。)が全面改正され、ともに平成11年6月から施行され、法と条例が相まって北海道の良好な環境の保全に一定の役割を果たしてきました。

こうした中、同制度においては、平成23年4月の法改正に伴い、計画段階環境配慮書手続(戦略的環境アセスメント)の新設や対象事業に風力発電所が追加されたほか、平成25年4月の条例改正を踏まえ、社会情勢の変化に対応したものとなっております。

なお、都市計画における環境影響評価は、良好な都市環境を保持するため、一定規模以上の都市施設や市街地開発事業に関する都市計画を定める際に、都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価を実施するものです。

### ○ 環境影響評価法の手続の流れ(都市計画特例)



## 1.4 都市計画審議会

都市計画審議会は、都道府県や市町村が定める都市計画について審議するとともに、知事や市町村長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議するため、法第77条及び77条の2に基づき都道府県や市町村に設置されているものです。各審議会の組織や運営に関する事項は、都道府県及び市町村が条例で定めることとされています。

都道府県審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村の長を代表する者、都道府県の議会議員及び市町村議会の議長を代表する者について、知事が任命するほか、知事は、関係行政機関の職員のうちから委員を任命することができることとされています。委員の数は、11人以上35人以内とされています。

また、市町村審議会を構成する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会議員について、市町村長が任命するほか、市町村長は、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから委員を任命することができることとされています。委員の数は、5人以上35人以内（指定都市は、9人以上35人以内）とされています。

### 北海道都市計画審議会の構成

(令和6年2月末現在)

分野	人員	構成
学識経験のある者	8名	(分野) 都市計画、土木交通、環境、経済、法律、地域計画、商工業、農業など
関係行政機関の職員	5名	北海道開発局長、北海道経済産業局長、北海道財務局長、北海道運輸局長、北海道警察本部長
市町村の長を代表する者	2名	札幌市長、厚真町長
北海道議会の議員	6名	
市町村議会の議長を代表する者	2名	北見市議会議長、音更町議会議長
計	23名	

## 1.5 提案制度

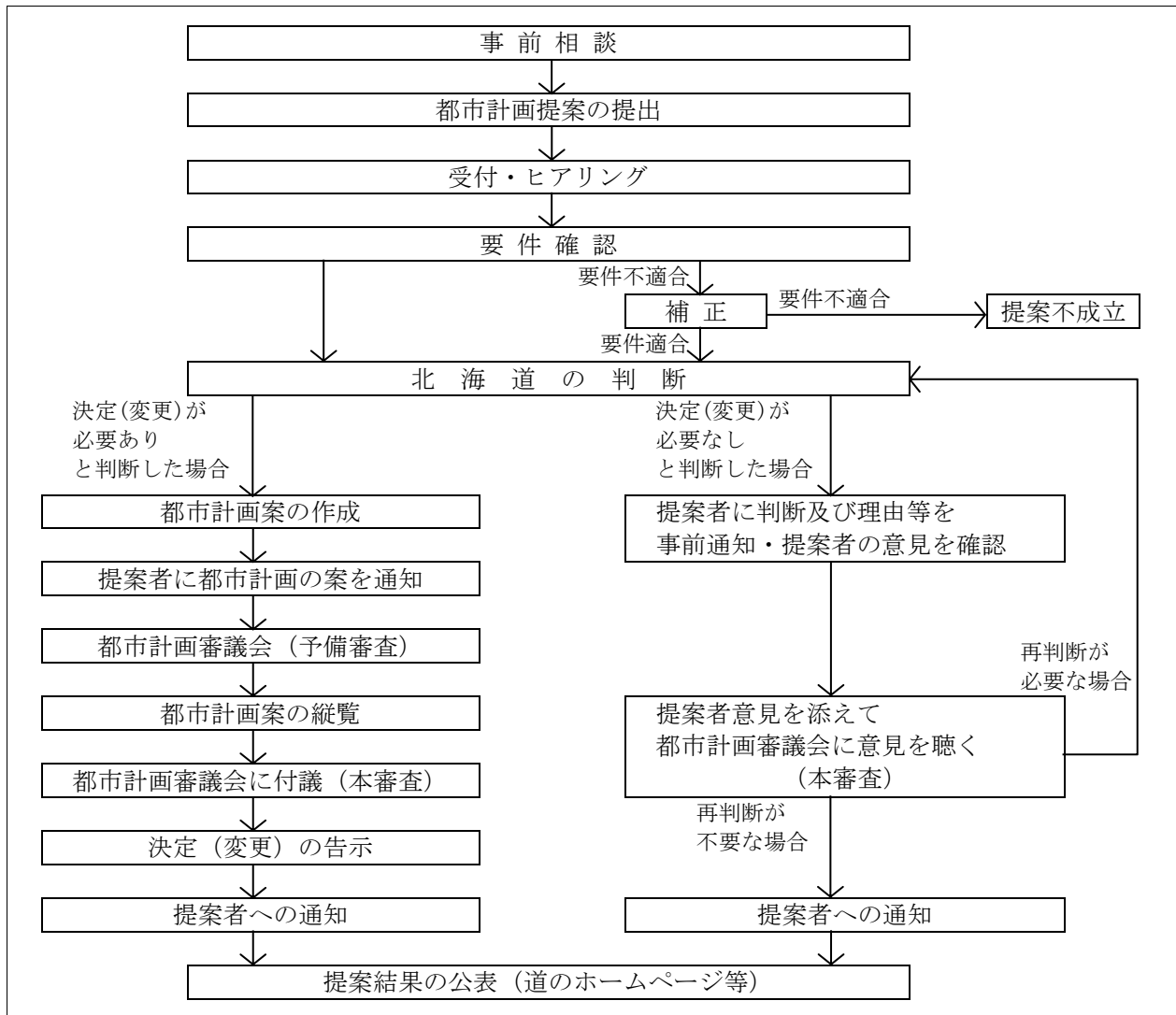
近年、まちづくりへの関心が高まる中で、まちづくり協議会などの地域の方々が主体となったまちづくりに関する取り組みが多く行われるようになってきました。

このような動きを踏まえて、地域のまちづくりに対する取り組みを今後の都市計画に積極的に取り込んでいくため、土地所有者、まちづくりNPO法人やまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令に定められた団体などが北海道や市町村に都市計画の提案ができるようになりました。

道や市町村では提案を受け、都市計画に関する法令上の基準やまちづくりの方針、提案された土地の状況等を総合的に勘案して、都市計画の決定をする必要があるかどうか判断します。

※提案は都市計画の決定権者に行うこととなりますので、提案の内容により北海道または市町村のどちらかに提案することになります。（1.2 都市計画の決定権者 P.22 参照）

○ 提案制度の流れ（北海道に提案があった場合）



## 1.6 広域都市計画協議会

一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として複数の行政区域にまたがって指定した都市計画区域（札幌圏は周辺自治体含む）において、都市計画に関する連絡調整等を行い計画の円滑な推進を図ることを目的として、広域都市計画協議会を設立しています。

広域都市計画協議会名	構成市町村名	設立年月日
札幌圏広域都市計画協議会	札幌市・江別市・北広島市・石狩市・小樽市・当別町・南幌町・北海道	昭41.8.18
函館圏広域都市計画協議会	函館市・北斗市・七飯町・北海道	昭41.11.4
旭川圏広域都市計画協議会	旭川市・鷹栖町・東神楽町・北海道	昭42.8.9
室蘭圏広域都市計画協議会	室蘭市・登別市・伊達市・北海道	昭42.7.26
帯広圏広域都市計画協議会	帯広市・音更町・芽室町・幕別町・北海道	昭43.9.14
釧路圏広域都市計画協議会	釧路市・釧路町・北海道	昭43.9.16
千歳恵庭圏広域都市計画協議会	千歳市・恵庭市・北海道	昭44.8.25
苫小牧圏広域都市計画協議会	苫小牧市・白老町・安平町・厚真町・北海道	昭45.7.8



## 17 開発許可制度

都市計画の制限は、都市計画が決定された土地について適正な制限を加えることによって、その都市計画の実現を担保できるもので、大きく分けると2つに分類されます。

ひとつは、地域地区などの土地利用に関する都市計画の制限で、定められた基準に従って、開発行為や建築行為などを制限すること自体が、都市計画の実現の手段となるものです。

もうひとつは、都市計画施設の区域や市街地開発事業の施行区域内における建築などの制限で、将来の都市計画事業の施行までの間、事業の障害となるような行為を排除しようとするものです。

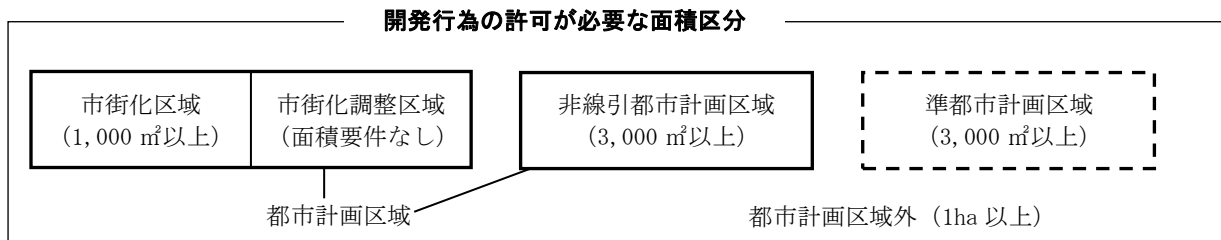
開発許可制度は、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止し、適正な都市的土地利用の実現を図ること、また、都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することを目的としています。

具体的には、都市計画区域の内外を問わず開発行為を都道府県知事等の許可に係らしめ、開発行為に対して必要最低限の公共施設整備を義務づけることにより宅地の技術的水準を保っています。また、「市街化を抑制すべき区域」である市街化調整区域内においては、技術基準に加えて「特定のものを除いては原則として開発行為を行わせない」という立地規制をかけています。

※ 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のことです。

「土地の区画形質の変更」とは、「土地の区画を変更する」こと又は「土地の形質を変更」することです。

ここに土地の形質とは形状、性質のことであり、形状の変更は土地に対して物理力を行使することで、性質の変更は土地の利用状況を変更する行為です。



### 開発行為（都市計画法第29条許可）許可件数

	区域	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		許可件数	面積 [ha]	許可件数	面積 [ha]	許可件数	面積 [ha]	許可件数	面積 [ha]	許可件数	面積 [ha]
北海道知事	市街化区域	1	0.75	1	0.22	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	市街化調整区域	2	4.63	1	1.06	4	4.79	0	0.00	1	2.10
	非線引都市計画区域	15	29.29	11	16.89	8	16.42	20	19.12	6	19.85
	都市計画区域外	9	22.23	6	65.33	7	34.28	4	35.69	5	16.19
	準都市計画区域	8	34.57	7	22.63	3	31.21	7	58.21	7	27.45
	計	35	91.47	26	106.13	22	86.69	31	113.02	19	65.59
権限移譲市町村の長	市街化区域	45	46.81	36	34.38	40	45.25	41	37.95	43	47.41
	市街化調整区域	9	11.91	16	8.76	7	3.32	7	6.48	13	1.54
	非線引都市計画区域	7	15.96	5	3.32	4	2.79	5	16.07	7	15.51
	都市計画区域外	1	3.40	1	3.46	1	0.33	1	7.17	1	3.99
	準都市計画区域	1	0.66	0	0.00	2	2.67	0	0.00	0	0
	計	63	78.74	58	49.92	54	54.36	54	67.67	64	68.45
計	市街化区域	46	47.56	37	34.60	40	45.25	41	37.95	43	47.41
	市街化調整区域	11	16.54	17	9.82	11	8.11	7	6.48	14	3.64
	非線引都市計画区域	22	45.25	16	20.21	12	19.21	25	35.19	13	35.36
	都市計画区域外	10	25.63	7	68.79	8	34.60	5	42.86	6	20.18
	準都市計画区域	9	35.23	7	22.63	5	33.87	7	58.21	7	27.45
	計	98	170.21	84	156.05	76	141.05	85	180.69	83	134.04

※北海道知事：北海道知事許可案件及び各（総合）振興局長許可案件の計

※権限移譲市町：地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく「北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月29日）」により、北海道知事の権限に属する事務の一部を移譲している市町村のこと。政令市である札幌市、中核市である旭川市及び函館市は含まない。

## ○ 開発審査会

開発審査会は、都市計画法第 50 条第 1 項に規定する審査請求に対する裁決並びに同法第 34 条第 14 号に規定する市街化調整区域における特例的な開発許可に関する審議等を行うため、同法第 78 条第 1 項の規定に基づき設置されており、委員は 5 名又は 7 名をもって組織し、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関して優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事が任命することとされています。

なお、北海道開発審査会は、7 名の委員で構成されています。

北海道開発審査会の開催回数と審議件数

年度	開催回数	審議件数 ※審査会付 議件数のみ	審議件数 ※包括承認 を含む
平成 29 年度	3	3	26
令和 元年度	3	6	14
令和 2 年度	3	4	16
令和 3 年度	3	3	12
令和 4 年度	2	2	

市街化調整区域における立地基準（都市計画法第 34 条、施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホ）

法第34条	概 要
第 1 号	開発区域の周辺に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理等の業務を営む店舗等
第 2 号	鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物等
第 3 号	温度、湿度等について特別の条件を必要とする事業の用に供する建築物等（政令未制定）
第 4 号	農林漁業の用に供する建築物又は農林水産物の処理、貯蔵、加工のために必要な建築物等
第 5 号	特定農山村地域における農林業等活性化基盤施設
第 6 号	中小企業振興のための施設
第 7 号	既存工場と密接な関連を有する建築物等
第 8 号	危険物の貯蔵、処理に供する建築物等
第 9 号	沿道サービス施設及び火薬類の製造施設
第10号	地区計画又は集落地区計画区域内の開発行為
第11号	市街化区域と一体の日常生活圏として都道府県等の条例で指定した区域内の開発行為
第12号	周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適當なものとして都道府県等の条例で指定した開発行為（H30. 4. 1現在、北海道条例未制定）
第13号	既存権利者の開発行為
第14号	その他開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認める開発行為

## 18 都市計画関係調査

### (1) 都市計画基礎調査

都市計画基礎調査は、法第6条の第1項に定められている調査で、都道府県は、おおむね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来見通しについて調査を行うこととされています。

この調査結果は、区域区分や地域地区、都市施設、市街地開発事業などの都市計画の決定・変更の基礎資料に利用されています。

調査項目は、法第6条及び政令、規則などにより、次の4つの調査からなっています。

このうち道では、「B調査」を実施しており、それ以外については、既存のデータを活用しています。

### 都市計画基礎調査の内容

項目	内 容
A調査	人口規模 産業分類別の就業人口の規模 事業所数、従業者数、製造業出荷額、商品販売額 職業分類別就業人口の規模 世帯数、住宅の規模その他の住宅事情
B調査	市街地の面積 土地利用 建築物の用途、構造、建築面積、延べ面積
C調査	交通量
D調査	地価の分布状況 都市施設の位置、利用状況、整備状況 国有地・公有地の位置、区域、面積、利用状況 宅地開発の状況、災害の状況 都市計画事業の執行状況 レクリエーション施設の位置、利用状況

### 都市計画基礎調査の実施状況（平成13年以降）

年 度	区 域 名
平成13年度	小樽、旭川圏、室蘭圏、釧路圏、千歳恵庭圏
平成14年度	旭川圏、釧路圏、帯広圏、苫小牧圏
平成16年度	札幌圏
平成17年度	札幌圏、函館圏
平成18年度	札幌圏、小樽、函館圏、室蘭圏
平成19年度	札幌圏、小樽、室蘭圏、釧路圏、苫小牧圏、北見
平成20年度	札幌圏、函館圏、釧路圏、千歳恵庭圏、苫小牧圏
平成21年度	旭川圏、帯広圏
平成22年度	函館圏（函館市）、旭川圏（旭川市）、夕張、三笠、歌志内、南幌、長沼、栗山、※1〔小樽、函館圏（北斗市、七飯町）、旭川圏（鷹栖町、東神楽町）、室蘭圏、釧路圏、千歳恵庭圏、苫小牧圏、北見〕
平成23年度	美唄奈井江、滝川、深川、士別、倶知安、岩内、古平、余市、新得、厚岸、標茶、弟子屈、白糠、※1〔留辺蘂、網走、紋別、留萌、稚内、芦別、名寄、富良野、根室、当別、福島、木古内、森、八雲、長万部、江差、北檜山、今金、上川、美瑛、上富良野、下川、美深、増毛、羽幌、枝幸、浜頓別、女満別、美幌、斜里、遠軽、滝上、興部、雄武、虻田、鶴川、門別、静内、浦河、中標津〕
平成24年度	札幌圏（札幌市）、岩見沢、清水、大樹、広尾、池田、本別、足寄、浦幌、※1〔札幌圏（江別市、北広島市、石狩市）〕、※2〔芦別、当別、八雲〕
平成25年度	赤平、砂川、※2〔留萌、稚内、名寄、富良野、福島、木古内、森、長万部、江差、北檜山、今金、上川、美瑛、上富良野、下川、美深、増毛、羽幌、枝幸、浜頓別、虻田、鶴川、門別、静内、浦河〕
平成26年度	札幌圏（札幌市）、※1〔札幌圏（江別市、北広島市、石狩市）、帯広圏（帯広市、音更町、芽室町、幕別町）〕、※2〔網走市、紋別市、美幌町、斜里町、遠軽町、北見市（留辺蘂町）、滝上町、興部町、雄武町、大空町、根室市、中標津町〕
平成27年度	※1〔小樽市、室蘭圏（室蘭市、登別市、伊達市）、釧路圏（釧路市、釧路町）、苫小牧圏（苫小牧市、白老町、安平町、厚真町）、北見市、函館圏（函館市、北斗市、七飯町）、旭川圏（旭川市、鷹栖町、東神楽町）、千歳恵庭圏（千歳市、恵庭市）〕
平成28年度	函館圏（函館市、北斗市、七飯町）、旭川圏（旭川市）、苫小牧圏（苫小牧市、白老町、安平町、厚真町）、小樽
平成29年度	帯広圏（帯広市、音更町、幕別町、芽室町）、釧路圏（釧路市、釧路町）、北見、※2〔旭川圏（鷹栖町、東神楽町）〕
平成30年度	札幌圏（札幌市、江別市、北広島市、石狩市）、千歳恵庭圏（千歳市、恵庭市）、室蘭圏（室蘭市、登別市、伊達市）
令和元年度	夕張、美唄奈井江、三笠、当別、南幌、長沼、栗山
令和2年度	札幌圏（札幌市）、芦別、赤平、滝川、砂川、歌志内、深川、福島、木古内、森、八雲、長万部、倶知安、岩内、古平、余市、虻田、鶴川
令和3年度	小樽、室蘭圏（伊達市）、北見、留辺蘂、岩見沢、網走、稚内、紋別、根室、富良野、大空、美幌、遠軽、浦河、新得、清水、池田、本別、足寄、浦幌、弟子屈
令和4年度	札幌圏（札幌市、江別市）、函館圏（函館市、北斗市、七飯町）、旭川圏（鷹栖町）、釧路圏（釧路町）、上富良野、美瑛、上川、美深、下川、枝幸、浜頓別、厚岸、白糠、標茶、中標津

（注）平成22年以降の記載から部分的に調査している区域は下記※印で表示

※1 建物敷地の用途、構造、建築面積、延べ面積についてのみ調査

※2 建物が建築されていない土地の面積、土地利用についてのみ調査

## (2) 都市交通関係調査

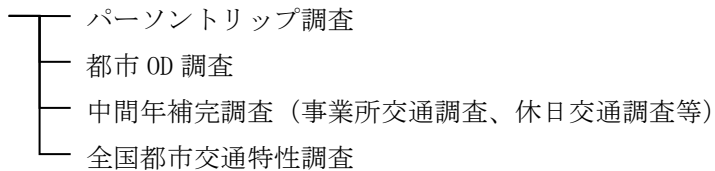
### 街路交通調査費補助（国庫補助）

複雑で多様な都市交通問題を解決し、円滑な都市機能を確保していくために、都市における総合的な都市交通計画を策定し、これに基づいて街路等の都市交通施設整備等を進めるため、次のような調査体系に基づいて街路交通調査を実施しています。（調査主体：都道府県、政令市又は市町村等 補助率：1／3）

#### (1) 総合都市交通体系調査

##### ①総合的な都市交通計画を策定する調査

##### a. 都市交通実態調査



##### b. 都市交通マスタープラン等策定調査

##### ②都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画を検討する調査 課題の例)

- ・新交通システム、都市モノレール、LRT 等中量軌道システムの検討
- ・都市計画道路網の見直し検討
- ・市町村合併に伴う都市交通計画課題の検討
- ・都市交通社会実験の検討
- ・都心交通対策の検討
- ・パーソントリップ調査や中間年補完調査の事前検討調査
- ・その他（バス交通対策、駐車場整備計画、歩行者・自転車交通計画等の検討）

#### (2) 街路事業調査（他課所管）

- ①都市交通戦略策定調査 ②地域高規格道路調査 ③連続立体交差事業調査
- ④歴史的環境整備街路事業調査 ⑤市街地再開発等調査 ⑥土地区画整理事業調査



区域名	市町村名	都市計画区域							市街化区域			行政区域		人口集中地区		整・開・保の方針	備考
		指定年月日	最終決定年月日	告示※5	範囲	面積 ha	国調人口千人	現在人口千人	国調人口千人	現在人口千人	面積 ha	現在人口千人	面積 ha	人口千人	決定年月日		
岩内	岩内町	昭9.3.21	昭56.7.20	道1591	一部	2,606	11.6	11.2			7,060	11.3	307	8.8	令3.3.23	※1	
	共和町	昭56.7.20	昭56.7.20	道1591	一部	746	1.7	1.6			30,492	5.5				※1	
	小計					3,352	13.3	12.8			37,552	16.8	307	8.8			
古平	古平町	昭24.9.20	昭58.4.14	道744	一部	703	2.7	2.6			18,836	2.7			令3.3.23	※1	
余市	余市町	昭8.6.23	昭49.4.30	道1404	一部	2,187	17.3	16.6			14,059	17.6	269	8.1	令3.3.23	※1	
南幌	南幌町	昭49.7.13	昭60.3.7	道326	全部	8,136	7.3	7.4			8,136	7.5			令元.10.18		
長沼	長沼町	昭25.6.9	昭46.6.11	道1785	一部	2,088	7.0	7.0			16,852	10.2			令元.10.18		
栗山	栗山町	昭24.6.22	昭50.12.15	道3722	一部	4,017	9.7	11.0			20,393	11.1	186	6.4	令元.10.18		
上川	上川町	昭31.2.17	平6.3.11	道357	一部	707	3.0	2.8			104,947	3.2			令2.4.7		
美瑛	美瑛町	昭23.1.1	平2.3.29	道406	一部	5,344	8.2	7.5			67,678	9.6			令2.4.7		
上富良野	上富良野町	昭23.7.16	昭50.3.31	道957	一部	1,254	9.3	9.6			23,710	10.1	201	5.5	令2.4.7		
下川	下川町	昭25.12.12	昭44.3.20	建622	一部	552	2.8	3.0			64,454	3.0			令2.4.7		
美深	美深町	昭23.1.1	昭44.5.20	建2107	一部	472	3.5	3.3			67,209	3.9			令2.4.7		
増毛	増毛町	昭31.12.10	昭61.4.21	道607	一部	1,359	3.1	3.2			36,972	3.9			令2.4.7	※1	
羽幌	羽幌町	昭27.7.19	昭50.8.16	道2799	一部	1,764	5.9	5.3			47,265	6.4			令2.4.7	※1	
枝幸	枝幸町	昭28.12.10	昭58.1.27	道140	一部	725	4.7	4.4			111,565	7.5			令2.10.30	※1	
浜頓別	浜頓別町	昭58.1.27	平15.7.22	道1287	一部	890	3.0	3.0			40,159	3.4			令2.10.30	※1	
女満	大空町	平7.3.31	平7.3.31	道465	一部	3,891	3.8	3.8			34,366	6.8			令元.10.18		
美幌	美幌町	昭15.5.23	昭50.8.16	道2800	一部	2,447	17.0	16.3			43,841	18.2	446	12.5	令元.10.18		
斜里	斜里町	昭28.10.22	昭50.8.16	道2801	一部	1,969	9.1	8.8			73,713	10.9			令元.10.18	※1	
遠軽	遠軽町	昭27.7.14	平4.3.31	道476	一部	2,067	15.1	14.5			133,245	18.5	254	7.9	令元.10.18		
滝上	滝上町	昭40.4.10	昭43.1.13	建23	一部	1,437	2.1	2.1			76,689	2.4			令元.10.18		
興部	興部町	昭30.4.4	昭45.11.30	道2896	一部	1,528	3.3	3.1			36,255	3.6			令元.10.18	※1	
雄武	雄武町	昭27.1.28	昭59.12.27	道2213	一部	558	3.3	3.6			63,688	4.1			令元.10.18	※1	
虻田	洞爺湖町	昭37.7.4	昭56.7.20	道1591	一部	1,235	6.6	6.4			18,087	8.1			令2.4.7	※1	
	壮瞥町	昭46.6.11	昭56.7.20	道1591	一部	394	0.4	0.2			20,501	2.4					
	小計					1,629	7.0	6.6			38,588	10.5					
鶴川	むかわ町	昭38.2.1	平10.12.18	道2155	一部	10,947	5.1	4.9			71,136	7.5			令3.3.23	※1※2	
門別	日高町	平4.10.16	平4.10.16	道1627	一部	6,233	7.0	7.4			99,207	11.3			令3.3.23	※1	
静内	新ひだか町	昭29.10.27	昭47.3.6	道584	一部	1,577	15.3	14.4			114,755	21.0	342	11.0	令2.4.7	※1	
浦河	浦河町	昭27.5.25	平1.4.3	道514	一部	1,067	7.6	7.2			69,430	11.7			令2.4.7	※1	
新得	新得町	昭31.7.27	昭50.6.20	道2117	一部	723	5.1	4.4			106,383	5.6			令2.10.30		
清水	清水町	昭24.7.2	平5.3.26	道440	一部	1,607	5.5	5.5			40,225	9.0			令2.10.30		
大樹	大樹町	昭37.2.1	昭58.4.14	道744	一部	1,208	4.3	3.9			81,567	5.4			令2.10.30	※1	
広尾	広尾町	昭26.6.20	昭50.8.16	道2803	一部	3,081	5.3	5.1			59,648	6.2			令2.10.30	※1	
池田	池田町	昭25.4.17	昭43.9.24	建2773	一部	1,835	5.1	4.8			37,179	6.2			令2.10.30		
本別	本別町	昭21.6.22	平5.3.26	道440	一部	1,271	4.6	4.5			39,191	6.4			令2.10.30		
足寄	足寄町	昭28.7.22	昭50.8.16	道2804	一部	2,170	5.3	5.3			140,804	6.4			令2.10.30		
浦幌	浦幌町	昭39.2.11	昭44.5.20	建2126	一部	708	2.9	2.9			72,985	4.3			令2.10.30	※1	
厚岸	厚岸町	昭28.3.20	昭50.3.31	道958	一部	1,497	7.4	7.1			73,912	8.6			令2.10.30	※1	
標茶	標茶町	昭29.1.30	昭44.5.20	建2127	一部	627	4.3	4.6			109,937	7.2			令2.10.30		
弟子屈	弟子屈町	昭26.6.20	昭50.3.31	道959	一部	3,192	4.8	4.4			77,433	6.7			令2.10.30		
白糠	白糠町	昭27.7.16	昭49.4.30	道1403	一部	11,019	7.3	7.3			77,313	7.2			令2.10.30	※1	
中標津	中標津町	昭25.9.15	昭50.6.20	道2119	一部	4,425	19.0	19.4			68,487	22.7	321	9.3	令2.10.30		
非線引地域計						233,127	750.4	721.5			3,854,400	847.5	10,826	331.2			
合計						643,707	4,758.1	4,670.5	3,903.2	3,845.0	5,156,061	4,870.7	80,199	3,972.7			

※1 都市計画区域に地先公有水面を含む  
 ※2 平10.12.18苫小牧圏都市計画区域から分離  
 ※3 平21.10.30栗沢都市計画区域と合併  
 ※4 平21.10.30風連都市計画区域と合併  
 ※5 道・道告示建・建設省(現・国交省)告示

(2) 都市再開発の方針

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	1号市街地の面積		2号地区又は2項地区		当初決定年月日 直近変更年月日
		ha	ha	面積 ha	地区数	
札幌圏	札幌市	6,098		632	43	S60.3.7 道327 H28.3.29 市943
旭川圏	旭川市			37	2	H18.3.3 道182

(3) 区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域)

注 令和5年3月31日現在

・計画人口の市街化区域には保留された人口を含む

・人口密度は見直し時における特定保留人口、区域を含む

面積、人口及び主要計画指標

区域	市町名	面 区域区分決定年月日 (道告示)	積(ha)			計 画 人 口 (R12)※			市街化区域 (可住地)の 人口密度 (R12)※	工業 出荷額 (R12)※	就 業 者 数 (R12)					
			市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	計	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	計			人	人/ha	億円	第一次 産 業	第二次 産 業	第三次 産 業
北海道	計		98,957	311,623	410,580											
札幌圏	小計	(当初)昭45.7.27(1895)	32,963	65,667	98,630											
	札幌市	(1見直)昭53.6.26(2013)	25,034	32,550	57,584											
	小樽市	(2見直)昭60.3.7(327)	440	470	910											
	江別市	(3見直)平3.3.28(451)	2,938	15,800	18,738	2,141,700	22,000	2,163,700	146.0	8,280	6.0	125.2	764.6	895.8		
	北広島市	(4見直)平10.3.31(461)	1,765	10,140	11,905											
	石狩市	(5見直)平16.4.6(391)	2,786	6,707	9,493											
		(6見直)平22.4.6(302) (7見直)令3.3.23(230)														
小樽小樽市	小計	(当初)昭45.7.1(1662)				88,900	700	89,600	44.7	1,205	0.5	7.5	42.5	50.5		
		(1見直)昭53.10.25(3267)	3,848	9,202	13,050											
		(2見直)昭60.3.7(327)														
		(3見直)平4.4.3(521)														
		(4見直)平10.11.6(1900)														
		(5見直)平16.2.6(135)														
		(6見直)平22.4.6(302) (7見直)令3.3.23(230)														
旭川圏	小計	(当初)昭45.7.1(1661)	8,375	27,062	35,437											
	旭川市	(1見直)昭53.10.5(3048)	7,957	21,843	29,800											
	鷹栖町	(2見直)昭59.8.16(1489)	162	2,822	2,984											
	東神楽町	(3見直)平3.3.28(451)	256	2,397	2,653	305,900	9,700	315,600	87.3	1,770	3.8	15.7	104.1	123.6		
		(4見直)平9.11.28(1873)														
		(5見直)平16.4.6(391)														
		(6見直)平23.3.29(216) (7見直)令2.4.7(274)														
室蘭圏	小計	(当初)昭45.12.28(3109)	5,900	24,643	30,543											
	室蘭市	(1見直)昭54.10.22(3471)	3,608	3,832	7,440											
	登別市	(2見直)昭59.8.16(1489)	1,403	9,820	11,223											
	伊達市	(3見直)平4.4.3(521)	889	10,991	11,880	130,600	7,200	137,800	51.7	13,857	1.7	12.1	44.4	58.2		
		(4見直)平10.11.6(1900)														
		(5見直)平16.4.6(391)														
		(6見直)平22.11.9(746) (7見直)令3.3.23(230)														
釧路圏	小計	(当初)昭45.12.28(3112)	5,897	28,324	34,221											
	釧路市	(1見直)昭52.10.5(3049)	5,279	16,908	22,187											
	釧路町	(2見直)昭59.3.15(418)	618	11,416	12,034											
		(3見直)平3.4.26(664)				154,000	2,800	156,800	65.3	2,410	1.6	8.3	56.6	66.5		
		(4見直)平9.10.24(1697)														
		(5見直)平16.4.6(391)														
		(6見直)平22.11.9(746) (7見直)令2.12.15(789)														
千歳恵庭圏	小計	(当初)昭46.5.15(1511)	5,095	37,253	42,348											
	千歳市	(1見直)昭53.6.30(2053)	3,223	22,667	25,890											
	恵庭市	(2見直)昭59.8.16(1489)	1,872	14,586	16,458											
		(3見直)平3.9.27(1501)				154,900	8,000	162,900	94.3	4,429	1.7	14.5	58.7	74.9		
		(4見直)平10.5.6(732)														
		(5見直)平16.2.6(135)														
		(6見直)平23.3.29(216) (7見直)令3.3.23(230)														
苫小牧圏	小計	(当初)昭48.12.28(3804)	20,042	62,542	82,584											
	苫小牧市	(1見直)昭54.3.5(546)	15,370	22,123	37,493											
	白老町	(2見直)昭59.8.16(1489)	1,094	8,764	9,858											
	安平町	(3見直)平3.3.28(451)	1,353	12,431	13,784	174,700	6,700	181,400	52.4	25,213	3.6	19.8	62.9	86.3		
	厚真町	(4見直)平10.12.18(2156)	2,225	19,224	21,449											
		(5見直)平16.4.6(391)														
		(6見直)平22.11.9(746) (7見直)令3.3.23(230)														
函館圏	小計	(当初)昭45.12.28(3110)	6,535	18,727	25,262											
	函館市	(1見直)昭53.3.31(816)	4,787	9,667	14,454											
	北斗市	(2見直)昭59.5.31(977)	1,181	6,307	7,488											
	七飯町	(3見直)平2.9.17(1304)	567	2,753	3,320	249,500	17,000	266,500	79.0	2,378	5.7	21.1	94.7	121.5		
		(4見直)平9.4.1(488)														
		(5見直)平16.4.6(391)														
		(6見直)平23.3.29(216) (7見直)令2.4.7(274)														
帯広圏	小計	(当初)昭45.12.28(3111)	6,957	26,158	33,115											
	帯広市	(1見直)昭52.10.15(3119)	4,261	6,108	10,369											
	音更町	(2見直)昭58.4.28(863)	1,083	5,207	6,290											
	芽室町	(3見直)平2.9.17(1304)	829	7,453	8,282	227,000	8,200	235,200	77.1	4,188	9.3	20.5	87.2	117.0		
	幕別町	(4見直)平9.3.28(460)	784	7,390	8,174											
		(5見直)平16.4.6(391)														
		(6見直)平23.3.29(216) (7見直)令2.10.30(671)														
北見北見市	小計	(当初)平6.3.29(469)				89,400	2,100	91,500	57.5	1,371	3.1	7.8	39.6	50.5		
		(1見直)平16.2.6(135)	3,345	12,045	15,390											
		(2見直)平23.3.29(216) (3見直)令2.10.30(671)														

(見直: 繰り引き見直し、変更: 最終変更)

(工業出荷額 平成27年価格)





(2) 用途地域

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	第一種低層住居専用地域		第二種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田住居地域	近隣商業地	商業地域	準工業地	工業地域	工業専用地	計	当初決定年月日 直近変更年月日	
		面積	外壁後退最低高さ限度	面積	外壁後退最低高さ限度														
北海道計		24,478.5		1,469.2		13,598.4	16,167.3	20,735.6	5,059.0	2,900.5	33.0	5,416.8	3,622.1	15,292.7	10,354.7	18,560.3	137,688.3		
札幌圏	札幌市	8,191.0 (32.7%)	1.0 165 10.0	475.0 (1.9%)	1.0 10.0	1,386.0 (5.5%)	2,576.0 (10.3%)	4,421.0 (17.7%)	485.0 (1.9%)	1,156.0 (4.6%)		2,647.0 (10.6%)	831.0 (3.3%)	2,264.0 (9.0%)	364.0 (1.5%)	238.0 (1.0%)	25,034.0	S48. 6. 1 道1707 R5. 2.27 市938	
	小樽市													241.0 (54.8%)	26.0 (5.9%)	173.0 (39.3%)	440.0	S53. 6.26 道2014 R3. 3.23 市 90	
	江別市	901.0 (30.7%)	1.0 10.0			208.0 (7.1%)	467.0 (15.9%)	449.0 (15.3%)	14.0 (0.5%)	166.0 (5.7%)			122.0 (4.2%)	50.0 (1.7%)	213.0 (7.2%)	6.0 (0.2%)	342.0 (11.6%)	2,938.0	S48. 6. 1 道1707 R3. 3.23 市 56
	北広島市	684.0 (38.8%)	1.5.1.0 10.0	36.8 (2.1%)	1.0 10.0	200.0 (11.3%)	78.0 (4.4%)	46.8 (2.7%)	7.0 (0.4%)	9.1 (0.5%)			104.0 (5.9%)	71.0 (4.0%)	161.0 (9.1%)	153.0 (8.7%)	214.0 (12.1%)	1,764.7	S48. 6. 1 道1707 R4.12.16 市 189
	石狩市	629.0 (22.6%)	1.0 10.0	73.0 (2.6%)	1.0 10.0	152.0 (5.5%)	107.0 (3.8%)	73.0 (2.6%)	32.0 (1.1%)	26.0 (0.9%)			61.0 (2.6%)	19.0 (0.7%)	567.0 (20.4%)	306.0 (11.0%)	741.0 (26.6%)	2,786.0	S48. 6. 1 道1707 R3. 3.23 市 9
小樽	小樽市	740.0 (19.2%)	1.0 10.0			792.0 (20.6%)		1,237.0 (32.1%)	29.0 (0.8%)				130.0 (3.4%)	78.0 (2.0%)	429.0 (11.1%)	255.0 (6.6%)	158.0 (4.1%)	3,848.0	S48. 5. 1 道1305 R3. 3.23 市 90
函館圏	函館市	940.0 (19.6%)	1.0 10.0	42.0 (0.9%)	1.0 10.0	144.0 (3.0%)	844.0 (17.6%)	777.0 (16.2%)	282.0 (5.9%)	88.0 (1.8%)		281.0 (5.9%)	235.0 (4.9%)	769.0 (16.1%)	270.0 (5.6%)	115.0 (2.4%)	4,787.0	S48. 6. 1 市 42 R4. 3.25 市 88	
	北斗市	101.0 (8.6%)	1.0 10.0	8.0 (0.7%)	1.0 10.0	124.0 (10.5%)	69.0 (5.8%)	374.0 (31.7%)	5.1 (0.4%)	23.0 (1.9%)		24.3 (2.1%)	5.4 (0.5%)	159.0 (13.5%)	271.0 (23.0%)	17.0 (1.4%)	1,180.8	H18.10.20 市 208 H28. 1. 5 市 3	
	七飯町	241.0 (42.5%)	1.0 10.0	6.0 (1.1%)	1.0 10.0	95.0 (16.7%)	6.6 (1.2%)	126.0 (22.2%)	7.0 (1.2%)			6.1 (1.1%)		13.0 (2.3%)	30.0 (5.3%)	37.0 (6.5%)	567.7	S48. 6. 1 町 25 R2. 4. 7 町 9	
旭川圏	旭川市	2,146.0 (26.9%)		63.0 (0.8%)	10.0	62.0 (0.8%)	1,501.0 (18.8%)	1,092.0 (13.7%)	405.0 (5.1%)	449.0 (5.6%)			224.0 (2.8%)	261.0 (3.3%)	982.0 (12.3%)	345.0 (4.3%)	439.0 (5.5%)	7,969.0	S48. 6. 1 道1708 H29. 8. 1 市 445
	鷹栖町	30.0 (18.3%)				23.0 (14.1%)	49.0 (30.0%)	19.0 (11.6%)				9.6 (5.9%)		33.0 (20.2%)			163.6	S48. 6. 1 道1708 H15. 2. 5 町 8	
	東神楽町	99.0 (38.5%)				30.0 (11.7%)	31.0 (12.1%)	28.0 (10.9%)	11.0 (4.3%)			13.0 (5.1%)	4.1 (1.6%)	15.0 (5.8%)	26.0 (10.1%)		257.1	S48. 6. 1 道1708 H30.12.28 町 54	
室蘭圏	室蘭市	290.0 (8.0%)		9.0 (0.2%)	10.0	265.0 (7.3%)	354.0 (9.8%)	872.0 (24.2%)	98.0 (2.7%)	29.0 (0.8%)		94.0 (2.6%)	208.0 (5.8%)	300.0 (8.3%)	346.0 (9.6%)	743.0 (20.6%)	3,608.0	S48. 5. 1 道1306 R4. 3.28 市 7	
	登別市	254.0 (18.1%)		21.0 (1.5%)	10.0	236.0 (16.8%)	168.0 (12.0%)	260.0 (18.5%)	105.0 (7.5%)	23.0 (1.6%)		53.0 (3.8%)	37.0 (2.6%)	162.0 (11.5%)	17.0 (1.2%)	67.0 (4.8%)	1,403.0	S48. 5. 1 道1306 R5. 2.22 市 26	
	伊達市	166.0 (18.7%)		26.0 (2.9%)	10.0	180.0 (20.2%)	16.0 (1.8%)	165.0 (18.6%)	59.0 (6.6%)	7.1 (0.8%)		34.0 (3.8%)	15.0 (1.7%)	66.0 (7.4%)	29.0 (3.3%)	126.0 (14.2%)	889.1	S48. 5. 1 道1306 R3. 3.23 市 51	
釧路圏	釧路市	969.0 (18.4%)	1.5.1.0 10.0	7.0 (0.1%)	1.0 10.0	878.0 (16.6%)	604.0 (11.4%)	494.0 (9.4%)	83.0 (1.6%)	127.0 (2.4%)		197.0 (3.7%)	108.0 (2.0%)	362.0 (6.9%)	758.0 (14.4%)	692.0 (13.1%)	5,279.0	S47.10. 1 市 160 R2.12.15 市 420	
	釧路町	161.0 (26.1%)	1.0 10.0	5.0 (0.8%)	10.0	122.0 (19.7%)	58.0 (9.4%)	55.0 (8.9%)		15.0 (2.4%)		5.0 (0.8%)	18.0 (2.9%)	15.0 (2.4%)	147.0 (23.8%)	17.0 (2.8%)	618.0	S47.10. 1 村 35 R2.12.15 町 146	
帯広圏	帯広市	923.0 (21.6%)		70.0 (1.6%)	10.0	377.0 (8.8%)	863.0 (20.2%)	655.0 (15.4%)	379.0 (8.9%)	33.0 (0.8%)		127.0 (3.0%)	144.0 (3.4%)	192.0 (4.5%)	150.0 (3.5%)	354.0 (8.3%)	4,267.0	S48. 4. 1 市 61 R3. 5.13 市 126	
	音更町	242.0 (22.3%)		18.0 (1.7%)	10.0	82.0 (7.6%)	255.0 (23.5%)	218.0 (20.1%)	20.0 (1.8%)			62.0 (5.7%)	30.0 (2.8%)	59.0 (5.4%)	97.0 (9.0%)		1,083.0	S48. 4. 1 町 16 R3. 11. 2 町 115	
	芽室町	121.0 (14.6%)		11.0 (1.3%)	10.0	118.0 (14.2%)	65.0 (7.8%)	22.0 (2.7%)	85.0 (10.2%)			4.5 (0.5%)	11.0 (1.3%)	12.0 (1.4%)	131.0 (15.8%)	249.0 (30.0%)	829.5	S48. 4. 1 町 6 H18.10.20 町 82	
	幕別町	202.0 (25.8%)		6.1 (0.8%)	10.0	62.0 (7.9%)	184.0 (23.5%)	53.0 (6.8%)	31.0 (4.0%)	13.0 (1.7%)		21.0 (2.7%)	6.4 (0.8%)	43.0 (5.5%)	162.0 (20.7%)		783.5	S48. 4. 1 町 8 H28. 2.15 町 32	
千歳恵庭圏	千歳市	779.0 (24.2%)	1.0 10.0	26.0 (0.8%)	1.0 10.0	151.0 (4.7%)	223.0 (6.9%)	273.0 (8.5%)	30.0 (0.9%)	37.0 (1.1%)		72.6 (2.3%)	26.0 (0.8%)	605.0 (18.8%)	223.0 (6.9%)	777.0 (24.1%)	3,222.6	S46. 8.10 道2361 R5. 3.24 市 75	
	恵庭市	457.0 (24.4%)	1.0 10.0	6.1 (0.3%)	1.0 10.0	128.0 (6.8%)	374.0 (20.0%)	244.0 (13.0%)	39.0 (2.1%)			82.0 (4.4%)	20.0 (1.1%)	87.0 (4.6%)	41.0 (2.2%)	394.0 (21.0%)	1,872.1	S46. 8.10 道2361 R3. 3.23 市 125	
苫小牧圏	苫小牧市	361.0 (2.3%)	1.0 10.0	61.0 (0.4%)	1.0 10.0	1,133.0 (7.4%)	764.0 (5.0%)	619.0 (4.0%)	247.0 (1.6%)	207.0 (1.3%)		102.0 (0.7%)	140.0 (0.9%)	1,616.0 (10.5%)	1,062.0 (6.9%)	9,058.0 (58.9%)	15,370.0	S48.12.28 道3805 R3. 3.23 市 51	
	白老町	107.0 (9.8%)	1.0 10.0	2.1 (0.2%)	1.0 10.0	89.0 (8.1%)	56.0 (5.1%)	297.0 (27.2%)	121.0 (11.1%)	20.0 (1.8%)		7.1 (0.6%)	5.5 (0.5%)	38.0 (3.5%)	96.0 (8.8%)	254.0 (23.2%)	1,092.7	S48.12.28 道3805 R3. 3.23 町 18	
	安平町	63.0 (4.7%)	1.0 10.0			64.0 (4.7%)		43.0 (3.2%)					4.2 (0.3%)	109.0 (8.1%)	34.0 (2.5%)	1,036.0 (76.6%)	1,353.2	S48.12.28 道3805 H19. 2.16 町 11	
	厚真町	125.0 (5.6%)	1.0 10.0	162.0 (7.3%)	1.0 12.0			68.0 (3.1%)	80.0 (3.6%)				8.4 (0.4%)	100.0 (4.5%)	50.0 (2.2%)	1,632.0 (73.3%)	2,225.4	S48.12.28 道3805 R4. 3.23 町 716	
北見	北見市	397.0 (11.9%)	1.5 10.0	12.0 (0.4%)	1.5 10.0	81.0 (2.4%)	812.0 (24.3%)	768.0 (23.0%)	354.0 (10.6%)			103.0 (3.1%)	70.0 (2.1%)	301.0 (9.0%)	380.0 (11.4%)	67.0 (2.0%)	3,345.0	S47. 8.11 市 69 R3. 3. 1 市 42	
線引都市計		20,319.0 (20.5%)		1,146.1 (1.2%)		7,182.0 (7.3%)	10,524.6 (10.6%)	13,748.8 (13.9%)	3,008.1 (3.0%)	2,428.2 (2.5%)		4,586.2 (4.6%)	2,406.0 (2.4%)	9,913.0 (10.0%)	5,775.0 (5.8%)	17,940.0 (18.1%)	98,977.0		

区域名	市町名	第一種低層住居専用地域		第二種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居住居地域	田園住居地域	近隣商業地	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	当初決定年月日 直近変更年月日
		面積	外壁後退最低敷地高さ限度	面積	外壁後退最低敷地高さ限度													
留辺	北見市					124.0 (29.7%)	52.0 (12.5%)	90.0 (21.6%)		7.2 (1.7%)		5.3 (1.3%)	22.0 (5.3%)	97.0 (23.2%)	20.0 (4.8%)		417.5	S52.7.20 町 28 H15.4.2 町 20
夕張	夕張市							509.0 (49.3%)	121.0 (11.7%)			27.0 (2.6%)	58.0 (5.6%)	216.0 (20.9%)	102.0 (9.9%)		1,033.0	S47.4.1 市 20 H24.9.20 市 87
岩見沢	岩見沢市	872.0 (27.5%)	1.0 10.0	25.0 (0.8%)	10.0	491.0 (15.5%)	358.0 (11.3%)	195.0 (6.1%)	213.0 (6.7%)	32.0 (1.0%)		85.0 (2.7%)	37.0 (1.2%)	331.0 (10.4%)	534.0 (16.8%)		3,173.0	S48.6.1 市 38 R4.4.22 市 26
網走	網走市	341.0 (28.5%)		17.0 (1.4%)	10.0	124.0 (10.4%)	146.0 (12.2%)	127.0 (10.6%)	157.0 (13.1%)			51.0 (4.3%)	36.0 (3.0%)	110.0 (9.2%)	88.0 (7.4%)		1,197.0	S48.7.2 市 59 H22.11.9 市 231
留萌	留萌市	53.0 (6.3%)				143.0 (17.1%)	115.0 (13.8%)	135.0 (16.2%)	35.0 (4.2%)	12.0 (1.4%)		32.0 (3.8%)	35.0 (4.2%)	143.0 (17.1%)	128.0 (15.3%)	4.7 (0.6%)	835.7	S46.7.6 市 37 H31.3.5 市 16
稚内	稚内市	113.0 (10.4%)				210.0 (19.2%)	98.0 (9.0%)	173.0 (15.9%)	4.3 (0.4%)	11.0 (1.0%)		16.8 (1.5%)	41.0 (3.8%)	353.0 (32.4%)		71.0 (6.5%)	1,091.1	S48.10.9 市 37 R4.9.30 市 81
美唄奈井江	美唄市	165.0 (17.2%)		15.0 (1.6%)	10.0	133.0 (13.8%)	219.0 (22.8%)	99.0 (10.3%)	2.3 (0.2%)			21.7 (2.3%)	24.0 (2.5%)	141.0 (14.7%)	142.0 (14.8%)		962.0	S48.9.1 市 37 R2.10.20 市 101
	奈井江町	35.0 (6.7%)	1.0 10.0	2.4 (0.5%)	1.0 10.0	139.0 (26.6%)	51.0 (9.8%)	38.0 (7.3%)				2.0 (0.4%)	11.0 (2.1%)	85.0 (16.3%)	121.0 (23.2%)	38.0 (7.3%)	522.4	S52.2.10 町 9 H26.3.28 町 19
芦別	芦別市	154.0 (22.2%)		28.0 (4.0%)	12.0	58.0 (8.4%)	48.0 (6.9%)	144.0 (20.8%)	28.0 (4.0%)			14.9 (2.2%)	23.0 (3.3%)	119.0 (17.2%)	76.0 (11.0%)		692.9	S48.4.1 市 19 H28.2.24 市 7
赤平	赤平市	34.0 (4.8%)	1.0 10.0			219.0 (31.1%)		133.0 (18.9%)	38.0 (5.4%)	27.0 (3.8%)		11.1 (1.6%)	23.0 (3.3%)	58.0 (8.2%)	131.0 (18.6%)	30.0 (4.3%)	704.1	S48.4.10 市 12 R3.10.19 市 105
紋別	紋別市	155.0 (13.9%)		8.8 (0.8%)	10.0	142.0 (12.7%)	160.0 (14.3%)	201.0 (18.0%)	23.0 (2.1%)			12.4 (1.1%)	38.0 (3.4%)	126.0 (11.3%)	252.0 (22.5%)		1,118.2	S47.3.1 市 8 H29.3.1 市 19
士別	士別市	72.0 (10.3%)				184.0 (26.3%)	66.0 (9.4%)	142.0 (20.3%)	2.5 (0.4%)	4.0 (0.6%)		12.0 (1.7%)	27.0 (3.9%)	92.0 (13.1%)	68.0 (9.7%)	31.0 (4.4%)	700.5	S47.7.10 市 45 H22.3.2 市 36
名寄	名寄市	120.0 (9.9%)				285.0 (23.6%)	209.0 (17.3%)	115.0 (9.5%)	94.0 (7.8%)	11.0 (0.9%)		25.0 (2.1%)	45.0 (3.7%)	91.0 (7.5%)	215.0 (17.8%)		1,210.0	S46.5.1 市 18 H21.10.30 市 134
三笠	三笠市	62.0 (6.5%)				133.0 (13.9%)	40.0 (4.2%)	233.0 (24.3%)	150.0 (15.7%)				32.0 (3.3%)	64.0 (6.7%)	159.0 (16.6%)	84.0 (8.8%)	957.0	S48.5.1 市 17 R2.3.26 市 9
根室	根室市	99.0 (7.9%)				85.0 (6.8%)	342.0 (27.3%)	199.0 (15.9%)	47.0 (3.7%)			3.1 (0.2%)	61.0 (4.9%)	169.0 (13.5%)	210.0 (16.7%)	39.0 (3.1%)	1,254.1	S48.12.10 市 75 H30.3.30 市 12
滝川	滝川市	135.0 (8.3%)		22.0 (1.4%)	10.0	279.0 (17.1%)	97.0 (6.0%)	572.0 (35.2%)	27.0 (1.7%)	30.0 (1.8%)		55.0 (3.4%)	50.0 (3.1%)	154.0 (9.5%)	206.0 (12.7%)		1,627.0	S47.5.20 市 26 R1.12.19 市 76
	新十津川町	74.0 (29.3%)	1.0 10.0			35.0 (13.9%)	42.0 (16.6%)	37.0 (14.6%)	10.0 (4.0%)			6.7 (2.7%)	4.9 (1.9%)	11.0 (4.4%)	32.0 (12.7%)		252.6	S54.9.13 町 66 R2.3.2 町 5
砂川	砂川市	94.0 (8.1%)		6.0 (0.5%)	10.0	203.0 (17.5%)	138.0 (11.9%)	152.0 (13.1%)	5.4 (0.5%)	25.0 (2.2%)		32.0 (2.8%)	21.0 (1.8%)	185.0 (16.0%)	142.0 (12.2%)	156.0 (13.5%)	1,159.4	S48.12.5 市 33 H30.3.30 市 17
歌志内	歌志内市					102.0 (29.1%)	7.0 (2.0%)	145.0 (41.4%)	20.0 (5.7%)			7.4 (2.1%)	8.7 (2.5%)	20.0 (5.7%)	41.0 (11.7%)		351.1	S48.9.1 市 23 H15.1.1 市 2
深川	深川市	130.2 (19.1%)		7.0 (1.0%)	10.0	137.0 (20.1%)	86.0 (12.6%)	104.0 (15.3%)	53.0 (7.8%)	10.0 (1.5%)		17.2 (2.5%)	18.0 (2.6%)	44.0 (6.5%)	75.0 (11.0%)		681.4	S47.1.1 市 1 R3.3.17 市 55
富良野	富良野市	77.0 (13.6%)		7.2 (1.3%)	10.0	38.0 (6.7%)	124.0 (21.9%)	132.0 (23.4%)	45.0 (8.0%)	21.0 (3.7%)		13.0 (2.3%)	14.0 (2.5%)	29.0 (5.1%)	65.0 (11.5%)		565.2	S46.12.24 市 63 R1.7.31 市 110
当別	当別町	117.0 (21.6%)	1.0 10.0	5.3 (1.0%)	10.0	131.0 (24.2%)	117.0 (21.6%)	87.0 (16.0%)	4.0 (0.7%)	6.6 (1.2%)		5.2 (1.0%)	27.0 (5.0%)	42.0 (7.7%)			542.1	S51.12.28 町 40 R3.8.26 町 83
福島	福島町					19.4 (19.4%)	15.6 (15.6%)	29.9 (29.9%)	8.1 (8.1%)			2.1 (2.1%)	7.4 (7.4%)	17.5 (17.5%)			100.0	S53.1.23 町 4 H15.1.1 町 1
木古内	木古内町					35.0 (23.0%)		62.0 (40.7%)	6.8 (4.5%)	3.3 (2.2%)		6.1 (4.0%)	11.0 (7.2%)	28.0 (18.4%)			152.2	H1.3.30 町 9 R3.7.27 町 9
森	森町						134.0 (30.6%)	108.0 (24.6%)				9.7 (2.2%)	9.9 (2.3%)	167.0 (38.1%)	10.0 (2.3%)		438.6	S52.10.6 町 38 H26.8.14 町 73
八雲	八雲町	14.0 (3.5%)				49.0 (12.1%)	89.0 (22.0%)	89.0 (22.0%)	13.0 (3.2%)	23.0 (5.7%)		15.0 (3.7%)	11.0 (2.7%)	105.0 (25.9%)			408.0	S58.4.1 町 20 H28.2.15 町 18
長万部	長万部町			4.5 (1.2%)	10.0	87.0 (23.9%)	48.0 (13.2%)	121.0 (33.3%)	4.8 (1.3%)	12.0 (3.3%)		3.3 (0.9%)	8.1 (2.2%)	45.0 (12.4%)	30.0 (8.2%)		363.7	S59.3.31 町 15 H16.1.21 町 3
江差	江差町	15.0 (6.0%)	1.0 10.0			51.0 (20.5%)	22.0 (8.8%)	52.0 (20.9%)	36.0 (14.5%)			11.0 (4.4%)	10.0 (4.0%)	44.0 (17.7%)	7.7 (3.1%)		248.7	S48.3.6 町 13 H19.6.19 町 30
北檜山	せたな町	14.0 (11.9%)				41.0 (34.9%)		25.0 (21.3%)	11.0 (9.4%)			4.4 (3.7%)	5.1 (4.3%)	17.0 (14.5%)			117.5	S48.2.15 町 5 R1.11.5 町 45
今金	今金町					48.0 (26.7%)		92.0 (51.2%)	3.0 (1.7%)			2.2 (1.2%)	9.6 (5.3%)	21.0 (11.7%)	4.0 (2.2%)		179.8	S58.4.14 町 24 H28.12.13 町 60
倶知安	倶知安町	36.0 (8.8%)	1.0 12.0			102.0 (25.0%)	85.0 (20.8%)	39.0 (9.6%)	61.0 (15.0%)			18.0 (4.4%)	6.7 (1.6%)	60.0 (14.7%)			407.7	S47.7.20 町 23 H23.3.29 町 22

区域名	市町名	第一種低層住居専用地域		第二種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居住居地域	田園住居地域	近隣商業地	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計	当初決定年月日 直近変更年月日
		面積	外壁後退最低敷地高さ限度	面積	外壁後退最低敷地高さ限度													
岩内	岩内町	63.0 (11.1%)	10.0			100.0 (17.6%)	123.0 (21.6%)	49.0 (8.6%)	30.0 (5.3%)	10.0 (1.8%)		16.0 (2.8%)	28.0 (4.9%)	102.0 (17.9%)	37.0 (6.5%)	11.0 (1.9%)	569.0	S49.10.1 町 37 R3.8.6 町 61
	共和町					15.0 (16.2%)	25.0 (27.0%)		8.0 (8.6%)	10.0 (10.8%)				29.0 (31.3%)		5.6 (6.0%)	92.6	S57.5.20 町 13 H8.2.9 町 7
古平	古平町					28.0 (19.6%)	20.0 (14.0%)	59.0 (41.3%)	3.2 (2.2%)			6.4 (4.5%)	2.2 (1.5%)	24.0 (16.8%)			142.8	S58.4.14 町 19 R1.11.5 町 37
余市	余市町	55.0 (8.3%)	10.0			173.0 (26.2%)	112.0 (17.0%)	168.0 (25.4%)	7.7 (1.2%)	19.0 (2.9%)		13.0 (2.0%)	17.0 (2.6%)	96.0 (14.5%)			660.7	S48.12.10 道3606 H27.2.9 町 6
南幌	南幌町	159.0 (38.7%)	1.0 10.0	1.6 (0.4%)	1.0 10.0	58.0 (14.1%)	7.5 (1.8%)	7.8 (1.9%)	10.0 (2.4%)	6.4 (1.6%)		12.3 (3.0%)	12.0 (2.9%)	35.0 (8.5%)	101.0 (24.6%)		410.6	S49.11.1 町 42 R5.3.20 町 15
長沼	長沼町	72.0 (22.4%)	1.0 10.0			61.0 (19.0%)	23.0 (7.2%)	55.0 (17.1%)	30.0 (9.3%)			4.0 (1.2%)	11.0 (3.4%)	30.0 (9.3%)	35.0 (10.9%)		321.0	S50.10.1 町 22 H10.10.1 町 32
栗山	栗山町	17.0 (3.3%)	10.0	2.3 (0.4%)	10.0	88.0 (16.9%)	117.0 (22.5%)	63.0 (12.1%)	4.4 (0.8%)	32.0 (6.1%)		8.2 (1.6%)	11.0 (2.1%)	63.0 (12.1%)	115.0 (22.1%)		520.9	S48.5.1 町 29 H27.2.9 町 10
上川	上川町					84.0 (31.8%)	49.0 (18.6%)	60.0 (22.7%)				8.1 (3.1%)	4.7 (1.8%)	36.0 (13.6%)	22.0 (8.3%)		264.0	S57.9.10 町 65 H14.12.12 町 81
美瑛	美瑛町	73.0 (19.9%)	1.0 10.0			70.0 (19.0%)	36.0 (9.8%)	71.0 (19.3%)	23.0 (6.3%)	14.0 (3.8%)		7.6 (2.1%)	11.0 (3.0%)	10.0 (2.7%)	52.0 (14.1%)		367.6	S51.3.31 町 13 R3.4.1 町 10
上富良野	上富良野町	45.0 (12.5%)	10.0			142.0 (39.5%)	7.2 (2.0%)	87.0 (24.2%)	31.0 (8.6%)			6.6 (1.8%)	13.0 (3.6%)	21.0 (5.8%)	7.1 (2.0%)		359.9	S50.8.1 町 35 H28.3.18 町 15
下川	下川町	7.4 (4.7%)	1.0 10.0			35.0 (22.4%)	36.0 (23.1%)	34.0 (21.8%)				2.9 (1.9%)	8.7 (5.6%)	32.0 (20.5%)			156.0	S59.12.14 町 39 H7.4.3 町 11
美深	美深町			11.0 (4.8%)	10.0	85.0 (37.3%)	33.0 (14.5%)	20.0 (8.8%)	16.0 (7.0%)			13.0 (5.7%)	7.9 (3.5%)	42.0 (18.4%)			227.9	S62.4.2 町 5 H28.3.25 町 9
増毛	増毛町						11.0 (8.8%)	48.0 (38.4%)		14.0 (11.2%)		5.3 (4.2%)	2.7 (2.2%)	28.0 (22.4%)	16.0 (12.8%)		125.0	S61.4.7 町 19 H30.3.15 町 15
羽幌	羽幌町	7.5 (2.4%)	10.0			20.0 (6.4%)	83.0 (26.4%)	79.0 (25.1%)	6.4 (2.0%)	7.9 (2.5%)		11.0 (3.5%)	10.0 (3.2%)	60.0 (19.1%)	30.0 (9.5%)		314.8	S52.9.7 町 37 H25.3.29 町 28
枝幸	枝幸町					98.0 (28.2%)	39.0 (11.2%)	69.0 (19.9%)		1.2 (0.3%)		4.3 (1.2%)	6.7 (1.9%)	86.0 (24.8%)	43.0 (12.4%)		347.2	S52.3.1 町 16 H27.3.2 町 11
浜頓別	浜頓別町	3.8 (1.4%)	10.0			22.0 (8.1%)	85.0 (31.4%)	66.0 (24.4%)				5.3 (2.0%)	3.5 (1.3%)	30.0 (11.1%)	55.0 (20.3%)		270.6	S59.1.1 町 1 H8.3.29 町 14
女満別	大空町	63.0 (16.7%)	1.0 200 10.0			69.0 (18.3%)	40.0 (10.6%)	46.0 (12.2%)	4.2 (1.1%)			11.0 (2.9%)	6.8 (1.8%)	46.0 (12.2%)	91.0 (24.1%)		377.0	H10.3.17 町 12 H23.3.24 町 20
美幌	美幌町	64.0 (8.6%)	10.0			40.0 (5.4%)	213.0 (28.5%)	163.0 (21.8%)	23.0 (3.1%)			19.0 (2.5%)	13.0 (1.7%)	20.0 (2.7%)	192.0 (25.7%)		747.0	S47.7.20 町 41 H29.3.31 町 28
斜里	斜里町	60.0 (15.8%)	1.0 10.0			73.0 (19.2%)	68.0 (17.9%)	36.0 (9.5%)	46.0 (12.1%)				18.0 (4.7%)	63.0 (16.6%)	16.0 (4.2%)		380.0	S53.7.6 町 10 H14.12.27 町 54
遠軽	遠軽町	136.0 (20.6%)	10.0			103.0 (15.6%)	97.0 (14.7%)	138.0 (21.0%)	47.0 (7.1%)			20.0 (3.0%)	6.6 (1.0%)	111.0 (16.9%)			658.6	S48.8.28 町 32 H30.6.8 町 50
興部	興部町					9.4 (5.1%)	45.0 (24.3%)	48.0 (26.0%)	29.0 (15.7%)	2.2 (1.2%)		1.3 (0.7%)	9.0 (4.9%)	23.0 (12.4%)	18.0 (9.7%)		184.9	S48.12.15 町 17 H15.1.20 町 2
雄武	雄武町	24.0 (12.5%)	1.0 10.0			28.0 (14.6%)	45.0 (23.5%)	27.0 (14.1%)				6.3 (3.3%)	3.4 (1.8%)	53.0 (27.6%)	5.0 (2.6%)		191.7	S59.4.2 町 6 H7.4.1 町 10
虻田	洞爺湖町			22.0 (5.7%)	10.0		145.0 (37.5%)	28.0 (7.2%)	68.0 (17.6%)	26.0 (6.7%)			55.0 (14.2%)	12.0 (3.1%)	31.0 (8.0%)		387.0	S47.4.1 道 950 H23.10.20 町 45
	壮瞥町												29.2 (100.0%)				29.2	S47.4.1 道 950 H6.3.15 町 10
鵡川	むかわ町	48.0 (16.6%)	1.0 10.0			10.0 (3.5%)		50.0 (17.3%)		20.0 (6.9%)		4.8 (1.7%)	4.1 (1.4%)	42.0 (14.5%)	8.7 (3.0%)	102.0 (35.2%)	289.6	S48.12.28 道3805 R5.3.20 町 99
門別	日高町			60.0 (17.9%)	10.0		73.0 (21.7%)	59.0 (17.6%)	51.0 (15.2%)	10.0 (3.0%)		18.0 (5.4%)	5.0 (1.5%)	60.0 (17.9%)			336.0	H6.3.31 町 7 H17.3.14 町 14
静内	新ひだか町	49.0 (8.8%)	1.5 10.0			74.0 (13.3%)	162.0 (29.2%)	130.0 (23.4%)	13.0 (2.3%)	2.7 (0.5%)		15.0 (2.7%)	10.0 (1.8%)	72.0 (13.0%)	28.0 (5.0%)		555.7	S48.1.1 町 1 H28.3.31 町 14
浦河	浦河町	37.0 (8.5%)	10.0			98.0 (22.4%)	106.0 (24.3%)	44.0 (10.1%)	58.0 (13.3%)			19.0 (4.3%)	11.0 (2.5%)	53.0 (12.1%)	11.0 (2.5%)		437.0	S46.7.1 町 18 R4.3.10 町 12
新得	新得町	16.0 (5.5%)	1.0 10.0			102.0 (34.8%)	16.0 (5.5%)	74.0 (25.2%)				4.3 (1.5%)	11.0 (3.8%)	54.0 (18.4%)	16.0 (5.5%)		293.3	S52.3.1 町 5 H24.8.7 町 31
清水	清水町					112.0 (26.5%)	85.0 (20.1%)	59.0 (14.0%)	32.0 (7.6%)	9.1 (2.2%)		6.5 (1.5%)	5.7 (1.3%)	27.0 (6.4%)	38.0 (9.0%)	48.0 (11.4%)	422.3	S51.11.15 町 36 H15.1.1 町 119
大樹	大樹町	11.0 (4.3%)	10.0			80.0 (31.2%)	58.0 (22.6%)	51.0 (19.9%)	3.0 (1.2%)			8.4 (3.3%)	8.2 (3.2%)	26.0 (10.1%)	11.0 (4.3%)		256.6	S58.11.4 町 29 H11.7.2 町 34

区域名	市町名	第一種低層住居専用地域		第二種低層住居専用地域		第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園地域	近隣商業地	商業地域	準工業地	工業地域	工業専用地域	計	当初決定年月日 直近変更年月日	
		面積	外壁後退最低敷地高さ限度	面積	外壁後退最低敷地高さ限度														
広尾	広尾町	90.0 (16.2%)	10.0			5.9 (1.1%)	53.0 (9.6%)	43.0 (7.8%)	117.0 (21.1%)				22.0 (4.0%)	12.0 (2.2%)	67.0 (12.1%)	144.0 (26.0%)		553.9	S49. 6. 1 町 22 H19. 2. 16 町 6
池田	池田町					128.7 (35.9%)	72.4 (20.2%)	85.1 (23.8%)	2.1 (0.6%)				14.0 (3.9%)	2.2 (0.6%)	53.7 (15.0%)			358.2	S46. 3.29 町 40 H14.12.18 町 157
本別	本別町	3.9 (1.3%)	10.0			56.0 (18.1%)	48.0 (15.5%)	57.0 (18.4%)	20.0 (6.5%)		33.0 (10.6%)	5.0 (1.6%)	10.0 (3.2%)	77.0 (24.8%)				309.9	S47. 5.15 町 29 R3.10.29 町 17
足寄	足寄町	18.0 (5.8%)	10.0			74.0 (23.7%)	25.0 (8.0%)	104.0 (33.4%)	2.6 (0.8%)			3.0 (1.0%)	12.0 (3.9%)	44.0 (14.1%)	29.0 (9.3%)			311.6	S54.11.20 町 55 R4.10.27 町 45
浦幌	浦幌町					80.0 (33.6%)	6.0 (2.5%)	54.0 (22.7%)		2.9 (1.2%)		3.2 (1.3%)	11.0 (4.6%)	57.0 (23.9%)	24.0 (10.1%)			238.1	S53.12. 1 町 36 R5. 3.20 町 21
厚岸	厚岸町					123.0 (23.7%)	18.0 (3.5%)	71.0 (13.7%)	22.0 (4.2%)				13.0 (2.5%)	271.0 (52.3%)				518.0	S51. 8. 5 町 43 H8. 3. 1 町 5
標茶	標茶町	29.0 (11.1%)	1.0 10.0			22.0 (8.4%)	79.0 (30.2%)	75.0 (28.7%)		4.6 (1.8%)		3.9 (1.5%)	4.8 (1.8%)	21.0 (8.0%)	22.0 (8.4%)			261.3	S49.11. 1 町 63 H16.11.17 町 153
弟子屈	弟子屈町	21.0 (6.9%)	1.0 10.0			55.0 (18.2%)	82.0 (27.1%)	59.0 (19.5%)	27.0 (8.9%)			6.3 (2.1%)	19.0 (6.3%)	33.0 (10.9%)				302.3	S50. 4. 1 町 10 H28.11. 1 町 54
白糠	白糠町	5.7 (0.6%)	10.0			127.0 (14.2%)	111.0 (12.4%)	73.0 (8.1%)	6.1 (0.7%)	7.2 (0.8%)		2.0 (0.2%)	8.5 (0.9%)	93.0 (10.4%)	463.0 (51.6%)			896.5	S49. 6. 1 町 15 R4. 3. 8 町 22
中標津	中標津町			78.0 (9.7%)	12.0	40.0 (5.0%)	280.0 (34.9%)	97.0 (12.1%)	87.0 (10.9%)	38.0 (4.7%)			31.0 (3.9%)	144.0 (18.0%)	6.5 (0.8%)			801.5	S48.11. 1 町 35 R4.10.27 町 90
非線引都市計		4,159.5 (10.7%)		323.1 (0.8%)		6,416.4 (16.6%)	5,642.7 (14.6%)	6,986.8 (18.0%)	2,050.9 (5.3%)	472.3 (1.2%)	33.0 (0.1%)	830.6 (2.1%)	1,216.1 (3.1%)	5,379.7 (13.9%)	4,579.7 (11.8%)	620.3 (1.6%)		38,711.3	

(3) 特別用途地区

①特別用途地区決定状況総括表

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	特 工 地	別 業 区	文 地	教 区	小 店 地	売 舗 区	観 地	光 区	特 業 地	別 務 区	大 規 模 集 客 設 地	模 施 限 区	そ の 他	計
北海道計		6,178.4 <sup>ha</sup>		330.0 <sup>ha</sup>		1,277.1 <sup>ha</sup>		61.0 <sup>ha</sup>		844.2 <sup>ha</sup>		4,131.9 <sup>ha</sup>		8,577.0 <sup>ha</sup>	21,399.6 <sup>ha</sup>
札幌圏	札幌市	493.0				1,271.0				114.5		490.0		7,810.0	10,178.5
	小樽市									154.0		87.0			241.0
	江別市	28.0		330.0											358.0
	北広島市	222.0								30.8					252.8
	石狩市	273.0								411.0					684.0
小樽	小樽市	199.0										429.0		628.0	
函館圏	函館市	74.0						61.0		46.0		665.0		55.0	901.0
	北斗市	146.0													146.0
	七飯町	44.2				6.1									50.3
旭川圏	旭川市											982.0			982.0
	鷹栖町	32.0													32.0
	東神楽町	26.0													26.0
室蘭圏	登別市	20.8													20.8
	伊達市	29.0													29.0
釧路圏	釧路市	384.0													384.0
	釧路町	130.0													130.0
帯広圏	帯広市	20.0										150.0			170.0
	音更町	107.0													107.0
	芽室町	83.0													83.0
	幕別町	113.0													113.0
千歳恵庭圏	千歳市	141.9													141.9
	恵庭市	70.5													70.5
苫小牧圏	苫小牧市	1,620.0													1,620.0
	白老町	51.3													51.3
	厚真町	50.0													50.0
北見	北見市										301.0			301.0	
留辺蘂	北見市									35.0				35.0	
夕張	夕張市	21.0											64.0	85.0	
岩見沢	岩見沢市	240.0										331.0		571.0	
網走	網走市											110.0		110.0	
稚内	稚内市	122.1										231.0		353.1	
美唄奈井江	美唄市	118.0													118.0
	奈井江町	180.0													180.0
芦別	芦別市	57.0										11.0		68.0	

区 域 名	市 町 名	特 工 地	別 業 区	文 地	教 区	小 店 地	売 舗 区	観 地	光 区	特 業 地	別 務 区	大 規 模 集 客 設 地	模 施 限 区	そ の 他	計
赤 平	赤 平 市	67.0													67.0
紋 別	紋 別 市	38.0													38.0
名 寄	名 寄 市	199.0													199.0
滝 川	滝 川 市	47.0										91.0		638.0	776.0
砂 川	砂 川 市											185.0			185.0
歌 志 内	歌 志 内 市	5.9													5.9
深 川	深 川 市	75.0													75.0
富 良 野	富 良 野 市											29.0			29.0
当 別	当 別 町	20.0													20.0
八 雲	八 雲 町	7.9													7.9
南 幌	南 幌 町	51.6													51.6
上 川	上 川 町									11.4					11.4
女 満 別	大 空 町									39.1					39.1
美 幌	美 幌 町	51.0													51.0
斜 里	斜 里 町	16.0													16.0
遠 軽	遠 軽 町	16.2												10.0	26.2
興 部	興 部 町	18.2													18.2
虻 田	洞 爺 湖 町	31.0													31.0
鷓 川	む かわ 町	8.7													8.7
新 得	新 得 町	20.3								2.4					22.7
本 別	本 別 町											21.0			21.0
白 糠	白 糠 町	397.0										11.0			408.0
中 標 津	中 標 津 町	12.8										7.9			20.7

②特別用途地区決定状況一覧表

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区種別	面積	基本用途	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日	
北海道	計		21,401.6 ha					
札幌圏	札幌市	特別工業地区	第1種	81.0	準工業地域 工業地域	一般住宅、共同住宅、兼用住宅、学校、図書館、福祉施設、病院、500㎡超店舗、学習塾、運動施設、ホテル、畜舎、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設	H 7. 10. 20 市 850 H26. 2. 18 市 363	H 7. 5. 30 第27号 (施行 H 7. 10. 20)
			第2種	412.0	準工業地域 工業地域	共同住宅、学校、図書館、福祉施設、病院、1,500㎡超店舗、学習塾、運動施設、ホテル、畜舎、遊技場、劇場、風俗営業施設	R1. 8. 31 市 4722 R3. 3. 23 市 1735	
		小売店舗地区	第1種	31.0	近隣商業地域 商業地域	1階部分が住宅・共同住宅・兼用住宅、学校、図書館、福祉施設、病院、ホテル、自動車教習所、畜舎、遊技場、倉庫、劇場、映画館、大規模集客施設、風俗営業施設、50㎡超原動機使用工場、準住居地域規制工場、危険物施設	S42. 7. 7 建1940 R5. 2. 27 市 939	S42. 12. 26 第42号 (施行 S42. 12. 26)
			第2種	99.0	近隣商業地域 商業地域	畜舎、倉庫、劇場、映画館、風俗営業施設、50㎡超原動機使用工場、準住居地域規制工場、危険物施設		
			第3種	1,006.0	近隣商業地域	劇場、映画館、大規模集客施設、風俗営業施設		
			第4種	135.0	近隣商業地域	畜舎、倉庫、劇場、映画館、大規模集客施設、風俗営業施設、50㎡超原動機使用工場、準住居地域規制工場、危険物施設		
		特別業務地区	第1種	5.5	準工業地域 工業地域	一般住宅、共同住宅、兼用住宅、学校、図書館、福祉施設、病院、ホテル、畜舎、劇場、映画館、大規模集客施設、風俗営業施設、商業地域規制工場	H 7. 10. 20 市 852 R1. 8. 31 市 4722	H 7. 5. 30 第27号 (施行 H 7. 10. 20)
			第2種	28.0	準工業地域 工業地域	畜舎、劇場、映画館、風俗営業施設、商業地域規制工場		
			第3種	81.0	準工業地域 工業地域	畜舎、劇場、映画館、大規模集客施設、風俗営業施設、商業地域規制工場		
		戸建住環境 保全地区		6,833.0	第一種低層住居専用地域	住宅等以外の用途に供する部分の床面積の合計が敷地面積の6/10を超えるもの	H18. 3. 31 市 527 R 4. 3. 8 市844	H17. 12. 13 第107号 (施行 H18. 3. 31)
		職住共存地区	第1種	85.0	準工業地域 工業地域	遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、3,000㎡超建築物、50㎡超原動機使用工場、300㎡超自動車庫、準住居地域規制工場、商業地域規制工場、準工業地域規制工場、危険物施設	H18. 3. 31 市 527 R3. 3. 23 市 1735	H17. 12. 13 第107号 (施行 H18. 3. 31)
			第2種	842.0	準工業地域 工業地域	遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、3,000㎡超建築物		
	大規模集客施設 制限地区		490.0	準工業地域	大規模集客施設	H24. 8. 10 市1913 R5. 2. 27 市 939	H24. 6. 13 第36号 (施行 H24. 8. 10)	
	スポーツ・レク リエーション地 区		50.0	第二種住居地域	<制限の緩和> 観覧場、勝馬投票券販売所、競馬関連200㎡以下作業場	R1. 8. 31 市 4722	H31. 3. 6 第16号 (施行 R1. 8. 31)	
	小樽市	特別業務地区	第1種	33.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、ホテル、500㎡超店舗、風俗営業施設、劇場、映画館、学校、病院、運動施設、遊技場、学習塾、図書館、神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎、大規模集客施設	H10. 3. 31 市 47 H17. 3. 29 市 53	H10. 6. 25 第23号 (施行 H10. 8. 1)
			第2種	121.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、500㎡超店舗、風俗営業施設、学校、病院、学習塾、図書館、神社、福祉施設、公害のおそれのある工場、畜舎、大規模集客施設		
		大規模集客施設 制限地区		87.0	準工業地域	大規模集客施設	H19. 11. 30 市 268 R3. 3. 23 市 90	H19. 9. 28 第32号 (施行 H19. 11. 30)
	江別市	文教地区		330.0	第一種低層住居専用地域 第一種中層住居専用地域 第二種中層住居専用地域 第一種住居地域 近隣商業地域	風俗営業施設、ホテル、劇場、映画館、1,500㎡以上店舗、遊技場、ボーリング場、工場	S46. 7. 28 市 22 S54. 12. 12 市 55	S46. 6. 24 第5号 (施行 S46. 7. 28)
特別工業地区			28.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、学校、図書館、神社、福祉施設、保育所、病院、店舗、運動施設、遊技場、ホテル、自動車教習所、畜舎、準住居地域規制工場、危険物施設、近隣商業地域規制建築物、劇場、映画館	H 4. 10. 16 市 80	H 4. 10. 16 第27号 (施行 H 4. 10. 16)	
北広島市	特別工業地区	第1種	51.0	準工業地域	風俗営業施設、ホテル、公害のおそれのある工場	S48. 6. 12 町 37 H27. 12. 18 市 277	S48. 6. 12 第14号 (施行 S48. 6. 12)	
		第2種	153.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、兼用住宅、学習塾、児童福祉施設等、畜舎、公害のおそれのある工場			
		第3種	18.0	準工業地域	一般住宅、兼用住宅、共同住宅、学校、図書館、病院、福祉施設、ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、運動施設、遊技場、大規模集客施設			
	特別業務地区	第1種	11.0	準工業地域	一般住宅、兼用住宅、共同住宅、学校、図書館、病院、福祉施設、ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、畜舎、商業地域規制工場	H 8. 3. 29 町 54 H25. 3. 29 市 47	H 7. 12. 22 第18号 (施行 H 8. 3. 29)	
		第2種	17.0	準工業地域	劇場、映画館、風俗営業施設、商業地域規制工場			
		第3種	2.8	準工業地域	一般住宅、兼用住宅、共同住宅、学校、図書館、ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、畜舎、商業地域規制工場			

区域名	市町名	地区種別	面積	基本用途	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日	
札幌圏	石狩市	特別工業地区	第1種 169.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、500㎡超店舗、運動施設、遊技場、学習塾、図書館、神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎	H 1.10. 9 町 53 H17. 3.29 市 15	H 1. 9. 8 第29号 (施行 H 1.10. 9)	
			第2種 104.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、500㎡超店舗、運動施設、遊技場、学習塾、図書館、神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎			
		特別業務地区	機械金属・流通関連	262.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、ホテル、500㎡超店舗、風俗営業施設、劇場、映画館、学校、病院、運動施設、遊技場、学習塾、図書館、神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎	H10. 3.31 市 14 R5. 3.29 市 13	H10. 3.30 第 8号 (施行 H10. 3.31)
			情報技術関連	70.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、ホテル、1,500㎡超店舗、風俗営業施設、劇場、映画館、学校、病院、遊技場、学習塾、図書館、神社、福祉施設、公衆浴場、公害のおそれのある工場、畜舎		
			複合交流機能	79.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、学校、神社、福祉施設、公害のおそれのある工場、畜舎		
小樽	小樽市	特別工業地区	199.0	工業地域 工業専用地域	公害のおそれのある工場、準工業地域規制工場	S48.10.15 市 115	S48. 7.26 第26号 (施行 S48.10.15)	
		大規模集客施設 制限地区	429.0	準工業地域	大規模集客施設	H19.11.30 市 268	H19. 9.28 第32号 (施行 H19.11.30)	
函館圏	函館市	観光地区	61.0	商業地域	学校、自動車教習所、畜舎、50㎡超原動機使用工場、倉庫、準住居地域規制工場、危険物施設、製造・貯蔵工作物	S38. 6.26 建1431 H 8. 3.29 市 63	S38. 8.10 第 8号 (施行 S38. 8.10)	
		特別業務地区	46.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、学校、図書館、神社、自動車教習所、劇場、映画館、福祉施設、保育所、公衆浴場、運動施設、風俗営業施設、遊技場、商業地域規制工場、畜舎、大規模集客施設	S48. 6. 1 市 33	S48.12. 1 第73号 (施行 S48.12. 1)	
		特別工業地区	第1種 7.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、福祉施設、保育所、運動施設、遊技場、畜舎、準工業地域規制工場、危険物施設	H 1.10.12 市 97 H15. 3.28 市 57	H 1.10. 6 第27号 (施行 H 1.10.12)	
			第2種 67.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、福祉施設、保育所、運動施設、遊技場、畜舎、特定工場			
		スポーツ・レクリエーション地区	駒場	41.0	第二種住居地域 近隣商業地域	<制限の緩和> 観覧場、競馬関連200㎡以下作業場	H12. 3.31 市 54 R 2.12. 7 市 426	H12. 3.28 第37号 (施行 H12. 3.31)
			千代台	14.0	第二種住居地域 近隣商業地域	<制限の緩和> 観覧場		
	大規模集客施設 制限地区	665.0	準工業地域	大規模集客施設	H24. 8.10 市 252 R 2. 4. 7 市 167	H24. 9.25 第50号 (施行 H24.11. 1)		
	北斗市	特別工業地区	第1種 74.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、図書館、店舗、運動施設、遊技場	S59. 5.31 町 28 H21. 7.31 市 70	H18. 2. 1 第149号 (施行 H18. 2. 1)	
			第2種 16.0	準工業地域	商業地域規制建築物、ホテル、風俗営業施設			
			第3種 56.0	工業地域	準工業地域規制建築物、風俗営業施設			
	七飯町	特別工業地区	第1種 36.0	工業専用地域	公害のおそれのある工場、準工業地域規制工場、危険物施設	S48. 8.20 町 35 R 2. 4. 7 町 10	S48. 6.30 第14号 (施行 S48. 8.20)	
			第2種 8.2	準工業地域	遊技場、風俗営業施設、勝馬投票券発売所			
		小売店舗地区	6.1	近隣商業地域	遊技場、勝馬投票券発売所	H 9.10. 6 町 96 H23. 3.29 町 6	H 9. 6.26 第31号 (施行 H 9.10. 6)	
旭川圏	旭川市	大規模集客施設 制限地区	982.0	準工業地域	大規模集客施設	H22.12.15 市 571	H23. 2.24 第 3号 (施行 H23. 2.24)	
	鷹栖町	特別工業地区	32.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、運動施設、遊技場、ホテル、自動車教習所、学校、病院、図書館、神社、福祉施設、保育所、劇場、映画館、風俗営業施設、商業地域規制工場	H 3. 3.28 町 15	H 3. 3.15 第 6号 (施行 H 3. 3.28)	
	東神楽町	特別工業地区	26.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場、準工業地域規制建築物、商業地域規制工場	H 3. 3.28 町 19 H 3.10.22 町 48	H 2.12.20 第23号 (施行 H 3. 3.28)	
室蘭圏	登別市	特別工業地区	第1種 8.8	工業地域	一般住宅、共同住宅、準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場	H 6. 6. 1 市 46	H 6. 3.30 第 1号 (施行 H 6. 6. 1)	
			第2種 12.0	準工業地域	公害のおそれのある工場			
	伊達市	特別工業地区	29.0	準工業地域	工業地域規制建築物、一般住宅、共同住宅、飲食店、運動施設、遊技場、畜舎、公害のおそれのある工場	S59. 8.16 市 97 H18. 2. 6 市 14	S59. 3.28 第 4号 (施行 S59. 8.16)	



区域名	市町名	地区種別	面積	基本用途	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日	
釧路圏	釧路市	特別工業地区	第1種 153.0	準工業地域	風俗営業施設、劇場、映画館、遊技場、商業地域規制建築物	S47.10.1 市 161 R 2.12.15 市 426	S47.10.11 第42号 (施行 S47.10.11)	
			第2種 76.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、兼用住宅、店舗、図書館、神社、運動施設、遊技場、自動車教習所、畜舎、診療所、公衆浴場、福祉施設、保育所、公営のおそれのある工場			
			第3種 155.0	準工業地域	商業地域規制建築物			
	釧路町	特別工業地区	第1種 53.0	工業地域	準工業地域規制工場、公営のおそれのある工場、畜舎、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、図書館、運動施設	S47.10.1 村 36 H12.8.3 町 58	S47.9.9 第15号 (施行 S47.10.1)	
			第2種 62.0	工業地域	準工業地域規制工場、公営のおそれのある工場、畜舎、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、図書館			
			第3種 15.0	工業地域	公営のおそれのある工場、畜舎、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、ホテル、風俗営業施設、劇場、映画館			
帯広圏	帯広市	大規模集客施設制限地区	152.0	準工業地域	大規模集客施設	H19.8.22 市 276	H19.10.1 第32号 (施行 H19.11.30)	
		特別工業地区	20.0	工業地域	第一種住居専用地域規制建築物(糖類、精穀、製粉等の食品製造を営む事務所、工場及び倉庫を除く。)	R 3.5.13 市 127		
	音更町	特別工業地区	第1種 86.0	工業地域	準工業地域規制工場、公営のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、500㎡超店舗、図書館、運動施設、遊技場	S58.4.28 町 45 H23.3.29 町 66	S58.3.28 第14号 (施行 S58.4.28)	
			第2種 10.0	準工業地域	商業地域規制建築物、風俗営業施設			
			第3種 11.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公営のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、3,000㎡超店舗、図書館、運動施設、遊技場、畜舎			
	芽室町	特別工業地区	83.0	工業地域	準工業地域規制工場、公営のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、図書館、運動施設、遊技場	S48.4.1 町 8 S52.10.15 町 52	S47.12.19 第41号 (施行 S48.4.1)	
	幕別町	特別工業地区	113.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公営のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、図書館、運動施設、遊技場	S48.4.1 町 10 H23.3.29 町 204	S47.8.4 第35号 (施行 S48.4.1)	
	千歳恵庭圏	千歳市	特別工業地区	第1種 5.4	工業地域	一般住宅、共同住宅、運動施設、遊技場、図書館	S59.8.16 市 143 R5.3.24 市 47	S59.4.1 第6号 (施行 S59.8.16)
第2種 29.9				工業地域	一般住宅、共同住宅、運動施設、遊技場、図書館、商業地域規制建築物、3,000㎡超店舗			
第3種 43.0				工業地域	一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場			
第4種 56.4				工業地域	一般住宅、共同住宅、運動施設、遊技場、図書館、店舗			
利便増進 7.2				工業地域	一般住宅、共同住宅、運動施設、遊技場、図書館			
恵庭市		特別工業地区	第1種 41.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公営のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、店舗、理髪店、学習塾、図書館、運動施設、遊技場、神社、福祉施設、保育所、自動車教習所、診療所、畜舎	S53.6.30 市 40 H10.12.22 市 114	S53.4.21 第18号 (施行 S53.6.30)	
			第2種 6.5	準工業地域	公営のおそれのある工場、劇場、映画館、風俗営業施設、畜舎			
			第3種 23.0	準工業地域	公営のおそれのある工場、劇場、映画館、風俗営業施設、畜舎、一般住宅、共同住宅、ホテル、理髪店、学習塾、図書館、運動施設、遊技場、神社、福祉施設、保育所、学校、病院、診療所			
苫小牧圏		苫小牧市	特別工業地区	第1種 707.0	準工業地域	一般住宅、兼用住宅、共同住宅、福祉施設、保育所、畜舎、図書館、工業地域規制建築物、神社、公営のおそれのある工場	S42.10.20 R 3.3.23 市 99	H 3.3.11 第4号 (施行 H 3.5.1)
				第2種 50.0	準工業地域	一般住宅、兼用住宅、共同住宅、福祉施設、保育所、畜舎、図書館、工業地域規制建築物、神社、自動車教習所、運動施設、遊技場、特定工場		
	第3種 863.0			工業地域	一般住宅、兼用住宅、共同住宅、福祉施設、保育所、図書館、神社、運動施設、遊技場			
	白老町	特別工業地区	第1種 37.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、準工業地域規制工場、公営のおそれのある工場	S59.8.16 町 39 H14.11.12 町 98	H 3.9.21 第15号 (施行 H 3.12.13)	
			第2種 4.3	準工業地域	一般住宅、長屋、商業地域規制工場、危険物施設、工業地域規制建築物、遊技場			
			第3種 10.0	準工業地域	一般住宅、長屋、商業地域規制工場、危険物施設、遊技場、風俗営業施設、劇場、映画館、学校、病院、大規模集客施設			
	厚真町	特別工業地区	第1種 16.0	工業地域	準工業地域規制工場、一般住宅、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場	S59.8.16 町 12 H 3.12.13 町 513	S59.3.21 第4号 (施行 S59.8.16)	
			第2種 34.0	工業地域	商業地域規制工場、一般住宅、共同住宅、店舗、運動施設、遊技場			
北見	北見市	大規模集客施設制限地区	301.0	準工業地域	大規模集客施設	H19.11.30 市 250 R 3.3.1 市 43	H19.9.26 第47号 (施行 H19.11.30)	
留辺蘂	北見市	特別業務地区	35.0	準工業地域	公営のおそれのある工場、150㎡超原動機使用工場、風俗営業施設	H 8.5.30 町 18	H 8.3.8 第3号 (施行 H 8.5.30)	

区域名	市町名	地区種別	面積	基本用途	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日	
夕張	夕張市	特別工業地区	21.0	準工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場	H 2.10.19 市 105 H 7.6.30 市 29	H 2.10.1 第25号 (施行 H 2.10.19)	
		観光・交流地区	64.0	準工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、遊技場、風俗営業施設、学校、老人ホーム、自動車修理工場	H13.6.8 市 11	H13.6.22 第15号 (施行 H13.7.1)	
岩見沢	岩見沢市	特別工業地区	第1種	158.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場	S51.7.20 市 41 R 4.2.22 市 27	S51.6.3 第24号 (施行 S51.7.20)
			第2種	82.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、図書館、運動施設、遊技場		
		大規模集客施設 制限地区	331.0	準工業地域	大規模集客施設	H20.3.26 市 41 R 4.2.22 市 27	H20.3.25 第3号 (施行 H20.3.26)	
網走	網走市	大規模集客施設 制限地区	110.0	準工業地域	大規模集客施設	H20.7.1 市 90 H22.11.9 市 232	H20.6.25 第16号 (施行 H20.7.1)	
稚内	稚内市	特別工業地区	第1種	17.0	準工業地域	大規模集客施設、一般住宅、兼用住宅、共同住宅	S49.4.24 市 17 H24.3.27 市 47	S49.3.26 第19号 (施行 S49.4.1)
			第2種	43.0	準工業地域	大規模集客施設、公害のおそれのある工場、風俗営業施設		
			第3種	53.0	準工業地域	公害のおそれのある工場、風俗営業施設、運動施設、ホテル、遊技場、大規模集客施設		
			第4種	9.1	準工業地域	公害のおそれのある工場、風俗営業施設、運動施設、遊技場、大規模集客施設、自動車教習所、畜舎、危険物施設		
		大規模集客施設 制限地区	231.0	準工業地域	大規模集客施設	H20.3.14 市 20 R1.11.8 市 98	H20.3.21 第21号 (施行 H20.4.1)	
美唄 美唄奈井江	美唄市	特別工業地区	第1種	51.0	準工業地域	ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、公害のおそれのある工場	S52.2.10 市 9 R 2.10.20 市 10	S51.10.9 第29号 (施行 S52.3.1)
			第2種	67.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、兼用住宅、図書館、神社、遊技場、自動車教習所、公害のおそれのある工場		
	奈井江町	特別工業地区	第1種	59.0	準工業地域	ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、公害のおそれのある工場	S52.2.10 町 11 H 8.4.1 町 24	S51.10.5 第24号 (施行 S52.2.10)
			第2種	121.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、神社、500㎡超店舗、保育所、福祉施設、診療所、運動施設、自動車教習所、畜舎、遊技場、公害のおそれのある工場		
芦別	芦別市	特別工業地区	第1種	31.0	準工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、運動施設、遊技場、ホテル、自動車教習所、畜舎、劇場、映画館、風俗営業施設	S48.4.1 市 25 H28.2.24 市 8	S49.3.30 第19号 (施行 S49.4.20)
			第2種	26.0	準工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、運動施設、遊技場、ホテル、自動車教習所、畜舎、劇場、映画館、風俗営業施設		
		大規模集客施設 制限地区	11.0	準工業地域	大規模集客施設	H22.12.17 市 108	H22.9.30 第26号 (施行 H22.9.30)	
赤平	赤平市	特別工業地区	第1種	25.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、遊技場、準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場	H 5.3.25 市 29 H 8.4.1 市 31	H 5.3.24 第12号 (施行 H 5.3.25)
			第2種	5.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、運動施設、遊技場、ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、商業地域規制工場、危険物施設		
			第3種	26.0	準工業地域	一般住宅、公害のおそれのある工場		
			第4種	11.0	準工業地域	公害のおそれのある工場		
紋別	紋別市	特別工業地区	38.0	準工業地域	ホテル、劇場、映画館、風俗営業施設、公害のおそれのある工場、危険物施設	H 7.3.31 市 24 H29.3.1 市 20	H 7.3.24 第7号 (施行 H 7.3.31)	
名寄	名寄市	特別工業地区	199.0	工業地域	大規模集客施設	H19.4.26 市 45	H19.6.21 第22号 (施行 H19.7.21)	
滝川	滝川市	特別工業地区	47.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場、1,000㎡超店舗、福祉施設	S54.9.13 市 79 H13.11.28 市 125	S54.6.28 第19号 (施行 S54.9.13)	
		研究研修地区	25.0	準工業地域	住宅、共同住宅、学校、福祉施設、病院、店舗、ホテル、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、自動車教習所、畜舎、商業地域規制工場、危険物施設	H17.7.1 市 75-2	H17.6.17 第29号 (施行 H17.7.1)	
		大規模集客施設 制限地区	91.0	準工業地域 近隣商業地域	大規模集客施設	H19.12.10 市 174 R1.12.19 市 78	H19.12.14 第32号 (施行 H19.12.15)	
		商業業務誘導 地区	第1種	115.0	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	50㎡超店舗	H25.4.1 市 66 H28.4.1 市 54	H25.3.25 第6号 (施行 H25.4.1)
			第2種	236.0	第一種住居地域	500㎡超店舗		
第3種	219.0	準住居地域 準工業地域 工業地域	1,000㎡超店舗、劇場、映画館					
第4種	43.0	準工業地域 工業地域	3,000㎡超店舗、劇場、映画館					
砂川	砂川市	大規模集客施設 制限地区	185.0	準工業地域	大規模集客施設	H19.11.30 市 99 H30.3.30 市 18	H19.9.19 第13号 (施行 H19.11.30)	

区域名	市町名	地区種別	面積	基本用途	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日
歌志内	歌志内市	特別工業地区	第1種 2.2	工業地域	一般住宅、共同住宅、福祉施設、店舗、図書館、運動施設、遊技場	H 7. 3. 28 市 13	H 7. 3. 23 第6号 (施行 H 7. 3. 28)
			第2種 3.7	準工業地域	一般住宅、共同住宅、工業地域規制建築物、運動施設、遊技場、公害のおそれのある工場		
深川	深川市	特別工業地区	第1種 24.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場	S53. 7. 10 市 54 S60. 7. 10 市 74	S53. 4. 28 第18号 (施行 S53. 7. 10)
			第2種 51.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場、一般住宅、店舗		
富良野	富良野市	大規模集客施設 制限地区	29.0	準工業地域	大規模集客施設	H20. 3. 24 市 15	H19. 12. 21 第36号 (施行 H20. 5. 1)
当別	当別町	特別工業地区	20.0	準工業地域	一般住宅、共同住宅、公害のおそれのある工場	H 8. 3. 29 町 32	H 8. 3. 28 第6号 (施行 H 8. 3. 29)
八雲	八雲町	特別工業地区	第1種 1.6	準工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場	H 7. 4. 1 町 30 H13. 4. 16 町 38	H 7. 3. 28 第3号 (施行 H 7. 4. 1)
			第2種 6.3	準工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、ホテル、風俗営業施設、劇場、映画館、学校、病院、福祉施設、図書館		
南幌	南幌町	特別工業地区	51.6	工業地域	公害のおそれのある工場、危険物施設、一般住宅、共同住宅、図書館、神社、保育所、福祉施設、診療所、運動施設、自動車教習所、畜舎、遊技場、店舗	H 6. 3. 28 町 14	H 6. 3. 18 第15号 (施行 H 6. 3. 28)
上川	上川町	特別業務地区	11.4	準工業地域	風俗営業施設、公害のおそれのある工場、150㎡超原動機使用工場	H 8. 6. 4 町 39	H 8. 3. 11 第2号 (施行 H 8. 3. 11)
女満別	大空町	特別業務地区	39.1	準工業地域	風俗営業施設、劇場、映画館、畜舎、150㎡超原動機使用工場、公害のおそれのある工場	H10. 5. 29 町 26	H10. 3. 9 第3号 (施行 H10. 5. 29)
美幌	美幌町	特別工業地区	51.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場	S53. 4. 15 町 14 H11. 3. 1 町 12	S53. 3. 16 第11号 (施行 S53. 4. 15)
斜里	斜里町	特別工業地区	16.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場、福祉施設	S53. 7. 6 町 11 S59. 8. 13 町 21	S53. 7. 4 第5号 (施行 S53. 7. 4)
遠軽	遠軽町	特別工業地区	第1種 8.0	準工業地域	商業地域規制工場、ホテル、図書館、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、畜舎	H 7. 7. 1 町 20 H28. 10. 20 町 67	H 7. 3. 28 第3号 (施行 H 7. 7. 1)
			第2種 8.2	準工業地域	3,000㎡超店舗、ホテル、図書館、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、畜舎		
		スポーツ・レクリエーション地区	10.0	準工業地域	1,500㎡超店舗、1,500㎡超事務所、ホテル、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、自動車教習所、300㎡超自動車庫、倉庫、畜舎、50㎡超原動機使用工場、1,500㎡超危険物施設、自動車修理工場	H28. 10. 20 町 67	H28. 9. 16 第21号 (施行 H28. 10. 20)
興部	興部町	特別工業地区	18.2	工業地域	準工業地域規制工場、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、図書館、運動施設、遊技場	S51. 4. 10 町 7	S51. 1. 30 第4号 (施行 S51. 4. 10)
虻田	洞爺湖町	特別工業地区	第1種 9.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場	S52. 3. 1 町 7 H 6. 3. 15 町 9	S52. 3. 1 第1号 (施行 S52. 4. 1)
			第2種 22.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、図書館、運動施設、遊技場		
鶴川	むかわ町	特別工業地区	8.7	工業地域	一般住宅、共同住宅、準工業地域規制工場、公害のおそれのある工場	S59. 8. 16 町 36	S59. 3. 12 第2号 (施行 S59. 8. 16)
新得	新得町	特別工業地区	第1種 16.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場	S52. 3. 1 町 7 H24. 8. 7 町 32	S51. 12. 18 第34号 (施行 S52. 3. 1)
			第2種 4.3	準工業地域	公害のおそれのある工場、3,000㎡超店舗、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、自動車教習所		
		特別業務地区	2.4	準工業地域	第二種住居地域規制建築物、工場、店舗、学校、病院、図書館、運動施設、遊技場	H24. 3. 28 町 10	H24. 3. 6 第1号 (施行 H24. 4. 1)
本別	本別町	大規模集客施設 制限地区	21.0	準工業地域	大規模集客施設	H27. 10. 28 町 18	H27. 9. 17 第25号 (施行 H27. 10. 28)
白糠	白糠町	特別工業地区	第1種 27.0	工業地域	準工業地域規制建築物、公害のおそれのある工場、一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場	S53. 2. 1 町 4 H 7. 6. 30 町 27	S52. 12. 22 第36号 (施行 S53. 2. 1)
			第2種 347.0	工業地域	一般住宅、共同住宅、店舗、図書館、運動施設、遊技場、危険物施設、風俗営業施設		
		第3種 23.0	準工業地域	公害のおそれのある工場、風俗営業施設	R 4. 3. 8 町 23	S52. 12. 22 第36号 (施行 S53. 2. 1)	
中標津	中標津町	特別工業地区	第1種 6.5	工業地域	公害のおそれのある工場、畜舎、店舗、ホテル、学校、病院、福祉施設、劇場、映画館、遊技場、風俗営業施設	H 8. 7. 1 町 62 R 4. 10. 28 町 95	H 8. 7. 1 第13号 (施行 H 8. 7. 1)
			第2種 1.0	準工業地域	準住居地域規制建築物		
			第3種 5.3	準工業地域	公害のおそれのある工場、畜舎、一般住宅、共同住宅、兼用住宅、床面積が500㎡を超える店舗、ホテル、学校、病院、福祉施設、劇場、映画館、遊技場、風俗営業施設		
		大規模集客施設 制限地区	7.9	準工業地域	大規模集客施設	H26. 10. 24 市 73	H26. 10. 1 第20号 (施行 H26. 10. 24)

(4) 特定用途制限地域

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地域種類	面積	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日
北海道計			22,350.0 <sup>ha</sup>			
美唄・奈江	美唄市	小計	6,125.0		R 2.10.20 市103	R 2.12.10 第38号 (施行 R3. 4. 1)
		農村環境保全地区	4,057.0	準住居地域規制工場、危険物施設、劇場、遊技場、500㎡超共同住宅、カラオケボックス、500㎡超店舗、500㎡超ホテル等		
		主要幹線遠藤及び生活拠点地区	1,893.0	準住居地域規制工場、危険物施設、劇場、遊技場、500㎡超共同住宅、カラオケボックス、3,000㎡超店舗等		
		安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄周辺地区	175.0	準住居地域規制工場、危険物施設、遊技場、ホテル等		
士別	士別市	都市機能立地抑制地区	830.0	図書館、集会場、病院、1,500㎡超店舗、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設	R1. 8. 1 市 218	R1. 6. 7 第22号 (施行 R1. 8. 1)
滝川	滝川市	小計	4,024.0		H25. 4. 1 市 67	H25. 3. 25 第7号 (施行 H25. 4. 1)
		農村環境保全地区	3,961.0	第二種低層住居専用地域規制建築物、クレーン・コンクリート・アスファルトプラント等、50㎡超自動車庫工作物、昇降機・ウォータージェット・飛行塔等		
		主要幹線沿道地区	63.0	準工業地域規制建築物、1,000㎡超店舗・劇場・映画館、アスファルトプラント等		
富良野	富良野市	小計	1,329.0		H20. 3. 24 市 16 H29. 12. 25 市 56 R 2. 4. 7 市 25	H19. 12. 21 第37号 (施行 H20. 5. 1)
		リゾート産業地区	249.0	準住居地域規制工場、危険物施設、遊技場、風俗営業施設、倉庫、単独車庫、アスファルトプラント等		
		田園居住地区	1,004.0	準工業地域規制工場、危険物施設、1,500㎡超共同住宅、遊技場、風俗営業施設、1,500㎡超店舗、3,000㎡超ホテル、アスファルトプラント等		
		主要幹線沿道地区	76.0	準工業地域規制工場、危険物施設、1,500㎡超共同住宅、遊技場、風俗営業施設、3,000㎡超店舗、3,000㎡超ホテル、アスファルトプラント等		
岩内	岩内町	小計	1,871.0		H31. 4. 1 町 37	H30. 12. 21 第18号 (施行 H31. 4. 1)
		リゾート地区	230.0	商業地域規制危険物施設、遊技場、風俗営業施設、自動車教習所、畜舎、商業地域規制工場（ドライクリーニング等を除く）、準工業地域規制工場、倉庫業を営む倉庫、クレーン・コンクリート・アスファルトプラント等		
		沿道地区	76.0	商業地域規制危険物施設、500㎡超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、自動車教習所、劇場、映画館、ホテル、1,500㎡超事務所、商業地域規制工場、準工業地域規制工場、倉庫業を営む倉庫、クレーン・コンクリート・アスファルトプラント等		
		自然共生地区	1,565.0	準住居地域規制危険物施設、150㎡超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、自動車教習所、劇場、映画館、ホテル、1,500㎡超事務所、準住居地域規制工場、商業地域規制工場、クレーン・コンクリート・アスファルトプラント等		
遠軽	遠軽町	小計	656.0		H28. 10. 20 町 68	H28. 9. 16 第22号 (施行 H28. 10. 20)
		田園居住地区	598.0	3,000㎡超店舗、ホテル、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、準工業地域規制建築物、アスファルトプラント等		
		産業集積地区	58.0	3,000㎡超店舗、ホテル、運動施設、遊技場、劇場、映画館、風俗営業施設、危険物施設		
中標津	中標津町	小計	2,531.0		H26. 10. 24 町 74 R4. 10. 28 町 92	H26. 10. 1 第24号 (施行 H26. 10. 24)
		国道272号沿道地区	94.0	3,000㎡超店舗、運動施設、遊技場、風俗営業施設、劇場、映画館、準工業地域規制建築物、アスファルトプラント等		
		自然環境共生地区	2,437.0	500㎡超店舗、運動施設、3,000㎡超ホテル、遊技場、風俗営業施設、劇場、映画館、準工業地域規制建築物、アスファルトプラント等		
七飯(準)	七飯町	小計	536.0		H20. 7. 1 町 58 H23. 3. 29 町 8	H20. 7. 1 第24号 (施行 H20. 7. 1)
		住環境地区	353.0	遊技場、3,000㎡超建築物、劇場、映画館、準住居地域規制工場、商業地域規制工場、準工業地域規制工場、危険物施設、風俗営業施設、クレーン・コンクリート・アスファルトプラント等		
		沿道サービス地区	117.0	準住居地域規制工場、商業地域規制工場、準工業地域規制工場、危険物施設、風俗営業施設、クレーン・コンクリート・アスファルトプラント等		
		流通工業地区	66.0	準工業地域規制工場、危険物施設、風俗営業施設、アスファルトプラント等		

区域名	市町名	地域種類	面積	主な規制建築物	当初決定年月日 直近変更年月日	建築条例 制定年月日
倶知安 (準)	倶知安町	小計	2,298.0		H21. 3.25 町 19	H21. 3.27 第18号 (施行 H21. 7. 1)
		観光Ⅰ地区	138.0	50㎡超原動機使用工場、危険物施設、遊技場、風俗営業施設、倉庫、畜舎、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等		
		観光Ⅱ地区	255.0	50㎡超原動機使用工場、危険物施設、遊技場、運動施設、風俗営業施設、倉庫、畜舎、劇場、映画館、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等		
		田園居住地区	1,744.0	50㎡超原動機使用工場、危険物施設、1,500㎡超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、倉庫、劇場、映画館、アスファルトプラント等		
		観光居住地区	42.0	第2種中高層住居専用地域規制工場、危険物施設、150㎡超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、倉庫、畜舎、劇場、映画館、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等		
		市街地隣接地区	119.0	50㎡超原動機使用工場、危険物施設、1,500㎡超店舗、遊技場、運動施設、風俗営業施設、倉庫、100㎡超畜舎、劇場、映画館、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等		
ニセコ (準)	ニセコ町	ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区	1,206.0	遊技場、風俗営業施設、危険物施設、500㎡超原動機使用工場、商業地域規制工場、産業廃棄物処理施設、給油所、倉庫、ゴルフ練習場、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等、観覧車・コースター等	H21. 5.18 町 48	H21. 6.26 第24号 (施行 H21. 7. 1)
端野 (準)	北見市	小計	281.0		H23. 3.29 市 77	H23. 3.11 第5号 (施行 H23. 3.29)
		住居地区	84.0	50㎡超原動機使用工場、劇場、映画館、300㎡超自動車庫、倉庫、遊技場、3,000㎡超建築物、風俗営業施設、準住居地域規制工場、商業地域規制工場、準工業地域規制工場、危険物施設、市場・火葬場・と畜場・汚物処理場・ごみ焼却場等、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等、汚物処理場・ごみ焼却場等工作物		
		沿道・業務地区	154.0	準工業地域規制工場、危険物施設、風俗営業施設、火葬場・と畜場・汚物処理場・ごみ焼却場等、アスファルトプラント等、汚物処理場・ごみ焼却場等工作物		
		流通・工業地区	43.0	風俗営業施設、火葬場・と畜場・汚物処理場・ごみ焼却場等、汚物処理場・ごみ焼却場等工作物		
洞爺湖 (準)	洞爺湖町	洞爺町地区	663.0	150㎡超原動機使用工場、300㎡超自動車修理工場、危険物施設、遊技場、風俗営業施設、倉庫、クラッシュ・コンクリート・アスファルトプラント等、産業廃棄物処理施設工作物	H23. 10.20 町 44	H23. 9.13 第13号 (施行 H23. 10.20)

(5) 高度地区

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	最高最低限規制地区				北側斜線規制地区		当初決定年月日 直近変更年月日
		最高限高度地区		最低限高度地区		高さ	面積	
		高さ	面積	高さ	面積			
北 海 道 計		m	ha	m	ha	m	ha	
			14,987.0		0.7		10,433.1	
札 幌 圏	札 幌 市	小 計	14,944.0			小 計	8,944.1	S48. 6. 1 市 384 R 5. 2. 27 市 940
		18.0	3,553.0			—	8,666.0	
		24.0	124.0			18.0	252.0	
		27.0	1,742.0			27.0	2.1	
		33.0	7,173.0			33.0	24.0	
		45.0	1,745.0					
		60.0	607.0					
	北 広 島 市					—	721.0	S48. 6. 1 町 34 H27. 12. 18 市 278
石 狩 市					—	714.0	S48. 6. 1 町 43 H17. 3. 29 市 14	
小 樽	小 樽 市			9.0	0.7			S27. 9. 4 建1171
函 館 圏	函 館 市	13.0	43.0					H 3. 6. 28 市 66
当 別	当 別 町					—	54.0	H 8. 3. 29 町 33

(6) 高度利用地区

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	当初決定年月日 直近変更年月日	指定目的	
北海道計			95.86 <sup>ha</sup>				m			
札幌圏	札幌市	小計	64.4							
		北海道庁西	1.1	70/10	30/10	8/10	200	S51. 5.14 市 316 R 1. 7.11 市3639	再開発	
				建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物にあっては、10分の1を加えた数値とする。						
		一条橋周辺	1.6	50/10	20/10	5/10	200	S55. 4.19 市 292 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		北4西5南	0.9	80/10	30/10	5/10	200	S55.11.18 市 911 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		豊平3・3第一	0.3	45/10	20/10	6/10	200	S56. 6. 4 市 433 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		豊平3・3第二	0.3	25/10	10/10	4/10	200	S56. 6. 4 市 433 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		豊平3・3第三	0.3	35/10	10/10	4/10	200	S56. 6. 4 市 433 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		札幌駅北口第一	14.6	70/10	30/10	8/10	300	S58. 1.27 市 56 R 4.10. 3 市3861		
		札幌駅北口第二	5.2	40/10	20/10	8/10	200	S58. 1.27 市 56 R 1. 7.11 市3639		
		苗穂中央第二	1.1	30/10	15/10	6/10	200	S60. 7.11 市 545 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		旧永山邸周辺	3.0	35/10	15/10	7/10	200	S60. 7.11 市 545 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		北4西5北	1.1	80/10	40/10	5/10	500	S60.11.11 市1006 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		苗穂中央	6.0	30/10	10/10	8/10	200	S61. 6.30 市 545 R 1. 7.11 市3639		
		豊平橋南第一	1.3	50/10	20/10	5/10	200	S61.11.13 市 980 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		J R 琴似駅南口	2.1	50/10	20/10	7/10	200	H 3. 3.28 市 221 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		苗穂中央第三東	0.9	敷地面積が500㎡以上の場合 45/10 敷地面積が500㎡未満の場合 40/10	15/10	敷地面積が500㎡以上の場合 5/10 敷地面積が500㎡未満の場合 7/10	200	H 3. 9.10 市 743 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		札幌駅南口	4.2	80/10	30/10	8/10	300	H 4.10.16 市 844 R 4.10. 3 市3861		
		手稲本町2・4第一	0.6	45/10	15/10	8/10	200	H 7. 7.11 市 548 R 1. 7.11 市3639	再開発	
		手稲本町2・4第二	0.2	30/10	10/10	8/10	200	H 7. 7.11 市 548 R 1. 7.11 市3639	再開発	
琴似3・1	2.2	30/10	10/10	5/10	200	H 7. 7.11 市 260 R 1. 7.11 市3639	再開発			
北13東7第一	0.6	35/10	10/10	7/10	200	H 8. 3.29 市 260 R 1. 7.11 市3639	再開発			
北13東7第二	0.2	35/10	10/10	5/10	200	H 8. 3.29 市 260 R 1. 7.11 市3639	再開発			

区域名	市町名	地区名	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建蔽率の最低限度	当初決定年月日 直近変更年月日	指定目的		
札幌圏	札幌市	北13東7第三	0.2	25/10	10/10	5/10	200	H 8. 3. 29 市 260 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		菊水1・2第一	0.5	40/10	20/10	8/10	200	H 9. 3. 28 市 309 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		菊水1・2第二	0.4	30/10	10/10	4/10	200	H 9. 3. 28 市 309 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		J R 篠路駅西	2.9	20/10	5/10	6/10	200	H10. 3. 31 市 312 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
札幌圏	札幌市	北12西23	1.1	20/10	5/10	6/10	200	H10. 3. 31 市 312 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		北8西3西	0.8	80/10	30/10	6/10	300	H12.10. 2 市1112 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		J R 琴似駅北口	1.2	30/10	10/10	6/10	200	H13. 5. 17 市 574 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		北8西3東	0.7	90/10	30/10	5/10	300	H14.12. 6 市1427 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
				95/10							
		建築物の容積率の最高限度については、市長が都市機能の更新に寄与すると認める屋内公開空地を設ける建築物にあっては、10分の95を適用する。									
		琴似4・1	2.8	25/10	10/10	6/10	200	H16. 3. 3 市 268 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		琴似4・2第一	1.5	30/10	10/10	5/10	200	H21. 9. 3 市1420 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		琴似4・2第二	0.1	20/10	3/10	4/10	200	H21. 9. 3 市1420 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		手稲本町1・3	0.3	40/10	15/10	8/10	200	H24. 9. 28 市2293 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
		北4東6周辺	4.1	30/10	10/10	8/10	200	H27. 3. 26 市 863 R 1. 7. 11 市3639	再開発		
建築物の容積率の最高限度は、建築基準法第59条の2の規定により、同法第52条第1項から第8項までの規定による容積率の限度を超えることの許可を受けた建築物については、適用しない。 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物については10分の2を加えた数値とし、同条同項第2号又は第3号に該当する建築物にあっては、当該限度の規定を適用しない。											
小樽	小樽市	小計	3.8								
		小樽駅前	2.9	60/10	20/10	8/10	300	S45. 2. 7 市 17 R 3. 8. 19 市 326	再開発		
			建築物の建ぺい率の最高限度は、耐火建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。								
		稲北	0.9	40/10	20/10	7/10	300	H 8. 3. 11 市 48	再開発		
建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。											
函館圏	函館市	小計	2.7								
		函館駅前東	1.0	60/10	30/10	8/10	200	S54. 9. 12 市 74 R 3. 9. 3 市 344	再開発		
			建築物の建ぺい率の最高限度は、耐火建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。								
		函館駅前南	0.6	65/10	30/10	7/10	200	S58. 3. 31 市 37 S60.11.11 市 111	再開発		
			建築物の建ぺい率の最高限度は、耐火建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。								
		末広町5番A	0.6	40/10	15/10	8/10	200	H13. 2. 2 市 15	再開発		
建築物の建蔽率の最高限度は、防火地域内にある耐火建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。 この場合において、建築物の敷地が防火地域内外にわたり、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地はすべて防火地域内にあるものとみなす。											
函館駅前若松	0.5	60/10	30/10	8/10	200	H25. 3. 29 市 86	再開発				
建築物の建蔽率の最高限度は、耐火建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。											



区域名	市町名	地区名	面積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建蔽率の最低限度	当初決定年月日 直近変更年月日	指定目的	
旭川圏	旭川市	一・八	3.5	70/10	30/10	8/10	200	S51. 2. 9 市 12	再開発	
			建築物の建ぺい率の最高限度は、耐火建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。							
室蘭圏	登別市	中央町4丁目	1.1	40/10	15/10	8/10	200	H 5. 3.16 市 9	再開発	
			建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。							
帯広圏	帯広市	小計	8.8							
		二・八西	0.8	65/10	30/10	8/10	200	S54. 7. 3 市 196 H29. 5.26 市 173	再開発	
		駅前北	2.1	50/10	20/10	8/10	200	H 7. 7. 7 市 221 H11. 8.24 市 260		
		駅前南	3.9	50/10	20/10	8/10	200	H 7. 7. 7 市 221		
		西3・9周辺	2.0	50/10	20/10	8/10	200	H29. 5.26 市 173	再開発	
	建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第4項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。									
	音更町	音更町	音更六新	0.9	40/10	10/10	8/10	200	H11.10. 7 町 96	再開発
					20/10	6/10	8/10	200		
	建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。									
	芽室町	芽室町	芽室駅前	0.9	40/10	10/10	8/10	200	H 9. 8.29 町 58	再開発
建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。										
千歳恵庭圏	千歳市	小計	1.45							
		幸町C' ロック第1	0.45	40/10	20/10	8/10	200	S56. 8.10 市 146	再開発	
		幸町C' ロック第2	0.45	30/10	15/10	8/10	200	S56. 8.10 市 146	再開発	
		駅前B	0.55	50/10	20/10	7/10	200	S60. 5.30 市 120 H13. 6.22 市 199		
		建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。								
苫小牧圏	苫小牧市	小計	1.1							
		表町	1.1	60/10	20/10	8/10	300	S51. 2. 5 市 14 R 3. 3.23 市 100	再開発	
北見	北見市	北見駅前	0.9	60/10	30/10	8/10	200	S53.11.10 市 110	再開発	
岩見沢	岩見沢市	中心街B	0.91	40/10	20/10	8/10	200	S58.11. 4 市 44	再開発	
										建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。
留萌	留萌市	十字街西	0.4	40/10	10/10	8/10	200	H 9. 8.12 市 53	再開発	
										建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第4項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。
滝川	滝川市	滝川駅前	1.0	40/10	20/10	8/10	200	S55.11.11 市 80 H 1. 6. 1 市 69	再開発	
砂川	砂川市	東1南1	0.9	40/10	10/10	8/10	200	H12. 2.29 市 9	再開発	
										建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。
富良野	富良野市	富良野駅前	0.5	40/10	10/10	8/10	200	H15. 2.10 市 4	再開発	
										建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。
静内	新ひだか町	みゆき通り商店街第4ブロック	0.8	30/10	10/10	8/10	200	S59. 8.20 町 24	再開発	
										建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第2号に該当する建築物にあっては10分の1を加えた数値とする。
浦河	浦河町	大通商店街	1.8	40/10	15/10	8/10	200	H 5. 8.23 町 37 H 7. 10.25 町 52	再開発	
										建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は第4項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。

(7) 特定街区

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名 (位置)	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 高さの 最高限度	街区 用途	階数	用途地域等	当初決定年月日 直近変更年月日
北海道計			2.14 <sup>ha</sup>						
札幌圏	札幌市	北1条西2丁目 (札幌市中央区 北1条西2丁目)	1.16	45/10	高層部78m 中層部23~31m 低層部2~12m	事務所	18	商業地域 防火地域	S44. 4. 11 建1396
		北5条西5丁目 (札幌市中央区 北5条西5丁目)	0.48	80/10	高層部82m 中層部50m 低層部7~12m	事務所 ホテル	23	商業地域 防火地域	S45. 3. 6 市 96 H10. 10. 21 市 1168
		南10条西6丁目 (札幌市中央区 南10条西6丁目)	0.50	42/10	高層部95m 中層部23m 低層部6m	ホテル	28	近隣商業地域 準防火地域	S60. 9. 19 市 783

(8) 都市再生特別地区

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名 (位置)	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	建築物の 高さの 最高限度	当初決定年月日 直近変更年月日	
北海道計			7.1 <sup>ha</sup>					m		
札幌圏	札幌市	北3西4 (札幌市中央区 北3条西4丁目)	1.3	100/10	30/10	8/10	300	高層部100m 低層部 31m	H15. 7. 1 市 879 H19. 8. 22 市1163	
		北2西4 (札幌市中央区 北2条西4丁目)	A地区 1.1	150/10	30/10	8/10	300	高層部185m 中層部A50m 低層部A35m	H19. 8. 22 市1163	
			B地区 0.4	80/10	30/10	7/10	300	中層部B60m 低層部B10m		
		南2西3南西 (札幌市中央区 南2条西3丁目)	0.6	95/10	30/10	8/10	300	高層部122m 低層部A40m 低層部B36m 低層部C30m 低層部D 16m~23m	H25. 12. 6 市3150	
		北1西1 (札幌市中央区 北1条西1丁目)	2.0	90/10	30/10	8/10	300	高層部A154m 高層部B142m 中層部A70m 中層部B65m 中層部C60m 中層部D55m 中層部E50m 低層部A15m	H26. 2. 18 市 365 R 1. 7. 11 市3640	
		北4西3 (札幌市中央区 北4条西3丁目)	1.7	157/10						R4. 3. 8 市846
			A地区 0.85	109/10	30/10	8/10	300	中層部A60m		
		札幌駅周辺 (札幌市中央区 北5条西2丁目)	9.2	100/10						R4. 10. 3 市3682
			A地区 3.1	150/10	30/10	8/10	300	高層部A245m 中層部A-185m 中層部A-255m		
			B地区 2.6	80/10	30/10	8/10	300	高層部B175m 中層部 B55m		
大通西4南 (札幌市中央区 大通西4丁目)	2.1	165/10	30/10	8/10	400	高層部185m 中層部A44m 中層部B30m	R 4. 12. 16 市5053			
建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物については10分の2を加えた数値とし、同条同項第2号又は第3号に該当する建築物にあっては、当該限度の規定を適用しない。										

## (9) 防火地域及び準防火地域

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	防火地域	準防火地域	当初決定年月日 直近変更年月日
北 海 道	計	662.7 <sup>ha</sup>	10,220.5 <sup>ha</sup>	
札 幌 圏	札 幌 市	385.0	3,420.0	S48. 6. 1 市 385 R 5. 2. 27 市 941
	江 別 市		172.0	S48. 5. 21 市 13 R 1. 10. 31 市 122
	北 広 島 市		176.0	S48. 6. 1 町 33 R 4. 12. 16 市 190
	石 狩 市		80.0	S48. 6. 1 町 44 H17. 3. 29 市 13
小 樽	小 樽 市	17.0	686.0	S48. 5. 1 市 41 H18. 9. 11 市 233
函 館 圏	函 館 市	20.0	518.0	S48. 6. 1 市 43 (函館市) S48. 6. 1 市 32 (亀田市) R 4. 3. 25 市 89
	北 斗 市		30.0	S48. 6. 1 町 31 (上磯町) S48. 6. 1 町 12 (大野町) H20. 3. 28 市 43
	七 飯 町		6.1	S48. 6. 1 町 26 H23. 3. 29 町 5
旭 川 圏	旭 川 市	88.0	454.0	S48. 6. 1 市 85 H23. 3. 29 市 151
	鷹 栖 町		9.8	S48. 6. 1 町 16 H 3. 10. 22 町 52
	東 神 楽 町		17.0	S48. 5. 22 町 8 H10. 3. 31 町 27
室 蘭 圏	室 蘭 市	0.0	309.0	S48. 5. 1 市 29 R 4. 3. 28 市 8
	登 別 市	28.0	62.0	S48. 5. 1 市 7 H10. 11. 6 市55-3
	伊 達 市		49.0	S48. 5. 1 市 19 H10. 11. 6 市 136
釧 路 圏	釧 路 市	48.0	269.0	S47. 12. 5 市 206 R 5. 3. 27 市 95
	釧 路 町		23.0	H 3. 10. 9 町 104 H12. 8. 3 町 59
帯 広 圏	帯 広 市	22.0	531.0	S48. 4. 1 市 60 H 7. 7. 7 市 219
	音 更 町		92.0	S48. 4. 1 町 17 H23. 3. 29 町 68
	芽 室 町		15.3	S48. 4. 1 町 7 H 9. 8. 29 町 59
	幕 別 町		27.4	S48. 4. 1 町 9 H 7. 7. 7 町 34
千 歳 恵 庭 圏	千 歳 市		166.0	S46. 11. 29 市 137 H 4. 4. 3 市 79
	恵 庭 市		102.0	S46. 12. 1 市 76 H23. 9. 30 市 122

区 域 名	市 町 名	防火地域	準防火地域	当初決定年月日 直近変更年月日
苦 小 牧 圏	苦 小 牧 市	33.0	394.0	S49. 2. 7 市 16 R 3. 3. 23 市 98
	白 老 町		13.0	S49. 2. 15 町 4 H 7. 2. 20 町 11
	安 平 町		4.2	S49. 2. 7 町 5
	厚 真 町		8.4	S49. 2. 7 町 6 H13. 8. 21 町 505
北 見	北 見 市	19.0	154.0	S47. 12. 11 市 131 H28. 3. 31 市 71
線 引 都 市 計		660.0	7,788.2	
留 辺 薬	北 見 市		27.3	S52. 7. 20 町 29
夕 張	夕 張 市		85.0	S48. 2. 1 市 12 H23. 3. 29 市 33
岩 見 沢	岩 見 沢 市		125.0	S48. 6. 1 市 39 R 4. 2. 22 市 28
網 走	網 走 市		135.0	S37. 3. 13 建 495 H18. 6. 16 市 107
留 萌	留 萌 市		201.0	S46. 8. 2 市 48 S48. 3. 8 市 14
稚 内	稚 内 市	2.7	69.0	S29. 7. 9 建 1254 H24. 3. 27 市 48
美 唄 奈 井 江	美 唄 市		51.0	S48. 9. 1 市 38 H 8. 4. 1 市 32
	奈 井 江 町		13.0	S52. 2. 10 町 10
芦 別	芦 別 市		37.9	S48. 4. 1 市 24 H 6. 4. 1 市 16
赤 平	赤 平 市		34.0	S48. 4. 10 市 13 H 8. 4. 1 市 32
紋 別	紋 別 市		72.0	S47. 3. 1 市 9 H29. 3. 1 市 21
士 別	士 別 市		39.0	S47. 7. 10 市 46 H18. 3. 1 市 20
名 寄	名 寄 市		70.0	S46. 5. 1 市 19 H21. 10. 30 市 134
三 笠	三 笠 市		32.0	S48. 5. 1 市 18 H 8. 12. 9 市 30
根 室	根 室 市		64.1	S48. 12. 10 市 76 H30. 3. 30 市 13
滝 川	滝 川 市		105.0	S47. 5. 20 市 27 R 1. 12. 19 市 77
	新 十 津 川 町		11.5	S54. 9. 13 町 65 H 7. 2. 15 町 12
砂 川	砂 川 市		53.0	S48. 12. 5 市 33 H 4. 3. 17 市 13
歌 志 内	歌 志 内 市		16.0	S48. 9. 1 市 24 H 7. 3. 28 市 12
深 川	深 川 市		35.1	S47. 1. 1 市 2 S60. 7. 10 市 73

区 域 名	市 町 名	防火地域	準防火地域	当初決定年月日 直近変更年月日
富 良 野	富 良 野 市		28.0	S46.12.24 市 64 H26.6.20 市 35
当 別	当 別 町		32.0	S51.12.28 町 41 H 8.3.29 町 35
福 島	福 島 町		8.0	S53.1.23 町 5
木 古 内	木 古 内 町		17.0	H 1.3.30 町 10 R 3.7.27 町 9
森	森 町		19.6	S52.10.18 町 39 H 6.4.1 町 21
八 雲	八 雲 町		26.0	S58.4.1 町 21 H 7.4.1 町 31
長 万 部	長 万 部 町		11.4	S59.3.31 町 16
江 差	江 差 町		14.0	S48.3.6 町 13 H13.12.18 町 51
北 檜 山	せ た な 町		9.5	S48.2.15 町 6 H 7.8.23 町 26
今 金	今 金 町		11.8	S58.4.14 町 24
俱 知 安	俱 知 安 町		24.7	S47.7.20 町 24 H 7.3.31 町 24
岩 内	岩 内 町		173.0	S49.10.1 町 38 R 3.8.6 町 62
	共 和 町		5.6	H 3.9.3 町 24
古 平	古 平 町		8.6	S58.4.14 町 20
余 市	余 市 町		30.0	S48.12.10 町 124 H12.12.15 町 78
南 幌	南 幌 町		25.4	S49.11.1 町 43 H 6.3.28 町 15
長 沼	長 沼 町		15.0	S50.10.1 町 22 H 7.4.1 町 27
栗 山	栗 山 町		19.0	S48.5.1 町 30 H 8.3.19 町 30
上 川	上 川 町		12.8	S57.9.10 町 66
美 瑛	美 瑛 町		18.6	S51.3.31 町 15 H 5.9.1 町 15
上 富 良 野	上 富 良 野 町		19.0	S50.8.1 町 36 H 8.1.8 町 2
下 川	下 川 町		12.0	S59.12.14 町 40
美 深	美 深 町		20.9	S62.3.30 町 6 H 7.4.3 町 8
増 毛	増 毛 町		8.0	S61.4.7 町 20
羽 幌	羽 幌 町		21.0	S52.9.7 町 38
枝 幸	枝 幸 町		11.2	S52.3.1 町 17 H 2.4.2 町 18

区 域 名	市 町 名	防火地域	準防火地域	当初決定年月日 直近変更年月日
浜 頓 別	浜 頓 別 町		8.8	S59. 1. 1 町 2
女 満 別	大 空 町		18.0	H10. 3.17 町 13
美 幌	美 幌 町		71.2	S47. 7.20 町 43 H 6. 3.28 町 31
斜 里	斜 里 町		18.0	S53. 7. 6 町 12 H 7. 4. 1 町 11
遠 軽	遠 軽 町		23.4	S48. 8.28 町 33 S58. 7. 5 町 21
興 部	興 部 町		10.3	S48.12.15 町 18 H 7. 4. 1 町 13
雄 武	雄 武 町		9.7	S59. 4. 2 町 7
虻 田	洞 爺 湖 町		55.0	S52. 3. 1 町 8 H23.10.20 町 46
	壮 警 町		29.0	S61. 4.10 町 18
鷓 川	む か わ 町		8.9	S49. 2. 7 町 3 H 7. 2. 1 町 5
門 別	日 高 町		23.0	H 6. 3.31 町 7 H17. 3.14 町 15
静 内	新 ひ だ か 町		25.0	S48. 1. 1 町 2 H 8. 1.10 町 2
浦 河	浦 河 町		30.0	S46. 7. 1 町 19 H 7.10.25 町 51
新 得	新 得 町		15.3	S52. 3. 1 町 6
清 水	清 水 町		12.2	S51.11.15 町 37 H 7. 9.25 町 63
大 樹	大 樹 町		17.0	S58.11. 4 町 30 H11. 7. 2 町 35
広 尾	広 尾 町		34.0	S49. 6. 1 町 23 H 6.10.18 町 35
池 田	池 田 町		14.0	S46. 3.29 町 39 H 4. 6. 8 町 68
本 別	本 別 町		14.1	S47. 5.15 町 30
足 寄	足 寄 町		15.0	S54.11.20 町 56
浦 幌	浦 幌 町		14.2	S53.12. 1 町 37 H 5. 9.20 町 30
厚 岸	厚 岸 町		13.0	S51. 8. 5 町 44 H 3. 3.28 町 23
標 茶	標 茶 町		8.7	S49.11. 1 町 62 S60.10. 8 町 98
弟 子 屈	弟 子 屈 町		25.0	S50. 4. 1 町 11 H28.11. 1 町 54
白 糠	白 糠 町		10.5	S49. 6. 1 町 16
中 標 津	中 標 津 町		31.0	S48.11. 1 町 34 H26.10.24 町 75
非 線 引 都 市 計		2.7	2,432.3	

(10) 景観地区

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	名称 地区の細区分	面積 ha	建築物の形態意匠の制限	建築物の高さの 最高限度	壁面の位置の制限		建築物の敷地面積の 最低限度	当初決定年月日 直近変更年月日		
						道路境界	隣地境界				
北海道計			3,504.0								
倶知安 (準)	倶知安町	ヒラフ高原景観地区	2,298.0			S : 建築面積					
		センタービレッジ地区	27.0	(外観の色彩) ● 屋根色 ・ 色相R 明度6以下、彩度8以下 ・ 色相Y R、G、B 明度6以下、彩度6以下 ・ 色相Y、G Y、B G、B、P B、P、R P 明度6以下、彩度2以下 ・ 色相N 明度4~7.5 ● 外壁色 ・ 色相R 明度4~8、彩度8以下 ・ 色相Y R、Y 明度4~7.5、彩度6以下 ・ 色相G Y、G、B G、B、P B、P、R P 明度4~8、彩度4以下 ・ 色相N(無彩色) 明度4~7.5 (外観の意匠) ● 建築物の屋根 ・ 3寸勾配以上とする。 (山田I地区、羊蹄の里地区、ノースヒルズ地区のみ)	16m (22m)	200㎡ > S 200㎡ ≤ S < 700㎡ 700㎡ ≤ S 道道	2m 4m 6m 4m	2m 3.5m毎に0.5mを加算した数値	左記いずれかの大きい方の値を採用	-	
		山田II地区	70.0		16m (22m)	6m	2m 3.5m毎に0.5mを加算した数値	左記いずれかの大きい方の値を採用	500㎡		
		大沢川沿い地区	27.0								
		樺山地区	736.0								
		双子山地区	180.0		13m	200㎡ > S 200㎡ ≤ S < 700㎡ 700㎡ ≤ S 道道	2m 4m 6m 4m	高さ < 7m 高さ ≤ 7m	1.5m 2m	330㎡	
		西岩尾別・旭・花園地区	828.0								
		山田I地区	123.0		13m	5m (角地3m)	高さ < 7m 高さ ≤ 7m	1.5m 2m	330㎡		
		ペンションビレッジ地区	35.0		13m	200㎡ > S 200㎡ ≤ S < 700㎡ 700㎡ ≤ S	2m 4m 6m	高さ < 7m 高さ ≤ 7m	1.5m 2m	-	
		羊蹄の里地区	9.0		13m (軒高9m)	5m (角地3m)	高さ < 7m 高さ ≤ 7m	1.5m 2m	330㎡		
		東岩尾別地区	119.0		16m	200㎡ > S 200㎡ ≤ S < 700㎡ 700㎡ ≤ S 道道	2m 4m 6m 4m	2m 3.5m毎に0.5mを加算した数値	左記いずれかの大きい方の値を採用	330㎡	
		ノースヒルズ地区	33.0		13m (軒高9m)	幅員24m以上道路 その他道路	10m 5m	5m	1,000㎡		
		花園ビレッジ地区	111.0		-	6m	2m 3.5m毎に0.5mを加算した数値	左記いずれかの大きい方の値を採用	1,000㎡		
		ニセコ (準)	ニセコ町		ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地区	1,206.0	(外観の色彩) ● 外壁及び屋根の彩度 (各立面の見付面積の1/10以下を除く。) ・ 色相R 外壁8以下、屋根10以下 ・ 色相Y R 外壁8以下、屋根8以下 ・ 色相Y 外壁6以下、屋根6以下 ・ 色相B 外壁4以下、屋根6以下 ・ 上記以外の色相 外壁4以下、屋根4以下 (外観の意匠) ● 屋根の形状 ・ 勾配3/10の傾斜屋根とするよう努めることとし、道路や隣地への落雪等に配慮した形状とする。 ● 附属庫等 ・ 建築物と調和した意匠とする。 ● 灯油タンク、屋外建築設備 ・ 道路から直接見えないような配置とするか、建築物と調和した意匠とする。 ● 緑化 ・ 建築物の高さが15mを超える場合は、敷地面積に占める緑化面積を20%以上とする。	15m (ホテル等については25mまでの緩和規定あり)	道道及び町道 その他道路	5m 3m	3m

区域名	市町名	名称	面積	建築物の形態意匠の制限	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限		建築物の敷地面積の最低限度	当初決定年月日 直近変更年月日
		地区の細区分				道路境界	隣地境界		
富良野	富良野市	北の峰景観地区	235.0	(外観の色彩) ●屋根色 ・色相R、Y R 彩度8以下 ・色相Y 彩度6以下 ・色相B、その他 彩度2以下					H29.12.25 市 57
		スキー場山麓地区	189.0		—	—	—		
		森林文化地区	36.0		20m (その他斜線制限あり)	—	—		
		下御料地区	36.0		20m (その他斜線制限あり)	—	350㎡		



## (11) 風致地区

(令和5年3月31日現在)

名 称	位 置	計画決定 面 積 (ha)	当初計画 決定年月日 告示番号	最終計画 変更年月日 告示番号
大通風致地区	札幌市中央区大通西1丁目～大通西13丁目及び大通東1丁目～大通東7丁目の各一部	34.8	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
豊平川風致地区	札幌市東区東雁来町雁来橋南側～南区藻岩下藻岩橋北側	328.8	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
天神山風致地区	札幌市豊平区平岸1条18丁目、平岸1条19丁目及び平岸2条16丁目～平岸2条18丁目の各一部	18.6	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
藻岩山風致地区	札幌市南区藻岩下、中央区界川、旭ヶ丘及び伏見の各全部並びに南区藻岩山、中央区双子山及び円山西町の各一部	959.4	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
北海道神宮風致地区	札幌市中央区円山の全部並びに中央区双子山円山西町宮ヶ丘、西区山の手及び盤溪、中央区宮の森2条11丁目及び3条11丁目、北1条西28丁目、大通西28丁目、南1条西28丁目、南2条西28丁目、南3条西28丁目、南4条西28丁目、南5条西27丁目、南5条西28丁目、南6条西26丁目、南6条西27丁目、南7条西26丁目、南8条西26丁目の各一部	880.0	昭14. 7. 8(内) 387号	平14.10.17(市)1202号
発寒川風致地区	札幌市西区山の手7条6丁目ふもと橋～新川合流点	46.1	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
新川通風致地区	札幌市北区北23条西14丁目新川上の橋～発寒川合流点	46.8	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
創成川上風致地区	札幌市中央区南1条西1丁目～南6条西1丁目、南1条東1丁目～南6条東1丁目、北1条西1丁目～北3条西1丁目及び北1条東1丁目～北3条東1丁目の各一部	12.4	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
創成川下風致地区	札幌市北区太平2条2丁目、太平3条1丁目～太平6条1丁目、屯田3条1丁目～屯田6条1丁目、篠路町篠路、篠路町太平及び屯田町の各一部	46.0	昭14. 7. 8(内) 387号	昭41.12. 2(建)3876号
東月寒向ヶ丘風致地区	札幌市豊平区月寒東1条12丁目～月寒東1条13丁目、月寒東2条12丁目～月寒東2条14丁目、月寒東3条11丁目及び月寒東3条15丁目～月寒東5条15丁目の各全部並びに月寒東1条14丁目、月寒東3条14丁目の各一部	129.3	昭41.12. 2(建)3876号	
羊ヶ丘風致地区	札幌市豊平区羊ヶ丘の全部	1,067.5	昭41.12. 2(建)3876号	
ポプラ通風致地区	札幌市北区屯田1条1丁目、屯田1条2丁目、屯田2条3丁目～屯田2条5丁目、屯田3条6丁目～屯田3条8丁目、屯田4条9丁目及び北区新琴似1条1丁目～13丁目	27.5	昭41.12. 2(建)3876号	
計 1 2 地 区		3,597.2		

(12) 臨港地区

(令和5年3月31日現在)

港湾種別	区域名	港湾名	市町名	指定面積										当初決定年月日 直近変更年月日	分区条例 制定年月日	
				分 区 内 訳												
				無分区	商港区	特殊物 資港区	工業 港区	漁港区	保安 港区	リ-ナ 港区	修景厚 生港区	計				
北 海 道 計				4,995.8 <sup>ha</sup>	516.3 <sup>ha</sup>	1,216.8 <sup>ha</sup>	82.3 <sup>ha</sup>	2,470.0 <sup>ha</sup>	316.1 <sup>ha</sup>	286.6 <sup>ha</sup>	28.6 <sup>ha</sup>	74.3 <sup>ha</sup>	4,474.7 <sup>ha</sup>			
国際拠点港湾	室蘭圏	室蘭港	室蘭市	1,019.3	18.2	112.0		745.0	10.9	106.3	10.4	16.5	1,001.1	S38. 6.26 建1412 R 3. 3.23 道 230	S40. 6.25 第14号 (施行 S40. 7. 1)	
	苫小牧圏	苫小牧港	小 計	1,965.0	9.2	429.3	54.9	1,363.9	15.6	84.2	7.5		1,955.4			
			苫小牧市	1,760.5	9.2	306.5	34.4	1,303.1	15.6	84.2	7.5		1,751.3	S37. 3.12 建 510 R 3. 3.23 道 230	S40. 8.20 第15号 (施行 S40. 8.20)	
		厚真町	204.1		122.8	20.5	60.8					204.1				
重要港湾	札幌圏	石狩湾新	小 計	391.0	196.3	102.4	0.0	31.4	10.2	52.2	0.0		196.2			
			小樽市	130.9	53.0	47.7		30.2					77.9	S60. 5.30 道 918 R 3. 3.23 道 230	H28.12. 9 第 5号 (施行 H29. 1. 1)	
			石狩市	259.8	143.3	54.7		1.2	10.2	52.2			118.3			
	小樽	小樽港	小樽市	192.0	47.9	94.9		28.7	9.7		6.5	4.7	144.5	S36. 3.16 建 495 H17. 3.29 道 244	H 8. 9.30 第46号 (施行 H 8.11. 1)	
	函館圏	函館港	小 計	264.0	44.0	62.9		140.8	8.4			8.0	220.1			
			函館市	245.5	25.7	62.9		140.8	8.4				8.0	220.1	S36. 3.16 建 497 R 4. 3.25 道 210	S57. 3.31 第 8号 (施行 S57. 5. 1)
			北斗市	18.3	18.3											
	釧路圏	釧路港	釧路市	350.0	21.8	143.7	11.7	86.9	39.8	37.8			8.1	328.0	S34. 3.27 建 550 R 2.12.15 道 789	H12.12.15 第61号 (施行 H13. 4. 1)
	広尾	十勝港	広尾町	117.0		88.4	9.6			16.1			3.1	117.2	S39. 6.25 建1587 H19. 2.16 道 107	S39. 9.26 第24号 (施行 S39. 9.26)
	網走	網走港	網走市	73.0	2.2	36.4		4.8	28.5	0.9				70.6	S39.11. 5 建3091 H19.10.19 道 674	S46. 4. 1 第19号 (施行 S46. 4. 1)
	留萌	留萌港	留萌市	62.0	61.6										S39. 3.14 建2183 H18. 7.28 道 650	
	稚内	稚内港	稚内市	149.1	10.1	34.5		49.6	49.7	5.2				139.0	S36. 3.16 建 496 R 1.11. 8 道 96	S46. 3.26 第 5号 (施行 S46. 4. 1)
	紋別	紋別港	紋別市	108.0		22.5		3.6	47.9			33.6		107.6	S39. 6.25 建1598 H22.12.17 道 813	H16. 3.29 第 6号 (施行 H16. 4. 1)
根室	根室港	根室市	92.0	91.8										S39.11. 5 建3013 H22. 3.30 道 260		
地方港湾	苫小牧圏	白老港	白老町	32.0		23.3			8.8				32.1	H 6.10.18 建1566 R 3. 3.23 町 18	H 6. 9.30 第18号 (施行 H 6.10.18)	
	森	森港	森町	15.0			2.4		12.1				14.5	S39. 6.25 建1586 H26. 8.14 町 75	H17. 4. 1 第177号 (施行 H17. 4. 1)	
	江差	江差港	江差町	15.2	1.2	2.2	3.7		7.0		1.1		14.0	S41. 8.25 建2910 H19. 6.19 町 29	S57. 9.25 第14号 (施行 S57. 9.25)	
	岩内	岩内港	岩内町	57.0		35.2		11.6	9.9					56.7	S40.10.18 建2916 R 3. 8. 6 町 63	S41. 3.19 第11号 (施行 S41. 3.19)
			共和町	3.5	3.5										S40.10.18 建2916 H 4. 3.10 道 331	
	余市	余市港	余市町	5.7		1.4			4.3				5.7	S47. 8.18 建2636 H 3. 3.28 道 451	S52.10.18 第18号 (施行 S52.10.18)	
	増毛	増毛港	増毛町	15.0					11.7		3.1		14.8	S61. 5.15 道 745 H30. 3.15 町 14	H17. 6.24 第31号 (施行 H17. 7. 1)	
	羽幌	羽幌港	羽幌町	17.0		3.0		3.7	9.5			0.3	16.5	S41. 4. 8 建1202 H25. 3.29 町 29	H21. 9.28 第15号 (施行 H21. 9.28)	
	浦河	浦河港	浦河町	12.0	12.0									S47. 4. 3 道1003 R 4. 3.10 町 13		
枝幸	枝幸港	枝幸町	41.0		24.7			16.0				40.7	S47. 7.29 道2476 H27. 3. 2 町 12	H16. 6.24 第16号 (施行 H16. 6.24)		

## (13) 特別緑地保全地区

(令和5年3月31日現在)

名 称	位 置	計画決定 面積 (ha)	当 初 計 画 決定年月日 告 示 番 号	最 終 計 画 変更年月日 告 示 番 号
東月寒特別緑地保全地区	札幌市豊平区月寒東4条18丁目	0.3	昭49. 3. 7(道) 569号	
天神山特別緑地保全地区	札幌市豊平区平岸2条18丁目	0.9	昭51. 3. 1(道) 586号	
柏ヶ丘特別緑地保全地区	札幌市南区真駒内柏丘9丁目	3.6	昭51. 3. 1(道) 586号	
手稲富丘特別緑地保全地区	札幌市西区富丘4条5丁目	1.2	昭51.12.21(道)4057号	
澄川特別緑地保全地区	札幌市南区澄川4条7丁目	0.5	昭51.12.21(道)4057号	
発寒特別緑地保全地区	札幌市西区発寒6条9丁目	0.5	昭53.12.16(道)3724号	
平岸特別緑地保全地区	札幌市豊平区平岸6条10丁目	0.5	昭54.12.22(道)3992号	
真駒内桜山特別緑地保全地区	札幌市南区真駒内東町1丁目	0.6	昭54.12.22(道)3992号	
中の沢特別緑地保全地区	札幌市南区川沿2条6丁目	0.3	昭54.12.22(道)3992号	
柏ヶ丘第二特別緑地保全地区	札幌市南区真駒内	4.6	昭55.12.20(道)3040号	
清田特別緑地保全地区	札幌市豊平区清田	2.2	昭55.12.20(道)3040号	
清田第二特別緑地保全地区	札幌市豊平区清田	1.1	昭55.12.20(道)3040号	
八垂別特別緑地保全地区	札幌市南区南沢1条1丁目、南沢及び川沿町	8.4	昭57. 3. 4(道) 360号	昭58. 3. 31(道) 600号
西野特別緑地保全地区	札幌市西区西野11条8丁目	1.0	昭57. 3. 4(道) 360号	
月寒東特別緑地保全地区	札幌市豊平区月寒東4条19丁目	1.0	昭58. 3. 31(道) 599号	
北野坂の上特別緑地保全地区	札幌市豊平区北野3条5丁目	0.6	昭59. 3. 22(道) 467号	
澄川南緑特別地保全地区	札幌市南区澄川6条11丁目	0.8	昭61. 5. 22(道) 801号	
真栄特別緑地保全地区	札幌市豊平区真栄	1.3	昭63. 3. 10(道) 323号	
三里塚特別緑地保全地区	札幌市豊平区里塚	6.2	平 2. 3. 5(道) 271号	平 2. 9. 17(道)1304号
清田真栄特別緑地保全地区	札幌市豊平区清田4条4丁目、5条4丁目、 6条4丁目、9条3丁目、清田及び真栄	4.6	平 3. 3. 28(道) 450号	
上野幌特別緑地保全地区	札幌市厚別区厚別町上野幌の一部	7.3	平14. 3. 7(市) 227号	平19.11.30(市)1662号
常盤特別緑地保全地区	札幌市南区常盤3条2丁目及び真駒内の各一部	0.4	平14. 3. 7(市) 227号	
円山西町特別緑地保全地区	札幌市中央区円山西町2丁目の一部	0.3	平14. 3. 7(市) 227号	
真駒内柏丘特別緑地保全地区	札幌市南区真駒内柏丘9丁目	2.2	平23. 3. 10(市) 586号	
厚別東特別緑地保全地区	札幌市厚別区厚別東5条2丁目	1.6	平23. 6. 15(市)1323号	
南の里特別緑地保全地区	北広島市南の里及び島松	183.0	平17.10. 7(道) 749号	
キウシト湿原特別緑地保全地区	登別市若山町2丁目	4.8	平20. 4. 1(市) 14号	
計27地区		239.8		

## (14) 駐車場整備地区

(令和5年3月31日現在)

区 分		名 称	面積 (ha)	決定年月日	備 考
区域名	市町名				
北 海 道 計			1.025		
札幌圏	札幌市	札幌圏都市計画駐車場整備地区	383	平元. 4. 1 市告示 215	附置義務条例施行
小樽	小樽市	小樽都市計画駐車場整備地区	71	昭50. 3. 31 市告示 45	〃
函館圏	函館市	函館圏都市計画駐車場整備地区	80	昭45. 1. 23 市告示 113	〃
旭川圏	旭川市	旭川圏都市計画駐車場整備地区	255	平11. 7. 1 市告示 157	〃
釧路圏	釧路市	釧路圏都市計画駐車場整備地区	109	平 6. 6. 2 市告示 100	〃
帯広圏	帯広市	帯広圏都市計画駐車場整備地区	127	平 7. 7. 7 市告示 226	〃

(15) 流通業務地区

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	備考
北海道	計		187.0 <sup>ha</sup>		
札幌圏	札幌市	大谷地流通業務地区	187.0	S42. 7. 7 建1936 R 1. 8. 31 市4725	流通業務団地面積154ha

(16) 伝統的建造物群保存地区

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名	面積	当初決定年月日	備考
北海道	計		14.5 <sup>ha</sup>		
函館圏	函館市	函館市元町末広町 伝統的建造物群保存地区	14.5	S63. 12. 19 市 122	

### 3. 促進区域

#### (1) 市街地再開発促進区域

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	地区名	目的/ 施行者	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可 年月日	施行年度	総事業費
北海道計				4.18 <sup>ha</sup>				(百万円)
旭川圏	旭川市	旭川宮下7	再開発 個人	0.2	S62. 9. 8 市 227	S62. 10. 8	S58~H 1	2,415
室蘭圏	登別市	登別市中央町4丁目	再開発 個人	1.0	H 5. 3. 16 市 10	H 5. 9. 24	H 4~H 6	3,252
苫小牧圏	苫小牧市	錦町1・1	再開発 個人	0.15	S54. 11. 19 市 181	S54. 12. 22	S54~S55	768
		錦町1・6・1	再開発 個人	0.23	S55. 5. 31 市 94	S56. 2. 24	S55~S60	1,885
静内	新ひだか町	静内町みゆき通り 商店街第4ブロック	再開発 個人	0.8	S59. 8. 20 町 24	S59. 11. 22	S59~S60	2,101
浦河	浦河町	浦河町大通商店街	再開発 個人	1.8	H 5. 8. 23 町 37 H 7. 10. 25 町 53	H 6. 1. 21	H 4~H 7	4,418

#### 4. 都市計画施設

##### (1) 都市計画施設決定状況一覧表

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	道路 (交通広場場合)	都市 高速 鉄道	駐 車 場 (自 転 車 含)	自 動 車 タ ー ミ ナ ル	空 港	公 園	緑 地	広 場	墓 園	運 動 場	下 水 道				汚 物 処 理 場	ご み 焼 却 場	その他の処理施設		地 域 冷 暖 房 施 設	河 川	学 校	病 院	市 場	と 畜 場	火 葬 場	一 団 地 の 住 宅 施 設	一 団 地 の 官 公 庁 施 設	流 通 業 務 団 地
												公 共 下 水 道	都 市 下 水 路	特 定 公 共 下 水 道	流 域 下 水 道			ご み 処 理 場 等	ご み 運 搬 用 管 路										
計		99	7	13	1	1	94	62	1	29	1	96	2	2	15	17	25	23	1	2	21	2	1	28	8	41	0	1	1
札幌圏	札幌市	○	○	○	○		○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○			○		○		○	○
	江別市	○	○				○	○				○					○	○								○			
	北広島市	○					○	○		○		○						○		○						○			
	石狩市	○					○			○		○	○	○			○	○								○			
小樽圏	小樽市	○		○			○	○				○		○		○	○	○						○		○			
	函館市	○		○		○	○	○		○		○		○	○	○	○	○			○			○	○	○			
	北斗市	○					○	○		○		○		○		○	○	○			○					○			
旭川圏	旭川市	○	○	○			○	○				○				○	○	○			○	○		○	○	○			
	鷹栖町	○					○	○				○																	
	東神楽町	○					○	○				○														○			
室蘭圏	室蘭市	○		○			○	○		○		○						○						○		○			
	登別市	○					○	○				○						○								○			
	伊達市	○					○	○				○					○	○								○			
釧路圏	釧路市	○		○			○	○				○				○	○	○			○			○	○	○			
	釧路町	○					○					○									○								
帯広圏	帯広市	○	○	○			○	○		○		○		○		○	○	○			○			○	○	○			
	音更町	○					○	○				○									○						○		
	芽室町	○					○	○				○									○								
	幕別町	○	○				○	○				○									○								
千歳恵庭圏	千歳市	○	○				○	○		○		○					○	○			○			○		○			
	恵庭市	○					○	○				○				○	○	○								○			
苫小牧圏	苫小牧市	○					○	○		○		○					○			○	○		○	○		○			
	白老町	○					○	○		○		○					○												
	安平町	○		○			○			○		○					○								○	○			
	厚真町	○					○			○		○														○			
北見圏	北見市	○	○				○	○		○		○						○			○			○					
	留辺蘂	○					○					○																	
夕張圏	夕張市	○		○			○	○			○	○				○								○					
岩見沢圏	岩見沢市	○		○			○	○		○	○	○					○							○		○			
網走圏	網走市	○		○			○	○			○							○						○		○			
留萌圏	留萌市	○		○			○	○			○					○								○		○			
稚内圏	稚内市	○					○	○		○		○				○								○					
美唄奈井江圏	美唄市	○					○				○					○	○									○			
	奈井江町	○					○	○			○																		
芦別圏	芦別市	○					○				○													○					
赤平圏	赤平市	○					○	○			○																		
紋別圏	紋別市	○					○	○		○		○					○	○						○		○			
士別圏	士別市	○					○	○		○		○														○			
名寄圏	名寄市	○					○	○		○		○				○	○								○	○			
三笠圏	三笠市	○					○	○		○		○						○								○			
根室圏	根室市	○					○				○					○								○					
	滝川市	○					○	○			○						○				○			○		○			
砂川圏	砂川市	○					○	○			○							○			○			○					
	歌志内市	○					○				○					○	○	○											
深川圏	深川市	○					○	○			○																		
富良野圏	富良野市	○					○	○			○													○					

区 域 名	市 町 名	道路（交通広場含）	都 市 高 速 鉄 道	駐 車 場（自 転 車 含）	自 動 車 ターミナル	空 港	公 園	緑 地	広 場	墓 園	運 動 場	下 水 道				汚 物 処 理 場	ご み 焼 却 場	その地の処理施設		地 域 冷 暖 房 施 設	河 川	学 校	病 院	市 場	と 畜 場	火 葬 場	一 団 地 の 住 宅 施 設	一 団 地 の 官 公 庁 施 設	流 通 業 務 団 地
												公 共 下 水 道	都 市 下 水 路	特 定 公 共 下 水 道	流 域 下 水 道			ご み 処 理 場 等	ご み 運 搬 用 管 路										
当 別	当 別 町	○					○	○				○																	
福 島	福 島 町	○					○																						○
木 古 内	木 古 内 町	○										○																	
森	森 町	○					○					○																	
八 雲	八 雲 町	○					○	○				○															○		
長 万 部	長 万 部 町	○					○	○				○																	○
江 差	江 差 町	○					○	○				○																	
北 檜 山	せ た な 町	○										○																	
今 金	今 金 町	○					○	○				○																	
俱 知 安	俱 知 安 町	○					○					○																	
岩 内	岩 内 町	○					○			○		○			○	○								○		○			
	共 和 町	○					○					○																	
古 平	古 平 町	○					○			○		○																	○
余 市	余 市 町	○		○			○	○				○													○		○		
南 幌	南 幌 町	○					○					○																	
長 沼	長 沼 町	○					○	○				○			○														
栗 山	栗 山 町	○					○	○		○		○																	
上 川	上 川 町	○					○					○																	○
美 瑛	美 瑛 町	○					○					○			○														
上 富 良 野	上 富 良 野 町	○					○					○																	
下 川	下 川 町	○										○																	
美 深	美 深 町	○					○					○																	
増 毛	増 毛 町	○										○																	
羽 幌	羽 幌 町	○					○			○		○		○	○										○		○		
枝 幸	枝 幸 町	○					○	○		○		○																	
浜 頓 別	浜 頓 別 町	○					○					○																	○
女 満 別	大 空 町	○					○	○		○		○																	
美 幌	美 幌 町	○					○	○		○		○									○				○				
斜 里	斜 里 町	○					○	○				○													○				
遠 軽	遠 軽 町	○					○	○				○																	
滝 上	滝 上 町	○																											
興 部	興 部 町	○					○	○				○																	
雄 武	雄 武 町	○					○					○																	
虻 田	洞 爺 湖 町	○					○	○				○																	
	牡 警 町						○																						
鶴 川	む か わ 町	○					○	○				○			○														○
門 別	日 高 町	○																											
静 内	新 ひ た か 町	○					○					○			○														
浦 河	浦 河 町	○					○					○														○			
新 得	新 得 町	○					○					○																	
清 水	清 水 町	○					○					○																	
大 樹	大 樹 町	○					○	○				○																	
広 尾	広 尾 町	○					○					○														○			
池 田	池 田 町	○					○	○				○									○					○			
本 別	本 別 町	○					○	○		○		○																	
足 寄	足 寄 町	○					○					○			○														
浦 幌	浦 幌 町	○					○	○				○																	
厚 岸	厚 岸 町	○					○			○		○																	
標 茶	標 茶 町	○					○	○				○									○								
弟 子 屈	弟 子 屈 町	○					○	○				○																○	
白 糠	白 糠 町	○					○			○		○			○														○
中 標 津	中 標 津 町	○					○	○				○																	

(2) 都市計画道路

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	計画										改良済		車線の数 決定状況 ①:全線済 ②:一部済 ③:未決定	都市計画道路の 見直し方針	
		道路 本数	延長 km	種別路線数及び延長								改良済 km	改良率 %		策定状況 ①:済 ②:未実施 ③:策定中	策定年月
				自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路						
本	km	本	km	本	km	本	km	本	km	本	km	km	%			
札幌圏	札幌市	301	873.65	2	25.60	219	777.81	41	32.57	39	37.67	828.00	94.8	②	①	H20. 3
	小樽市(札幌圏)	4	4.77		0.00	4	4.77		0.00		0.00	4.77	100.0	①	②	
	江別市	51	112.36		0.00	47	107.74	2	3.53	2	1.09	103.45	92.1	①	②	
	北広島市	36	67.98	1	0.88	30	63.06		0.00	5	4.04	62.72	92.3	①	①	H23. 6
	石狩市	48	88.29		0.00	37	82.83	11	5.46			80.89	91.6	②	②	
	【計】	441	1,147.05	3	26.48	337	1,036.21	55	41.56	46	42.80	1,079.83	94.1	...	...	...
小樽	小樽市(小樽)	56	143.97	1	22.64	53	121.11	1	0.05	1	0.17	108.93	75.7	①	③	
函館圏	函館市	107	218.65	3	14.53	102	200.98		0.00	2	3.14	186.19	85.2	①	①	H21. 4
	北斗市	25	47.19	1	0.48	23	46.53	1	0.18		0.00	38.75	82.1	①	②	
	七飯町	19	49.68	1	9.41	18	40.27		0.00		0.00	35.33	71.1	①	②	
	【計】	151	315.52	5	24.42	143	287.78	1	0.18	2	3.14	260.27	82.5	...	...	...
旭川圏	旭川市	68	248.52		0.00	59	241.52	3	2.32	6	4.68	212.58	85.5	①	①	H29. 3
	鷹栖町	5	7.46		0.00	3	6.64	2	0.82		0.00	5.53	74.1	①	②	
	東神楽町	4	16.54		0.00	3	14.81	1	1.73		0.00	10.50	63.5	①	②	
	【計】	77	272.52	0	0.00	65	262.97	6	4.87	6	4.68	228.61	83.9	...	...	...
室蘭圏	室蘭市	58	118.16	3	11.99	50	101.08		0.00	5	5.09	106.33	90.0	①	②	
	登別市	23	65.20		0.00	23	65.20		0.00		0.00	42.27	64.8	①	①	H18.10
	伊達市	27	53.54		0.00	24	52.09		0.00	3	1.45	24.43	45.6	①	②	
	【計】	108	236.90	3	11.99	97	218.37	0	0.00	8	6.54	173.03	73.0	...	...	...
釧路圏	釧路市	102	220.54	1	7.58	86	204.61	8	5.46	7	2.89	185.26	84.0	①	①	R2. 12
	釧路町	11	17.55	1	2.40	10	15.15		0.00		0.00	12.72	72.5	①	②	
	【計】	113	238.09	2	9.98	96	219.76	8	5.46	7	2.89	197.98	83.2	...	...	...
帯広圏	帯広市	85	193.28		0.00	65	178.54	16	8.78	4	5.96	174.72	90.4	①	①	H21. 6
	音更町	31	61.12		0.00	31	61.12		0.00		0.00	48.07	78.6	①	②	
	芽室町	20	32.33		0.00	18	31.25	2	1.08		0.00	29.28	90.6	②	②	
	幕別町	35	50.37		0.00	31	48.78	4	1.59		0.00	33.58	66.7	②	②	
	【計】	171	337.10	0	0.00	145	319.69	22	11.45	4	5.96	285.65	84.7	...	...	...
千歳恵庭圏	千歳市	74	147.96		0.00	58	136.76	13	10.93	3	0.27	131.96	89.2	②	①	H25. 6
	恵庭市	37	81.31		0.00	35	80.84	1	0.36	1	0.11	75.49	92.8	①	①	H24. 3
	【計】	111	228.26	0	0.00	93	217.60	14	10.28	4	0.38	207.45	90.9	...	...	...
苫小牧圏	苫小牧市	108	351.88	1	14.67	83	313.62		0.00	24	23.59	247.54	70.3	②	②	
	白老町	16	51.35		0.00	15	50.38		0.00	1	0.97	31.91	62.1	①	②	
	安平町	13	31.12		0.00	13	31.12		0.00		0.00	8.99	28.9	②	③	
	厚真町	16	39.08	1	4.55	15	34.53		0.00		0.00	17.80	45.5	②	②	
	【計】	153	473.43	2	19.22	126	429.65	0	0.00	25	24.56	306.24	64.7	...	...	...
北見	北見市(北見)	59	140.73		0.00	52	132.86	2	1.51	5	6.36	122.02	86.7	①	①	H24. 5
【線引地域 計】		1,440	3,533.57	16	114.73	1,207	3,246.00	109	75.36	108	97.48	2,970.01	84.1	...	...	...

表中の「計画」「改良済」は、以下を示します。

「計画」 : 都市計画決定された道路延長

「改良済」 : 以下の区間の延長の合計

- ・道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長
- ・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長



区域名	市町名	計画										改良済		車線の数 決定状況 ①:全線済 ②:一部済 ③:未決定	都市計画道路の 見直し方針	
		道路 本数	延長 km	種別路線数及び延長								改良済 km	改良率 %		策定状況 ①:済 ②:未実施 ③:策定中	策定年月
				自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路						
本	km	本	km	本	km	本	km	本	km	本	km	km	%			
夕張	夕張市	4	9.63		0.00	4	9.63		0.00		0.00	7.46	77.5	①	②	
岩見沢	岩見沢市	45	96.05		0.00	43	95.38	1	0.48	1	0.16	86.08	89.6	①	①	H21.5
網走	網走市	19	42.09		0.00	17	40.16	1	0.97	1	0.96	37.93	90.1	②	②	
留萌	留萌市	18	32.00		0.00	18	32.00		0.00		0.00	23.22	72.6	①	②	
稚内	稚内市	25	44.09		0.00	25	44.09		0.00		0.00	36.31	82.4	①	①	H19.10
美唄奈井江	美唄市	24	43.60		0.00	21	42.66	2	0.82	1	0.12	27.40	62.8	②	②	
	奈井江町	15	21.24		0.00	15	21.24		0.00		0.00	21.24	100.0	②	②	
	【計】	39	64.84	0	0.00	36	63.90	2	0.82	1	0.12	48.64	75.0	...	...	...
芦別	芦別市	23	33.53		0.00	20	31.79		0.00	3	1.74	30.82	91.9	①	②	
赤平	赤平市	12	30.68		0.00	12	30.68		0.00		0.00	28.78	93.8	①	②	
紋別	紋別市	29	50.68		0.00	25	49.13	3	1.25	1	0.30	41.52	81.9	③	②	
士別	士別市	18	34.59		0.00	18	34.59		0.00		0.00	28.34	81.9	①	②	
名寄	名寄市	24	42.95		0.00	24	42.95		0.00		0.00	36.36	84.7	①	②	
三笠	三笠市	10	31.77		0.00	10	31.77		0.00		0.00	25.70	80.9	①	②	
根室	根室市	21	42.60		0.00	21	42.60		0.00		0.00	17.95	42.1	③	②	
滝川	滝川市	26	61.00		0.00	26	61.00		0.00		0.00	50.33	82.5	①	②	
	新十津川町	11	14.72		0.00	11	14.72		0.00		0.00	10.51	71.4	①	②	
	【計】	37	75.72	0	0.00	37	75.72	0	0.00	0	0.00	60.84	80.3	...	...	...
砂川	砂川市	24	47.31		0.00	24	47.31		0.00		0.00	40.32	85.2	①	②	
歌志内	歌志内市	8	16.23		0.00	8	16.23		0.00		0.00	9.93	61.2	③	②	
深川	深川市	16	24.77		0.00	14	24.23	2	0.54		0.00	23.74	95.8	①	②	
富良野	富良野市	16	22.08		0.00	16	22.08		0.00		0.00	16.15	73.1	①	①	H24.3
当別	当別町	15	21.79		0.00	12	20.32		0.00	3	1.47	10.19	46.8	①	①	H24.3
福島	福島町	4	6.13		0.00	4	6.13		0.00		0.00	6.13	100.0	①	②	
木古内	木古内町	6	11.19		0.00	6	11.19		0.00		0.00	3.94	35.2	①	②	
森	森町	9	16.59		0.00	9	16.59		0.00		0.00	3.63	21.9	②	②	
八雲	八雲町	9	17.93		0.00	9	17.93		0.00		0.00	12.09	67.4	①	②	
長万部	長万部町	7	13.06		0.00	7	13.06		0.00		0.00	6.48	49.6	①	②	
江差	江差町	9	11.31		0.00	9	11.31		0.00		0.00	10.65	94.2	③	②	
北檜山	せたな町	9	9.65		0.00	9	9.65		0.00		0.00	7.59	78.7	③	②	
今金	今金町	8	10.52		0.00	7	9.25		0.00	1	1.27	10.37	98.6	①	②	
倶知安	倶知安町	12	18.44		0.00	12	18.44		0.00		0.00	9.84	53.4	②	②	
岩内	岩内町	18	28.17		0.00	18	28.17		0.00		0.00	20.19	71.7	①	②	
	共和町	2	1.76		0.00	2	1.76		0.00		0.00	1.76	100.0	①	②	
	【計】	20	29.93	0	0.00	20	29.93	0	0.00	0	0.00	21.95	73.3	...	...	...
古平	古平町	6	9.00		0.00	6	9.00		0.00		0.00	8.17	90.8	③	②	
余市	余市町	19	25.91	1	2.82	16	22.39		0.00	2	0.70	19.95	77.0	②	②	
南幌	南幌町	8	23.15		0.00	7	18.41		0.00	1	4.74	21.53	93.0	①	②	
長沼	長沼町	10	14.78		0.00	10	14.78		0.00		0.00	11.95	80.9	③	②	
栗山	栗山町	11	15.53		0.00	10	15.19		0.00	1	0.34	10.54	67.9	②	②	
上川	上川町	9	9.56		0.00	8	9.40		0.00	1	0.16	4.92	51.5	②	②	
美瑛	美瑛町	14	18.89		0.00	12	18.89		0.00		0.00	15.16	80.3	①	②	
上富良野	上富良野町	15	21.71		0.00	15	21.71		0.00		0.00	13.26	61.1	①	②	
下川	下川町	9	8.59		0.00	9	8.59		0.00		0.00	6.76	78.7	②	②	
美深	美深町	8	10.65		0.00	8	10.65		0.00		0.00	3.08	28.9	③	②	
増毛	増毛町	8	9.24		0.00	8	9.24		0.00		0.00	7.38	79.9	①	②	

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	計画										改良済		車線の数 決定状況 ①:全線済 ②:一部済 ③:未決定	都市計画道路の 見直し方針	
		道路 本数	延長 km	種別路線数及び延長								改良済 km	改良率 %		策定状況 ①:済 ②:未実施 ③:策定中	策定年月
				自動車専用道路		幹線街路		区画街路		特殊街路						
本	km	本	km	本	km	本	km	本	km	本	km	km	%			
羽幌	羽幌町	9	14.32		0.00	9	14.32		0.00		0.00	13.21	92.2	③	②	
枝幸	枝幸町	8	16.46		0.00	8	16.46		0.00		0.00	13.96	84.8	①	②	
浜頓別	浜頓別町	6	10.84		0.00	6	10.84		0.00		0.00	4.32	39.9	①	②	
美幌	美幌町	14	21.68		0.00	13	21.52	1	0.16		0.00	12.45	57.4	①	②	
女満別	大空町	8	11.94		0.00	8	11.94		0.00		0.00	5.33	44.6	①	②	
斜里	斜里町	13	22.21		0.00	12	20.31		0.00	1	1.90	20.69	93.2	①	②	
留辺蘂	北見市(留辺蘂)	11	16.63		0.00	11	16.63		0.00		0.00	11.81	71.0	①	②	
遠軽	遠軽町	10	19.92		0.00	10	19.92		0.00		0.00	14.54	73.0	①	②	
滝上	滝上町	8	9.81		0.00	8	9.81		0.00		0.00	4.74	48.3	③	②	
興部	興部町	6	9.22		0.00	5	6.76		0.00	1	2.46	8.78	95.2	③	②	
雄武	雄武町	10	15.37		0.00	10	15.37		0.00		0.00	13.77	89.6	①	②	
虻田	洞爺湖町	13	20.15		0.00	9	17.87		0.00	4	2.28	11.89	59.0	①	②	
	壮瞥町	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	【計】	13	20.15	0	0.00	9	17.87	0	0.00	4	2.28	11.89	59.0	...	...	...
鶴川	むかわ町	7	21.47		0.00	7	21.47		0.00		0.00	3.40	15.8	③	②	
門別	日高町	14	23.07		0.00	14	23.07		0.00		0.00	13.22	57.3	③	②	
静内	新ひだか町	12	24.63		0.00	12	24.63		0.00		0.00	14.54	59.0	①	②	
浦河	浦河町	7	14.72		0.00	7	14.72		0.00		0.00	8.69	59.0	②	②	
新得	新得町	5	6.31		0.00	5	6.31		0.00		0.00	2.42	38.4	①	②	
清水	清水町	5	10.14		0.00	5	10.14		0.00		0.00	7.61	75.0	③	②	
大樹	大樹町	14	10.99		0.00	14	10.99		0.00		0.00	6.05	55.1	①	②	
広尾	広尾町	12	18.85		0.00	12	18.85		0.00		0.00	12.53	66.5	①	②	
池田	池田町	13	18.09		0.00	13	18.09		0.00		0.00	14.08	77.8	①	②	
本別	本別町	6	12.12		0.00	6	12.12		0.00		0.00	10.92	90.1	①	②	
足寄	足寄町	11	9.25		0.00	11	9.25		0.00		0.00	8.84	95.6	①	②	
浦幌	浦幌町	8	11.39		0.00	7	9.16	1	2.23		0.00	9.17	80.5	③	②	
厚岸	厚岸町	13	23.58		0.00	13	23.58		0.00		0.00	10.14	43.0	①	②	
標茶	標茶町	13	13.49		0.00	11	12.88		0.00	2	0.61	10.38	76.9	②	②	
弟子屈	弟子屈町	9	14.84		0.00	9	14.84		0.00		0.00	9.29	62.6	①	①	R5. 3
白糠	白糠町	13	26.36		0.00	13	26.36		0.00		0.00	6.65	25.2	②	②	
中標津	中標津町	19	38.60		0.00	19	38.60		0.00		0.00	27.10	70.2	①	②	
【非線引地域 計】		908	1,561.61	1	2.82	872	1,533.10	11	6.45	24	19.21	1,136.17	72.8	...	...	...
【北海道 計】		2,348	5,095.18	17	117.55	2,079	4,779.10	120	81.81	132	116.69	4,106.18	80.6	...	...	...

表中の「計画」「改良済」は、以下を示します。

「計画」 : 都市計画決定された道路延長

「改良済」 : 以下の区間の延長の合計  
 ・道路用地が計画幅員のとおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長  
 ・事業中の区間については、事業決定区間の全体事業費に対する当該年度末換算完成延長

車線の数の決定状況	見直し方針策定状況		
①:全線決定済	65	①:策定済	15
②:一部路線が決定済	20	②:未実施	83
③:全路線未決定	15	③:策定中	2
(合計)	100	(合計)	100

「車線の数」は、都市計画法施行令の一部を改正する政令(平成10年10月21日 政令331号)により、都市計画に定めるとされたものです。

(3) 交通広場

① 駅前広場

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	市町計				概要				都市計画決定		備考	
		計画		供用		駅名	都市計画道路の 路線名	計画面積 (m <sup>2</sup> )	供用面積 (m <sup>2</sup> )	当初	変更		
		箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )								
札幌圏	札幌市	26	134,000	25	128,000	札幌駅(南)	札幌駅前通	19,000	19,000	S33.03.26	H05.03.23		
						札幌駅(北)	北8条通	18,900	18,900	S35.06.01	R2.3.10		
						苗穂駅	札幌江別通	0	0	S24.02.24		平成30年度廃止	
						苗穂駅(北)	苗穂駅北通	3,800	3,500	H24.04.27			
						苗穂駅(南)	北3条通	5,000	3,700	H24.04.27			
						白石駅(南)	白石・中の島通	4,600	4,600	S40.03.10	H16.06.18		
						白石駅(北)	白石駅北通	5,100	5,100	H09.03.28	H16.06.18		
						手稲駅(南)	手稲駅前通	4,600	4,600	S43.08.21	H09.03.28		
						手稲駅(北)	手稲駅北通	9,200	9,200	S54.09.11	H03.12.13		
						厚別駅	厚別西通	3,800	3,800	S47.06.30			
						森林公園駅(西)	森林公園駅西通	2,900	2,900	S57.11.22			
						森林公園駅(東)	森林公園駅東通	3,000	3,000	S57.11.22			
						星置駅(北)	星置駅前通	5,900	5,900	S60.03.18			
						星置駅(南)	二十四軒手稲通	4,700	4,700	S62.02.12			
						あいの里公園駅	あいの里東通	2,900	2,900	S60.12.26			
						あいの里教育大駅	あいの里循環通	5,400	5,400	S60.12.26			
						琴似駅	琴似駅前通	4,700	4,700	S62.11.04	H10.03.17		
						桑園駅	桑園・発寒通	4,300	4,300	S62.11.19			
						百合が原駅	百合が原駅前通	2,500	2,500	H01.02.27			
						ほしみ駅(北)	ほしみ駅前通	3,200	3,200	H05.03.16			
						ほしみ駅(南)	ほしみ駅南通	3,300	3,300	H08.09.20			
						篠路駅(東)	篠路駅東通	4,000	0	H07.10.20	R2.3.10		
						篠路駅(西)	篠路駅西通	4,100	3,700	H10.03.17	R2.3.10		
						新琴似駅	新琴似駅前通	4,200	4,200	H08.09.20			
						発寒南駅	新琴似通	2,400	2,400	H08.09.20			
						澄川駅	平岸通	600	600	H13.06.15			
栄町駅	丘珠空港通	1,900	1,900	H23.08.01		都市計画施設 の名称は「栄町 駅交通広場」							
札幌圏	江別市	2	8,800	2	8,800	野幌駅(南口)	1号線	3,800	3,800	H18.06.20			
						野幌駅(北口)	鉄西線	5,000	5,000	H18.06.20			
						北広島駅(西)	緑陽通	4,400	4,400	S45.03.20	S63.12.15		
札幌圏	北広島市	2	9,300	2	9,300	北広島駅(東)	駅前通	4,900	4,900	S63.12.15			
小樽圏	小樽市	4	16,070	4	16,070	小樽駅	小樽中央線	7,400	7,400	S10.10.12	S45.02.07		
						銭函駅	銭函海岸線	1,000	1,000	S40.07.02			
						小樽築港駅(北)	築港海岸通	4,100	4,100	H06.11.25			
						小樽築港駅(南)	東小樽線	3,570	3,570	H06.11.25			
函館圏	函館市	1	14,500	1	14,500	函館駅	放射3号線	14,500	14,500	H10.03.17	H16.10.01		
						北斗市	上磯駅	上磯駅前通	2,200	2,200	H11.03.02		
						北斗市	新函館北斗駅	新函館北斗駅前通	9,200	9,200	H20.03.28	H27.02.17	
函館圏	七飯町	1	3,600	1	3,600	七飯駅	七飯駅前通	3,600	3,600	H06.09.09			
旭川圏	旭川市	2	24,500	2	24,500	旭川駅	宮下通	22,000	22,000	H08.06.28			
						永山駅	永山駅前通	2,500	2,500	H14.08.09			
室蘭圏	室蘭市	4	15,500	4	15,500	室蘭駅	室蘭駅前通	4,800	4,800	H05.10.08	H20.06.18		
						東室蘭駅(東口)	市場通	5,000	5,000	S42.07.07	H14.05.31		
						東室蘭駅(西口)	西口通	4,400	4,400	S15.07.17	H16.06.11		
						輪西駅	輪西社宅通	1,300	1,300	S25.02.06	H14.03.26		
						登別市	登別駅	登別温泉通	3,500	3,400	S37.06.06	R2.8.14	
						登別市	幌別駅	北駅前通	5,000	5,000	S32.12.06	H04.09.04	
釧路圏	釧路市	2	9,690	2	9,690	伊達紋別駅	停車場通線	2,400	2,400	S43.09.12	S47.10.21		
						釧路駅(南)	北大通	5,100	5,100	S47.05.17			
帯広圏	帯広市	2	17,300	2	17,300	帯広駅(北)	南11丁目通	10,800	10,800	S38.06.26	H05.03.26		
						帯広駅(南)	鉄南通	6,500	6,500	S38.06.26	H05.03.26		
						芽室町	芽室駅	本通	4,500	4,500	S36.03.11	H09.08.29	
						幕別町	幕別駅	幕別大通	3,900	3,900	S29.03.30	H11.03.02	
千歳恵庭圏	千歳市	1	5,500	1	5,500	千歳駅	中央大通	5,500	5,500	S52.07.10			
						恵庭市	恵庭駅(相生口)	恵庭駅通	2,600	2,600	S29.03.30	H19.08.07	
						恵庭市	恵庭駅(黄金口)	黄金学園通	6,000	6,000	H06.10.25	H14.11.12	
						恵庭市	島松駅	島松駅通	2,300	2,300	S29.03.30	S49.07.13	
						恵庭市	恵み野駅(西口)	恵み野駅通	3,500	3,500	H23.03.29		
苫小牧圏	苫小牧市	4	21,100	4	21,100	苫小牧駅(南)	駅前中央通	8,400	8,400	S46.03.09	H13.03.13		
						苫小牧駅(北)	木場町中央通	5,100	5,100	S51.02.10	H13.03.13		
						沼ノ端駅(南)	沼ノ端駅通	2,900	2,900	S55.02.09	H13.03.13		
						沼ノ端駅(北)	沼ノ端北大通	4,700	4,700	H06.06.03	H13.03.13		

区域名	市町名	市町計				概要				都市計画決定		備考
		計画		供用		駅名	都市計画道路の 路線名	計画面積 (m2)	供用面積 (m2)	当初	変更	
		箇所数	面積(m2)	箇所数	面積(m2)							
	白老町	1	2,700	1	2,700	白老駅	駅前通	2,700	1,400	S62.12.21	H30.07.27	
	安平町	1	3,705	1	3,705	早来駅	早来駅前通	3,705	3,705	H06.09.09		
北見	北見市(北見)	2	6,800	2	6,800	北見駅(北)	中央大通	3,500	3,500	S34.03.27	H28.11.16	
						北見駅(南)	駅南通	3,300	3,300	H06.06.03		
夕張	夕張市	1	3,000	1	2,760	夕張駅	千代田丁未線	3,000	2,760	H04.06.09		
岩見沢	岩見沢市	2	16,400	2	16,400	岩見沢駅(南側)	駅前通	12,200	12,200	S34.03.27	H08.08.16	
						岩見沢駅(北側)	有明北盛通	4,200	4,200	H17.08.24		
網走	網走市	1	3,400	1	3,400	網走駅	南中央通	3,400	3,400	S52.05.18		
留萌	留萌市	1	2,980	1	2,980	留萌駅	停車場通	2,980	2,980	S45.11.30		
稚内	稚内市	2	5,999	2	5,999	稚内駅	波止場通	4,199	4,199	S39.06.25	H18.3.22	
						南稚内駅	広場通	1,800	1,800	S29.03.30	S61.3.27	
美唄奈井江	美唄市	2	8,400	2	8,400	美唄駅(西)	中央通	5,000	5,000	H02.10.11		
	美唄駅(東)	東2条通	3,400	3,400	H02.10.11							
	奈井江町	1	4,800	1	4,800	奈井江駅	駅前通	4,800	4,800	H05.03.12		
芦別	芦別市	1	3,530	1	3,530	芦別駅	停車場通	3,530	3,530	S28.03.24	S32.11.04	
赤平	赤平市	2	5,335	2	5,335	赤平駅	中央通	3,500	3,500	S28.12.22	H15.03.07	
						茂尻駅	茂尻駅前通	1,835	1,835	S28.12.22		
士別	士別市	1	2,945	1	2,945	士別駅	南大通	2,945	2,945	S34.03.23		
名寄	名寄市	2	7,050	2	7,050	名寄駅	アカシヤ通	4,800	4,800	H08.03.08		
						風連駅	大通	2,250	2,250	S28.03.20		
根室	根室市	1	2,736	1	2,736	根室駅	駅前通	2,736	2,736	S48.04.20		
滝川	滝川市	1	6,500	1	4,900	滝川駅	鈴蘭通	6,500	6,500	S26.07.11	H24.11.27	
砂川	砂川市	1	3,400	1	3,400	砂川駅	駅前通	3,400	3,400	S24.06.14	S50.03.31	
深川	深川市	1	5,870	1	5,870	深川駅	駅前通	5,870	5,870	H06.09.30		
富良野	富良野市	1	5,600	1	5,600	富良野駅	東5条通	5,600	5,600	S48.04.20	H14.03.08	
当別	当別町	1	3,000	1	3,000	石狩当別駅	当別大通	3,000	3,000	H10.08.11		
木古内	木古内町	1	4,925	1	4,925	木古内駅	駅前通	4,925	4,925	H21.10.09		
森	森町	1	2,700	1	2,700	森駅	大通	2,700	2,700	S28.03.24	H11.07.02	
八雲	八雲町	1	3,080	1	3,080	八雲駅	富士見通	3,080	3,080	S42.12.27	H05.06.04	
江差	江差町	1	1,400	1	1,400	江差駅	江差駅前通	1,400	1,400	S51.12.21		平成26年5月に 廃駅
倶知安	倶知安町	1	3,082	1	3,082	倶知安駅	大通	3,082	3,082	S42.12.27		
余市	余市町	1	3,600	1	3,600	余市駅	埋立新通	3,600	3,600	S24.03.23	H07.06.30	
栗山	栗山町	1	4,800	1	4,800	栗山駅	角田通	4,800	4,800	H04.08.14	H10.11.20	
上川	上川町	2	5,400	1	3,400	上川駅(北)	公園通	3,400	3,400	S42.10.07	H11.10.05	
						上川駅(南)	駅南通	2,000	0	H11.10.05		
美瑛	美瑛町	2	10,300	2	10,300	美瑛駅(東)	丸山通	5,700	5,700	H01.05.25		
						美瑛駅(西)	西大通	4,600	4,600	H03.12.06		
美幌	美幌町	1	7,100	1	7,100	美幌駅	新町大通	7,100	7,100	S29.03.30	H04.03.10	
女満別	女満別町	1	2,800	1	2,800	女満別駅	駅前通	2,800	2,800	H10.03.17		
斜里	斜里町	1	1,500	1	1,500	知床斜里駅	駅前通	1,500	1,500	S38.06.26	H15.03.07	
遠軽	遠軽町	1	2,100	1	2,100	遠軽駅	停車場通	2,100	2,100	S48.08.28		
虻田	洞爺湖町	1	3,100	1	3,100	洞爺駅	国道37号線	3,100	3,100	S39.03.14	H04.04.03	
鶴川	むかわ町	1	1,675	1	1,675	鶴川駅	駅前通	1,675	1,675	S39.11.07	S57.05.13	
静内	新ひだか町	1	3,800	1	3,800	静内駅	ときわ通	3,800	3,800	S48.04.20	H10.11.20	
新得	新得町	1	4,700	1	4,700	新得駅	本通線	4,700	4,700	S60.03.07	R4.3.8	
清水	清水町	1	1,700	1	1,700	十勝清水駅	本通	1,700	1,700	S41.04.08		
池田	池田町	1	2,700	1	2,700	池田駅	駅前通	2,700	2,700	S31.09.05	S45.3.20	
本別	本別町	1	3,460	1	3,460	日本別駅	停車場通	3,460	3,460	H07.11.14		H18.4 ふるさと銀河線 廃止
浦幌	浦幌町	1	4,200	1	4,200	浦幌駅	駅前通	4,200	4,200	H08.03.08		
厚岸	厚岸町	1	2,000	1	2,000	厚岸駅	駅前通	2,000	2,000	S63.03.03		
標茶	標茶町	2	5,800	1	2,800	標茶駅(西)	駅前中央通	2,800	2,800	S51.04.13		
						標茶駅(東)	平和通	3,000	0	H08.12.03	H13.06.08	
弟子屈	弟子屈町	1	3,700	1	3,700	摩周駅	駅前通	3,700	3,700	H08.06.04		
白糠	白糠町	2	3,460	0	0	白糠駅	駅前通	1,760	0	S51.12.21		
						西庶路駅	明治通	1,700	0	S51.12.21		
<b>【北海道計】</b>		<b>117</b>	<b>522,192</b>	<b>110</b>	<b>505,792</b>			<b>522,192</b>	<b>506,092</b>			

(3) 交通広場

② 交通広場

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	市町計				概要				都市計画決定		備考
		計画		供用		名称	都市計画道路の 路線名	計画面積 (m <sup>2</sup> )	供用面積 (m <sup>2</sup> )	当初	変更	
		箇所数	面積(m <sup>2</sup> )	箇所数	面積(m <sup>2</sup> )							
札幌圏	札幌市	4	5,400	4	5,400	交通広場(1)	南1条通	900	900	S48.04.20		
						交通広場(2)	月寒通	2,500	2,500	S48.04.20		
						交通広場(3)	月寒通	800	800	S48.04.20		
						交通広場(4)	月寒通	1,200	1,200	S48.04.20		
函館圏	函館市	1	1,200	1	1,200	交通広場	表参道	1,200	1,200	S40.03.10	H16.10.01	
旭川圏	鷹栖町	1	3,100	1	3,100	交通広場	鷹栖通	3,100	3,100	H04.10.06		
室蘭圏	室蘭市	4	2,900	4	2,900	中央町2丁目交通広場	幸町2条通	200	200	S47.10.16	H14.03.26	
						中島交通広場	中島公園通	600	600	S15.07.17	H14.03.26	
						中央町3丁目交通広場	室蘭中央通	500	500	S25.02.06	H14.03.26	
						中央町小公園交通広場	室蘭中央通	1,600	1,600	S25.02.06	H14.03.26	
釧路圏	釧路市	1	2,800	1	2,800	交通広場	北大通	2,800	2,800	S47.05.17		
千歳恵庭圏	千歳市	2	9,000	2	9,000	3・5・33鉄北通	鉄北通	4,000	4,000	S39.03.17	H13.06.22	
						3・4・60南千歳駅通	南千歳駅通	5,000	5,000	H07.11.24		
苫小牧圏	白老町	1	220	1	220	交通広場	中央通	220	220	S62.03.12		
北見	北見市	1	3,800	1	3,800	西1丁目通交通広場	西1丁目通	3,800	3,800	H28.11.16		
紋別	紋別市	1	1,800	1	1,800	交通広場	駅前通	1,800	1,800	H04.03.10		
三笠	三笠市	1	3,900	1	3,900	交通広場	三笠幌内通	3,900	3,900	S31.09.05		
歌志内	歌志内市	1	2,000	1	2,000	交通広場	赤平砂川線	2,000	2,000	H09.05.30		
深川	深川市	1	2,000	1	2,000	駅北広場	駅北本通	2,000	2,000	H16.05.11	H18.11.22	
北檜山	せたな町	1	2,200	1	1,000	交通広場	駅前通	2,200	1,000	S48.11.21		
今金	今金町	1	2,000	1	2,000	交通広場	利別通	2,000	2,000	S63.08.22		
岩内	岩内町	2	2,600	2	2,600	交通広場	岩内小沢線	1,400	1,400	S62.02.05		
						交通広場	旧波止場通	1,200	1,200	S48.11.21		
静内	新ひだか町	1	360	1	360	交通広場	御幸通	360	360	H05.03.12		
足寄	足寄町	1	3,124	1	3,124	銀河ホール21北交通広場	北大通	3,124	3,124	H20.06.20		
中標津	中標津町	1	2,140	1	2,140	交通広場	駅前通	2,140	2,140	S49.07.13		
<b>【北海道計】</b>		<b>26</b>	<b>50,544</b>	<b>26</b>	<b>49,344</b>			<b>50,544</b>	<b>49,344</b>			

(4) 都市高速鉄道

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	施行者	名称	延長		構造	都市計画決定		供用年月日	備考
				計画(km)	供用(km)		当初決定年月日 告示番号	最終変更年月日		
札幌圏	札幌市	札幌市	高速鉄道 南北線	15.03	15.03	地下式	S43.08.21 建設省告示2341	R04.12.16	S46.12.16	北24条～真駒内
						高上式			S53.03.16	麻生～北24条
			高速鉄道 東西線	20.80	20.80	地下式	H6.10.28 北海道告示1636	R04.12.16	H11.02.25	宮の沢～琴似
						地下式	S48.03.13 北海道告示589		S51.06.10	琴似～白石
						地下式	S53.11.06 北海道告示3377		S57.03.21	白石～新さっぽろ
			高速鉄道 東豊線	14.53	14.53	地下式	S58.04.14 北海道告示742	R04.10.03	S63.12.02	栄町～豊水すすきの
						地下式	H01.07.10 北海道告示1095		H06.10.14	豊水すすきの～福住
			北海道旅客鉄道株式会社 函館本線	12.33	12.33	高上式 地表式	S51.12.21 北海道告示4062	R02.03.10	S63.11.03	(連続立体交差事業(7.16km))
	北海道旅客鉄道株式会社 札沼線(1)	6.96	6.96	高上式 地表式	S51.12.21 北海道告示4062	H30.03.05	H11.08.22	(連続立体交差事業)		
	北海道旅客鉄道株式会社 札沼線(2)	3.30	3.30	高上式 地表式	H30.03.05 札幌市告示1144	R02.03.10		(連続立体交差事業)		
江別市	北海道	北海道旅客鉄道株式会社 函館本線	4.49	4.49	高上式 地表式	H18.06.20 北海道告示554		H23.10.23	(連続立体交差事業)	
旭川圏	旭川市	北海道	北海道旅客鉄道株式会社 宗谷線	8.84	8.84	高上式 地表式	S45.05.21 北海道告示1333	H15.08.19	H23.11.23	
			北海道旅客鉄道株式会社 函館線	3.54	3.54	高上式 地表式	H08.08.23 北海道告示1306	H15.08.19	H23.11.23	
			北海道旅客鉄道株式会社 富良野線	2.19	2.19	高上式 地表式	H08.08.23 北海道告示1306	H15.08.19	H23.11.23	
帯広圏	帯広市 幕別町	北海道	北海道旅客鉄道株式会社 根室本線	10.35	10.35	高上式 地表式	H01.10.26 北海道告示1655	H05.03.26	H08.11.24	(連続立体交差事業)
千歳恵庭圏	千歳市	北海道	北海道旅客鉄道株式会社 千歳線	10.13	10.13	高上式 地表式	S51.12.21 北海道告示4063		S55.07.10	(連続立体交差事業)
北見	北見市	北海道	北海道旅客鉄道株式会社 石北本線	6.99	6.99	地下式 地表式	S48.02.07 北海道告示270		S52.09.18	(連続立体交差事業)
<b>【北海道 計】</b>				119.48	119.48					

(5) 駐車場

①自動車駐車場

(令和5年3月31日現在)

区分	区域名	市町名	名称	計画		供用		決定(変更)年月日 告示番号	供用 年月日	備考
				台数(台)	面積(ha)	台数(台)	面積(ha)			
札幌圏	札幌市		大通地下駐車場	370	1.60	366	1.51	S45.06.15 市告示362	S46.11.11	
			札幌駅北口地下駐車場	200	1.20	230	1.00	H06.06.02 市告示419	H10.04.01	
			<b>【札幌市計】</b>	570	2.80	596	2.51			
小樽	小樽市		駅前パーキング	123	0.26	73	0.26	H02.10.29 市告示160	H08.09.05	
			福穂駐車場	147	0.12	147	0.12	S50.03.31 市告示46	S51.10.30	
			<b>【小樽市計】</b>	270	0.38	220	0.38			
函館圏	函館市		若松町駐車場	52	0.15	52	0.15	R02.12.07 市告示428	R02.12.07	
			山麓駐車場	114	0.40	67	0.40	H02.12.04 市告示122	H02.12.04	
			<b>【函館市計】</b>	166	0.55	119	0.55			
旭川圏	旭川市		7条駐車場	250	0.45	242	0.45	S48.07.02 市告示114	S50.05.01	
室蘭圏	室蘭市		東町パークアンドライド駐車場	100	0.25	96	0.25	H14.05.31 市告示59	H20.04.01	
釧路圏	釧路市		釧路川右岸駐車場	202	0.57	202	0.57	H18.09.15 市告示263	S49.12.08	(当初)S47.08.10 市告示130
			釧路錦町駐車場	509	0.21	509	0.21	H11.03.05 市告示47	H09.08.01	
			<b>【釧路市計】</b>	711	0.78	711	0.78			
帯広圏	帯広市		帯広駅北口地下駐車場	200	0.89	200	0.89	H09.08.14 市告示261	H11.12.06	(当初)H08.06.04 市告示134
苫小牧圏	安平町		あけぼの駐車場	48	0.17			H19.02.16 町告示17		(当初)H01.08.21 町告示34
夕張	夕張市		夕張市役所駐車場	107	0.29	107	0.29	S53.11.09 市告示65	S54.01.01	(当初)S48.07.05 市告示53
余市	余市町		黒川町営駐車場	140	0.32	101	0.27	S51.09.06 町告示75	S54.10.31	
留萌	留萌市		明元駐車場	45	0.14	45	0.14	S50.09.26 市告示49	S51.07.01	
網走	網走市		三跳自動車駐車場	48	0.19	47	0.19	S61.07.07 市告示57	S61.08.01	
<b>【北海道計】</b>			(計画:16箇所、供用:15箇所)	2,655	7.21	2,484	6.70			

②自転車駐車場

(令和5年3月31日現在)

区分	区域名	市町名	名称	計画		供用		決定(変更)年月日 告示番号	供用 年月日	備考
				台数(台)	面積(ha)	台数(台)	面積(ha)			
札幌圏	札幌市		大谷地自転車駐車場	500	0.05	361	0.05	S55.07.10 市告示518	S57.04.15	
			北34条自転車駐車場	500	0.07	540	0.07	S61.03.20 市告示168	S61.11.13	
			手稲北口自転車駐車場	800	0.09	800	0.09	H01.08.22 市告示674	H02.08.03	
			手稲駅北口駅前広場自転車駐車場	1,300	0.12	1,540	0.12	H11.03.03 市告示208	H15.07.01	
			北5条西5丁目自転車駐車場	600	0.04	620	0.04	H16.03.12 市告示311	H17.04.01	
			<b>【札幌市計】</b>	3,700	0.37	3,861	0.37			
岩見沢	岩見沢市		岩見沢駅東自転車駐車場	750	0.04	738	0.04	H17.08.24 市告示120		
<b>【北海道計】</b>			(計画:6箇所、供用:6箇所)	4,450	0.41	4,599	0.41			

(6) 自動車ターミナル

(令和5年3月31日現在)

区分	区域名	市町名	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	構造	バス数(台)		一般・ 専用別	決定(変更)年月日 告示番号	供用 年月日	備考
							計画	供用				
札幌圏	札幌市		大通バスターミナル	0.6	0.6	地上1 地下1	12	12	専用	S49.02.08 市告示77	S51.06.10	
			札幌駅バスターミナル	0.5	0.5	地上1	19	19	一般	S51.05.18 道告示1810	S53.09.01	
			大谷地バスターミナル	0.5	0.5	地上1	10	10	一般	S55.07.22 道告示1903	S57.03.21	
			新札幌バスターミナル	0.7	0.7	地上1	15	15	一般	S63.07.07 道告示1102	H02.06.01	
			福住バスターミナル	0.4	0.4	地上1	9	9	一般	H04.09.04 道告示1356	H06.10.14	
			宮の沢バスターミナル	0.7	0.7	地上1	10	10	一般	H09.10.07 道告示1602	H11.02.25	
			<b>【北海道計】</b>			(計画:6箇所、供用:6箇所)	3.4	3.4		75	75	

(7) 空港

(令和5年3月31日現在)

区分	区域名	市町名	名称	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)	決定(変更)年月日 告示番号	供用 年月日	備考
函館圏	函館市		函館飛行場	21.3	21.3	S32.11.04 建設省告示1373	S36.04.18	(当初)S32.04.23 建設省告示654
<b>【北海道計】</b>			(計画:1箇所、供用:1箇所)	21.3	21.3			

(8) 通路

(令和5年3月31日現在)

区分	区域名	市町名	名称	計画延長 (m)	供用延長 (m)	幅員 (m)	決定(変更)年月日	備考
札幌圏	札幌市		札幌駅前通北3条地下通路	40.0	40.0	2	H19.08.22	
千歳恵庭圏	千歳市		千歳駅連絡通路	50.0	50.0	5	H13.06.22	
<b>【北海道計】</b>			(計画:2箇所、供用:2箇所)	90.0	90.0			









## (10) 緑地

(令和5年3月31日現在)

区 分		計 画		供 用	
区域名	市町名	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
札幌圏	札幌市	54	964.60	54	452.12
	江別市	10	311.78	10	24.68
	北広島市	5	12.86	5	12.86
	石狩市	0	0.00	0	0.00
	(小計)	69	1,289.24	69	489.66
小樽	小樽市	3	1.52	2	1.00
函館圏	函館市	25	350.70	21	343.94
	北斗市	4	1.55	4	1.55
	七飯町	1	0.80	1	0.80
	(小計)	30	353.05	26	346.29
旭川圏	旭川市	10	773.98	6	132.86
	鷹栖町	1	0.35	0	0.00
	東神楽町	2	2.31	2	2.31
	(小計)	13	776.64	8	135.17
室蘭圏	室蘭市	6	199.30	6	199.30
	登別市	1	0.12	1	0.12
	伊達市	1	0.11	1	0.11
	(小計)	8	199.53	8	199.53
釧路圏	釧路市	6	116.70	5	68.30
	釧路町	0	0.00	0	0.00
	(小計)	6	116.70	5	68.30
帯広圏	帯広市	35	777.06	35	232.17
	音更町	0	629.30	0	82.20
	芽室町	4	6.28	3	5.92
	幕別町	1	215.05	1	86.95
	(小計)	40	1,627.69	39	407.24
千歳恵庭圏	千歳市	8	21.70	7	18.10
	恵庭市	9	26.52	8	15.60
	(小計)	17	48.22	15	33.70
苫小牧圏	苫小牧市	2	512.10	1	510.20
	白老町	3	160.85	3	160.85
	安平町	0	0.00	0	0.00
	厚真町	0	0.00	0	0.00
	(小計)	5	672.95	4	671.05
北見	北見市	6	318.62	5	70.10
線引都市小計		197	5,404.16	181	2,422.04
夕張	夕張市	1	0.32	1	0.24
岩見沢	岩見沢市	9	196.34	7	22.65
網走	網走市	3	7.41	3	7.41
留萌	留萌市	1	0.40	1	0.40
稚内	稚内市	1	5.00	1	5.00
美唄奈井江	美唄市	0	0.00	0	0.00
	奈井江町	2	8.19	2	2.29
	(小計)	2	8.19	2	2.29
赤平	赤平市	1	10.50	1	2.40
紋別	紋別市	1	0.85	1	0.85
士別	士別市	4	123.20	4	42.40
	名寄市	2	226.30	2	19.50
	風連地区	1	157.00	1	15.10
(小計)	3	383.30	3	34.60	
三笠	三笠市	1	26.20	1	3.20
根室	根室市	0	0.00	0	0.00
	滝川市	1	109.50	1	81.00
	新十津川町	1	111.30	1	21.20
(小計)	2	220.80	2	102.20	
砂川	砂川市	1	515.30	1	78.10
歌志内	歌志内市	0	0.00	0	0.00
深川	深川市	1	193.10	1	27.70
富良野	富良野市	4	11.39	4	11.39

※「十勝川水系緑地」は帯広市へ箇所数を計上。  
 ※「石狩徳富河川緑地」は新十津川町へ箇所数を計上。

区 分		計 画		供 用	
区域名	市町名	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
当別	当別町	2	37.10	2	6.00
福島	福島町	0	0.00	0	0.00
木古内	木古内町	0	0.00	0	0.00
森	森町	0	0.00	0	0.00
八雲	八雲町	1	0.40	1	0.40
長万部	長万部町	1	9.40	1	9.40
江差	江差町	1	0.10	1	0.10
今金	今金町	3	39.40	3	11.90
倶知安	倶知安町	0	0.00	0	0.00
岩内	岩内町	0	0.00	0	0.00
	共和町	0	0.00	0	0.00
	(小計)	0	0.00	0	0.00
古平	古平町	0	0.00	0	0.00
余市	余市町	1	9.30	1	4.00
南幌	南幌町	0	0.00	0	0.00
長沼	長沼町	1	0.30	1	0.30
栗山	栗山町	1	1.10	1	1.10
上川	上川町	0	0.00	0	0.00
美瑛	美瑛町	0	0.00	0	0.00
上富良野	上富良野町	0	0.00	0	0.00
下川	下川町	0	0.00	0	0.00
美深	美深町	0	0.00	0	0.00
増毛	増毛町	0	0.00	0	0.00
羽幌	羽幌町	0	0.00	0	0.00
枝幸	枝幸町	2	12.40	1	1.70
浜頓別	浜頓別町	0	0.00	0	0.00
女満別	大空町	1	16.60	1	3.09
美幌	美幌町	3	159.90	3	59.80
斜里	斜里町	1	1.60	1	0.62
留辺蘂	北見市	0	0.00	0	0.00
遠軽	遠軽町	1	156.80	1	21.20
滝上	滝上町	0	0.00	0	0.00
興部	興部町	1	30.50	1	5.90
雄武	雄武町	0	0.00	0	0.00
虻田	洞爺湖町	1	2.60	1	2.60
	壮瞥町	0	0.00	0	0.00
	(小計)	1	2.60	1	2.60
鶴川	むかわ町	1	61.90	1	30.30
門別	日高町	0	0.00	0	0.00
静内	新ひだか町	0	0.00	0	0.00
浦河	浦河町	0	0.00	0	0.00
新得	新得町	0	0.00	0	0.00
大樹	大樹町	1	61.60	1	21.90
広尾	広尾町	0	0.00	0	0.00
池田	池田町	1	98.60	1	14.60
本別	本別町	1	72.60	1	27.90
足寄	足寄町	0	0.00	0	0.00
浦幌	浦幌町	1	0.24	1	0.24
厚岸	厚岸町	0	0.00	0	0.00
標茶	標茶町	3	30.88	3	22.08
弟子屈	弟子屈町	1	7.90	1	5.40
白糠	白糠町	0	0.00	0	0.00
中標津	中標津町	2	25.20	2	1.50
非線引都市小計		67	2,538.72	64	592.86
北海道計		264	7,942.88	245	3,014.90

## (11) 広 場

(令和5年3月31日現在)

区 分		計 画		供 用		備 考
区 域 名	市 町 名	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)	
札 幌 圏	札 幌 市	2	1.1	2	1.1	北3条広場 大通交流拠点地下広場
合 計		2	1.1	2	1.1	

## (12) 墓 園

(令和5年3月31日現在)

区 分		計 画		供 用		備 考
区 域 名	市 町 名	箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)	
札 幌 圏	札 幌 市	1	71.7	1	71.7	
	北 広 島 市	1	33.2	1	10.5	
	石 狩 市	1	2.6	1	2.3	
	( 小 計 )	3	107.5	3	84.5	
函 館 圏	函 館 市	1	27.1	1	15.3	
	北 斗 市	1	14.8	1	13.8	
	( 小 計 )	2	41.9	2	29.1	
室 蘭 圏	室 蘭 市	1	36.5	1	25.4	
帯 広 圏	帯 広 市	3	79.8	3	55.0	
千 歳 恵 庭 圏	千 歳 市	1	18.1	1	11.2	
苦 小 牧 圏	苦 小 牧 市	2	72.9	2	40.9	
	白 老 町	1	13.6	1	7.6	
	安 平 町	1	4.2	1	4.2	
	厚 真 町	1	12.4	1	2.8	
	( 小 計 )	5	103.1	5	55.5	
北 見	北 見 市	2	65.1	2	22.4	
線 引 都 市 計		17	452.0	17	283.1	
岩 見 沢	岩 見 沢 市	1	42.1	1	22.5	
稚 内	稚 内 市	1	12.6	1	7.4	
紋 別	紋 別 市	1	5.8	1	5.8	
士 別	士 別 市	1	14.8	1	14.8	
名 寄	名 寄 市	1	12.0	1	3.0	
三 笠	三 笠 市	1	6.5	1	2.7	
岩 内	岩 内 町	1	8.7	1	8.7	
古 平	古 平 町	1	4.8	1	4.8	
栗 山	栗 山 町	1	8.8	1	4.4	
羽 幌	羽 幌 町	1	6.3	1	3.9	
枝 幸	枝 幸 町	1	9.4	1	3.2	
女 満 別	大 空 町	1	8.0	1	1.7	
美 幌	美 幌 町	2	13.3	2	10.4	
本 別	本 別 町	1	4.5	1	1.4	
厚 岸	厚 岸 町	1	6.0	1	2.5	
白 糠	白 糠 町	1	9.8	1	6.6	
非 線 引 都 市 計		17	173.4	17	103.8	
北 海 道 計		34	625.4	34	386.9	

## (13) 運 動 場

(令和5年3月31日現在)

名 称		位 置	計 画 決 定 面 積 (ha)	供 用 面 積 (ha)	当 初 計 画 決 定 年 月 日、告 示 番 号	最 終 計 画 決 定 年 月 日、告 示 番 号
番 号	運 動 場 名					
1	みずほ運動場	岩見沢市穂町	4.3	4.3	51.12.16 (市) 65号	
合 計			4.3	4.3		

(14) 下水道

①公共下水道

公共下水道総括表 (1/2)

(令和5年3月31日現在)

Table with columns for City/Area, Method, and various metrics for supply and disposal areas. Includes rows for cities like 札幌市, 小樽市, 函館市, etc.



②流域下水道

(令和5年3月31日現在)

流域名称	区域名	市町村名	計 画				供 用				当初計画決定 年 月 日	最終計画変更 年 月 日				
			排水区域 h a	管渠延長 m	ポンプ場		処 理 場		排水区域 h a	管渠延長 m			ポンプ場		処 理 場	
					箇所 数	面 積 ㎡	箇所 数	面 積 ㎡					箇所 数	面 積 ㎡	箇所 数	面 積 ㎡
函館湾流域	函館圏	函館市	2,296	4,380			1	142,700	2,221	4,380			1	142,700	S55.11.18	H19.3.27
		北斗市	1,099	9,490	1	580			1,087	9,490	1	580				
		七飯町	567	5,130					511	5,130						
		計	3,962	19,000	1	580	1	142,700	3,819	19,000	1	580	1	142,700		
十勝川流域	帯広圏	帯広市	4,261	13,370			1	102,800	4,226	13,370			1	102,800	S52.11.21	R3.11.2
		音更町	1,052	6,630	1	600			1,020	6,630	1	600				
		芽室町	794	600	2	3,200			744	600	2	3,200				
		幕別町	784	460					664	460						
		計	6,891	21,060	3	3,800	1	102,800	6,654	21,060	3	3,800	1	102,800		
石狩川流域	美唄奈井江 芦別 赤平 滝川 砂川 歌志内	美唄市	962	230					867	230					S49.12.21	H10.3.3
		奈井江町	535	10,790			1	469,500	424	10,790			1	469,500		
		芦別市	720		1	2,500			690		1	1,200				
		赤平市	704	11,120	2	5,500			434	11,120	2	3,080				
		滝川市	1,631	12,880	1	7,200			1,406	12,880	1	7,200				
		新十津川町	253		1	660			232		1	660				
		砂川市	1,159	10,840	1	5,400			814	10,840	1	5,200				
		歌志内市	352		1	640			295		1	640				
計	6,316	45,860	7	21,900	1	469,500	5,162	45,860	7	17,980	1	469,500				
北海道計		17,169	85,920	11	26,280	3	715,000	15,635	85,920	11	22,360	3	715,000			

③都市下水路

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	計 画				供 用				当初計画決定 年 月 日	最終計画変更 年 月 日	備 考
		排水区域 h a	管渠延長 m	ポンプ場		排水区域 h a	管渠延長 m	ポンプ場				
				箇所 数	面 積 ㎡			箇所 数	面 積 ㎡			
札幌圏	石狩市	405	4,710			405	4,710			S48.5.21	S55.4.17	
夕張	夕張市	46	460			46	460			S48.5.21	S55.4.17	
北海道計		451	5,170			451	5,170					

## (15)汚物処理場

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	番号	名称		計画		供用		都市計画決定
			処理場名	(施行者)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
札幌圏	札幌市	1	札幌市手稲クリーンセンター	(札幌市)	1	0.83	1	0.83	H5. 6. 7(市) 446号 H6. 3. 15(市) 158号
		1	小樽市汚物処理場	(小樽市)	1	2.40	1	2.40	45. 9. 1(市) 108号
函館圏	函館市	1	函館市日乃出し尿処理場	(函館市)	1	0.40	1	0.40	56. 3. 4(市) 18号
	七飯町	2	南渡島衛生センター	(南渡島衛生施設組合)	1	1.36	1	1.36	52. 12. 27(町) 84号 59. 8. 14(町) 51号
旭川圏	旭川市	1	旭川市環境センター	(旭川市)	1	1.50	1	1.50	38. 10. 28(建) 2704号 63. 2. 29(市) 46号 H3. 3. 4(市) 47号 H3. 12. 9(市) 314号 R4. 5. 20(市) 345号
釧路圏	釧路市	1	第3し尿処理場	(釧路市)	1	3.30	1	3.30	41. 8. 25(建) 2931号
		2	釧路水産団地排水処理場	(釧路市)	1	4.20	1	4.20	49. 9. 11(市) 127号
千歳恵庭圏	恵庭市	1	恵庭市し尿処理場	(恵庭市)	1	0.57	1	0.57	62. 3. 5(市) 20号 H22・8. 10(市) 74号 H28. 3. 3(市) 45号
鶴川	むかわ町	2	胆振東部日高西部衛生センター組合	(胆振東部日高西部衛生組合)	1	4.80	1	4.80	47. 7. 1(町) 13号
留萌	留萌市	1	留萌南部衛生組合衛生センター	(留萌南部衛生組合)	1	0.70	1	0.70	50. 8. 18(市) 40号
稚内	稚内市	1	稚内し尿処理場	(稚内市)	1	1.25	1	1.25	39. 8. 17(建) 2221号
名寄	名寄市	1	共同し尿処理場	(道北環境衛生事務組合)	1	1.00	1	1.00	39. 6. 25(建) 1583号
根室	根室市	2	根室市水産物産地流通加工センター汚水処理場	(根室市)	1	1.40	1	1.40	50. 9. 17(市) 71号
歌志内	歌志内市	1	歌志内市し尿処理場	(歌志内市)	1	0.44	1	0.44	H1. 8. 23(市) 19号
夕張市	夕張市	1	夕張市汚泥再生処理センター	(夕張市)	1	0.33	1	0.33	H25. 12. 24(市) 105号
羽幌	羽幌町	1	羽幌町外2町村衛生施設組合汚物処理場	(羽幌町外2町村衛生施設組合)	1	0.70	1	0.70	52. 9. 3(町) 36号
静内	新ひだか町	1	日高中部衛生センター	(新ひだか町外1町)	1	0.39	1	0.39	H8. 3. 18(町) 11号
足寄	足寄町	1	池北3町浄化センター組合し尿処理場	(池北3町浄化センター組合)	1	1.20			44. 9. 22(町) 7号
北海道計					18	26.77	17	25.57	



## (16) ごみ焼却場

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北 海 道 計			33	143.8 <sup>ha</sup>	33	135.6 <sup>ha</sup>	
一 般 廃 棄 物 処 理 場 計			33	143.8 <sup>ha</sup>	33	135.6 <sup>ha</sup>	
札 幌 圏	札 幌 市	札幌市第1清掃工場 (札幌市)	1	4.6	1	4.6	S44. 9. 22 市1288 H 7. 6. 29 市 513
		札幌市第2清掃工場 (札幌市)	1	2.5	1	2.5	S46. 2. 5 市 70
		札幌市第3清掃工場 (札幌市)	1	16.3	1	16.3	S52. 9. 3 市 701 S63. 6. 28 市 520
		札幌市第4清掃工場 (札幌市)	1	15.1	1	6.9	S55. 12. 12 市 989 H31. 4. 23 市2225
		札幌市第5清掃工場 (札幌市)	1	10.0	1	10.0	H 8. 3. 12 市 195
	江 別 市	江別市環境クリーンセンター (江別市)	1	7.4	1	7.4	H12. 11. 17 市 109 H15. 3. 10 市 17
	石 狩 市	ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設) (石狩市)	1	1.5	1	1.5	H22. 5. 14 市 30
小 樽	小 樽 市	天神ごみ焼却場 (小樽市)	1	1.4	1	1.4	S39. 11. 5 建3098
函 館 圏	函 館 市	函館市ごみ焼却工場 (函館市)	1	0.9	1	0.9	S47. 5. 16 市 20
	北 斗 市	渡島廃棄物処理広域連合ごみ処理施設 (渡島廃棄物処理広域連合)	1	2.2	1	2.2	H13. 6. 20上磯町39 H20. 2. 29 市 13
旭 川 圏	旭 川 市	旭川市近文清掃工場 (旭川市)	1	4.8	1	4.8	S55. 9. 3 市 251
室 蘭 圏	伊 達 市	伊達市ごみ焼却場 (伊達市)	1	1.0	1	1.0	S62. 2. 2 市 12
釧 路 圏	釧 路 市	釧路広域連合ごみ処理施設 (釧路広域連合)	1	3.6	1	3.6	H15. 9. 8 市 143
帯 広 圏	帯 広 市	くりりんセンター (帯広市外13市町村複合事務組合)	1	4.7	1	4.7	H 4. 9. 18 市 309 H 9. 6. 9 市 177
千 歳 恵 庭 圏	千 歳 市	千歳市廃棄物焼却処理施設 (千歳市)	1	1.8	1	1.8	S61. 1. 30 市 18
		道央廃棄物処理組合焼却施設 (千歳市)	1	4.3	1	4.3	H31. 3. 18 市 34
	恵 庭 市	恵庭市清掃事業所 (恵庭市)	1	1.1	1	1.1	S51. 6. 25 市 66
		恵庭市ごみ焼却施設 (恵庭市)	1	2.8	1	2.8	H28. 3. 3 市 44
苫 小 牧 圏	苫 小 牧 市	苫小牧市ごみ焼却場 (苫小牧市)	1	14.2	1	14.2	S45. 9. 9 市 119
		苫小牧市新ごみ焼却場 (苫小牧市)	1	6.2	1	6.2	H 7. 8. 22 市 149
	白 老 町	白老町ごみ焼却場 (白老町)	1	1.7	1	1.7	S56. 3. 2 町 9
	安 平 町	安平町ごみ焼却場 (安平町)	1	1.1	1	1.1	S59. 8. 13 町 24 H19. 2. 16 町 20
岩 見 沢	岩 見 沢 市	岩見沢市広域じん芥処理センター (岩見沢市)	1	4.0	1	4.0	H24. 10. 5 市 214

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
美唄奈井江	美 唄 市	美唄市ごみ焼却場 (美唄市)	1	0.9	1	0.9	S55. 5. 28 市 18
紋 別	紋 別 市	西紋別地区広域ごみ焼却場 (西紋別地区環境衛生施設組合)	1	8.4	1	8.4	H22. 7. 1 市 42
名 寄	名 寄 市	名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設 (名寄地区衛生施設事務組合)	1	3.0	1	3.0	S47. 10. 4 市 64 H14. 3. 14 市 21
		名寄ごみ焼却場 (名寄市)	1	6.7	1	6.7	H24. 3. 16 市 16
歌 志 内	歌 志 内 市	中・北空知廃棄物処理ごみ焼却場 (中・北空知廃棄物処理広域連合)	1	2.0	1	2.0	H23. 1. 13 市 27
岩 内	岩 内 町	岩内地方清掃センター (岩内地方衛生組合)	1	1.9	1	1.9	H27. 12. 8 町 90
長 沼	長 沼 町	南空知公衆衛生組合馬追清掃センター (南空知公衆衛生組合)	1	1.8	1	1.8	S59. 3. 5 町 10 H 7. 3. 6 町 13
美 瑛	美 瑛 町	美瑛町外二町清掃事業組合白樺清掃センター (美瑛町外二町清掃事業組合)	1	1.8	1	1.8	H 3. 2. 8 町 9
羽 幌	羽 幌 町	羽幌町外2町村衛生施設組合ごみ焼却場 (羽幌町外2町村衛生施設組合)	1	1.7	1	1.7	S52. 9. 7 町 35
白 糠	白 糠 町	白糠町清掃センター (白糠町)	1	2.4	1	2.4	H 3. 9. 5 町 32 H 6. 10. 12 町 46

## (17) その他の処理施設

## ①ごみ処理場等

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北 海 道 計			26	108.9 <sup>ha</sup>	25	106.5 <sup>ha</sup>	
一 般 廃 棄 物 処 理 場 計			24	84.3 <sup>ha</sup>	23	81.9 <sup>ha</sup>	
札 幌 圏	江 別 市	江別市リサイクルセンター (江別市)	1	6.8	1	6.8	H15. 3.10 市 18
	北 広 島 市	北広島市ごみ処理場 (北広島市)	1	1.9	1	1.9	S53. 6.27 町 45 H 8. 9. 1 市 118
		バイオマス利活用施設 (北広島市)	1	6.8	1	6.8	H21. 9. 3 市 373 H28. 3. 1 市 28
小 樽 圏	小 樽 市	小樽市ごみ処理場 (小樽市)	1	1.1	1	1.1	S51. 9. 1 市 120 H16. 2. 4 市 20
		北しりべし廃棄物処理広域連合ごみ処理施設 (北しりべし廃棄物処理広域連合)	1	8.0	1	8.0	H16. 2. 4 市 20
函 館 圏	函 館 市	函館市資源化センター (函館市)	1	0.7	1	0.7	H 8. 3.15 市 52
		プラスチック中間処理施設 (函館市)	1	0.4	1	0.4	H13. 7. 4 市 149 H18. 8.22 市 300
	北 斗 市	北斗市ごみ破砕処理施設 (北斗市)	1	0.6	1	0.6	H25. 8. 6 市 62
旭 川 圏	旭 川 市	旭川市リサイクルセンター (旭川市)	1	1.6	0	0.0	R 4. 5.20 市 346
室 蘭 圏	室 蘭 市	西胆振地域一般廃棄物処理施設 (西胆振広域連合)	1	3.6	1	3.6	H12.11.15 市 70 R 3. 3.23 市 16
	伊 達 市						H12.11.15 市 161 R 3. 3.23 市 54
	登 別 市	登別市一般廃棄物処理施設 (登別市)	1	4.6	1	4.6	H 8.12. 6 市68-1
釧 路 圏	釧 路 市	釧路市資源リサイクルセンター (釧路市)	1	1.4	1	1.4	H10. 3. 2 市 42
		粗大ごみ処理センター (釧路市)	1	1.1	1	1.1	H11. 3. 5 市 46
帯 広 圏	帯 広 市	十勝リサイクルプラザ (帯広市)	1	3.1	1	3.1	H13. 3.12 市 72 H15. 8.13 市 248
千 歳 恵 庭 圏	千 歳 市	千歳市廃棄物再資源化施設 (千歳市)	1	2.8	1	2.8	H10.11.24 市 334 H20.10.31 市 269
	恵 庭 市	恵庭市ごみ処理場 (恵庭市)	1	4.7	1	4.7	S58. 1.11 市 2 H 7.12. 6 市 114
北 見 圏	北 見 市	北見市廃プラスチック中間処理施設 (北見市)	1	0.5	1	0.5	H19. 2. 2 市 22
網 走 圏	網 走 市	網走市廃棄物処理場 (網走市)	1	3.2	1	3.2	H27. 7.16 市 109
美 唄 奈 井 江 圏	美 唄 市	美唄市生ごみ堆肥化施設 (美唄市)	1	20.0	1	20.0	H26. 1. 6 市 3
紋 別 圏	紋 別 市	紋別市リサイクルセンター (紋別市)	1	1.8	1	1.0	H10. 6. 1 市 59 R 5. 3.20 市 17
三 笠 圏	三 笠 市	道央地区広域油化センター (樺道央油化センター)	1	2.4	1	2.4	H10.11.17 市 40

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
滝 川	滝 川 市	中・北空知ごみ処理中ブロック施設 (滝川市, 赤平市, 芦別市, 雨竜町, 新十津川町)	1	3.2	1	3.2	H14. 5. 9 市 51
砂 川	砂 川 市	砂川地区一般廃棄物中間処理施設 (砂川市, 歌志内市, 浦臼町, 上砂川町, 奈井江町)	1	2.5	1	2.5	H14. 4. 19 市 25
岩 内	岩 内 町	岩内地方最終処分場 (岩内地方衛生組合)	1	1.5	1	1.5	H25. 6. 7 町 57 H27. 12. 8 町 91
産業廃棄物処理場計			2	24.6 <sup>ha</sup>	2	24.6 <sup>ha</sup>	
札 幌 圏	札 幌 市	産業廃棄物処理施設札幌市リサイクル団地 (札幌市)	1	23.1	1	23.1	H 6. 3. 15 市 159
	石 狩 市	産業廃棄物処理施設 (三友プラントサービス(株))	1	1.5	1	1.5	S56. 11. 10 町 24

## ②ごみ運搬用管路

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			管路 延長	集積セ ンター 面積	管路 延長	集積セ ンター 面積	
北 海 道 計			1,170 <sup>m</sup>	2,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	980 <sup>m</sup>	2,000 <sup>m<sup>2</sup></sup>	
札 幌 圏	札 幌 市	篠路拓北地区ごみ運搬用管路 (札幌市)	1,170	2,000	980	2,000	S57. 11. 9 市 957

## (18)地域冷暖房施設

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	名称	計 画					供 用					都市計画決定	備 考
			熱発生所		サブステー ション		導 管 延 長 m	熱発生所		サブステー ション		導 管 延 長 m		
			箇所 数	面積 ㎡	箇所 数	面積 ㎡		箇所 数	面積 ㎡	箇所 数	面積 ㎡			
札幌圏	札幌市	光星地区熱供給施設	1	1,550	-	-	1,040	1	1,550	-	-	1,040	49. 6. 5(市) 418号	計画供給区域 約 11.5 ha
		厚別地区熱供給施設	1	28,160	12	1,240	7,060	1	28,160	12	1,240	7,060	49. 6. 5(市) 419号 51.12.16(市) 930号	" 約 130 ha
苫小牧圏	苫小牧市	苫小牧中央地域暖房供給施設	1	2,980	-	-	2,980	1	2,980	-	-	2,330	49. 7.16(市) 86号	" 約 72 ha
		苫小牧西部地域暖房供給施設	1	3,000	8	476	1,080	1	3,000	8	476	1,080	51. 5.13(市) 67号	" 約 22 ha
北 海 道 計			4	35,690	20	1,716	12,160	4	35,690	20	1,716	11,510		約 236 ha

## (19)河 川

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	河川名	計画幅員	計画延長 m	改修済 延長 m	構造	都市計画決定	備 考
札幌圏	札幌市	野津幌川	67m ~ 48m	5,890	5,890	堀込式複断面	47. 1. 7(道) 27号	一級河川
		小野津幌川	46m ~ 40m	3,600	3,600	堀込式複断面	47. 1. 7(道) 27号 49.11. 1(道)3423号	一級河川
	北広島市	輪厚川	100m ~ 48m	2,420	2,420	堀込式複断面	48. 7. 6(道)2139号	一級河川
函館圏	函館市 北斗市	常盤川	74m ~ 28m	4,020	4,020	堀込式複断面	49. 9. 4(道)2965号	二級河川
		石川	51m ~ 43m	1,130	1,130	堀込式複断面	49. 9. 4(道)2965号	二級河川
	函館市	松倉川	78m ~ 50m	2,360	2,360	堀込式複断面	49.10.31(道)3409号	二級河川
		鮫川	32m ~ 22m	430	430	堀込式単断面	49.10.31(道)3409号	二級河川
旭川圏	旭川市	ウツベツ川	65m ~ 40m	5,800	5,800	堀込式単断面	48. 8.18(道)2598号	一級河川
	旭川市 東神楽町	忠別川	487m ~ 275m	2,200	2,200	堤防式複断面	H1. 6. 1(道) 852号	一級河川
釧路圏	釧路市 釧路町	アセツリ川	40m	830	830	堤防式複断面	50. 2.17(道) 406号	一級河川
帯広圏 池田	帯広市 音更町 芽室町 幕別町 池田町	十勝川	1,700m ~ 430m	37,600	-	堤防式複断面	63. 8.22(道)1377号	一級河川
帯広圏	帯広市 幕別町	札内川	800m ~ 440m	12,600	-	堤防式複断面	63. 8.22(道)1377号	一級河川
千歳恵庭圏	千歳市	千歳川	175 ~ 73m	1,390	1,390	堀込式複断面	H2.10.18(道)1490号	一級河川
		ママチ川	12m ~ 35m	1,960	1,960	堀込式単断面	H12.6.13(道)1058号	一級河川
苫小牧圏	苫小牧市	幌内川	152m ~ 28m	4,070	4,070	堀込式単断面	51.12.21(道)4052号	二級河川
		苫小牧川	79m ~ 53m	1,750	1,750	堀込式単断面	60.11. 7(道)1905号	二級河川
		有珠川	48m ~ 30m	2,180	2,180	堀込式単断面	60.11. 7(道)1905号	二級河川
		勇払川	38m ~ 147m	1,950	1,950	堀込式複断面	H2. 6. 4(道) 766号	二級河川
北 見	北見市	小町川	68m ~ 37m	3,570	3,570	堀込式単断面	49. 9. 7(道)2998号	一級河川
		小石川	9m ~ 51m	4,800	4,160	堀込式単断面	H11.7. 2(道)1164号 H20.11.25(道)741号	一級河川
滝川 砂川	滝川市 新十津川町 砂川市 浦臼町	石狩川	2,070m ~ 695m	17,400	-	堤防式 複々 断面	H1. 8.28(道)1360号	一級河川
美幌	美幌町	魚無川	54m ~ 25m	1,630	1,630	堀込式単断面	49. 7.13(道)2411号	一級河川
標茶	標茶町	オモチヤリ川	17m ~ 15m	820	820	堀込式単断面	53.11.14(町) 65号	準用河川
北 海 道 計				120,400	52,160			

## (20) 学校

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	名 称	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北 海 道 計			83	163.6 <sup>ha</sup>	82	161.1 <sup>ha</sup>	
札 幌 圏	札 幌 市	小学校	52	81.8	51	79.3	S49.11.8 市 868 R 3. 2.12 市 871
		中学校	30	58.6	30	58.6	
旭 川 圏	旭 川 市	旭川医科大学	1	23.2	1	23.2	S48. 7. 6 道2140

## (21) 病院

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	名 称	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北 海 道 計			1	4.2 <sup>ha</sup>	1	4.2 <sup>ha</sup>	
苫 小 牧 圏	苫 小 牧 市	苫小牧市立病院	1	4.2	1	4.2	H13. 3.13 市 90 H17. 3.11 市 82

## (22) 市場

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	名称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北海道計			38	111.4 <sup>ha</sup>	37	108.3 <sup>ha</sup>	
札幌圏	札幌市	札幌市中央卸売市場 (札幌市)	1	13.0	1	13.0	S45.12.8 市889 H20.8.19 市1280
小樽	小樽市	小樽市青果物地方卸売市場 (小樽市)	1	2.6	1	2.6	S47.1.6 市6 H26.9.25 市327
		小樽市水産物地方卸売市場 (小樽市)	1	2.9	1	2.9	S51.9.1 市121
函館圏	函館市	函館市青果物地方卸売市場 (函館市)	1	9.1	1	9.1	S47.10.4 市46 H21.4.1 市100
		函館市水産物地方卸売市場 (函館市)	1	2.3	1	2.3	S58.4.19 市51 H14.4.15 市163
旭川圏	旭川市	旭川卸売市場 (旭川地方卸売株)	1	6.2	1	6.2	S44.5.20 建2402
		旭川第2卸売市場 (丸果旭川青果卸売市場株) (株一印旭川魚卸売市場)	1	4.3	1	4.3	S44.10.3 市132
		旭川生花地方卸売市場 (株旭川生花市場)	1	0.2	1	0.2	S52.5.10 市77
室蘭圏	室蘭市	室蘭市公設地方卸売市場 (室蘭市)	1	3.1	0	0.0	R2.7.6 市53 R5.2.22 市2
釧路圏	釧路市	釧路市公設地方卸売市場 (釧路市)	1	6.6	1	6.6	S47.5.15 市67 H18.4.1 市84
		釧路水産物地方卸売市場 (釧路魚市場株)	1	10.7	1	10.7	S57.5.11 市105
		釧路市新富士水産物地方卸売市場 (釧路魚市場株, 釧路漁業協同組合)	1	2.4	1	2.4	S59.8.16 市154
帯広圏	帯広市	帯広魚菜卸売市場 (一隣帯広魚菜卸売市場株)	1	7.6	1	7.6	S42.3.15 建606
千歳恵庭圏	千歳市	千歳市公設地方卸売市場 (千歳市)	1	4.9	1	4.9	S47.7.3 市78
苫小牧圏	苫小牧市	苫小牧市公設魚菜卸売市場 (苫小牧市)	1	0.6	1	0.6	S41.3.29 建931
		苫小牧市公設地方卸売市場 (苫小牧市)	1	2.9	1	2.9	S45.9.9 市118 H15.3.12 市71
		苫小牧市地方卸売市場花卉市場 (苫小牧市)	1	0.5	1	0.5	H8.1.11 市5 R5.3.22 市87
北見	北見市	北見公設卸売市場 (北見市)	1	4.2	1	4.2	S48.8.23 市67
夕張	夕張市	夕張市公設地方卸売市場 (夕張市)	1	1.9	1	1.9	S47.4.1 市21 H27.1.9 市1
岩見沢	岩見沢市	公設道央地方卸売市場 (岩見沢市)	1	5.2	1	5.2	S44.9.27 市32 H21.5.26 市114
網走	網走市	網走青果地方卸売市場 (網走青果卸売市場株)	1	0.4	1	0.4	S56.4.24 市30
留萌	留萌市	留萌地方卸売市場 (留萌機船漁業協同組合)	1	2.2	1	2.2	S49.3.6 市7
稚内	稚内市	稚内市有第3市場 (稚内市)	1	5.5	1	5.5	S47.8.19 市35
芦別	芦別市	芦別地方卸売市場 (芦別卸売市場株)	1	1.4	1	1.4	S43.12.28 建3856 H8.11.28 市54

区域名	市町名	名称 (施行者)	計画		供用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
紋別	紋別市	紋別漁業協同組合地方卸売市場 (紋別漁業協同組合)	1	0.2	1	0.2	H20. 4. 16 市 26
根室	根室市	根室漁業協同組合魚菜卸売市場 (根室漁業協同組合)	1	0.2	1	0.2	S36. 6. 17 建1188
		根室漁業協同組合青果卸売市場 (根室漁業協同組合)	1	0.5	1	0.5	S44. 9. 30 市 58
滝川	滝川市	滝川地方卸売市場 (株滝川地方卸売市場)	1	2.5	1	2.5	H 1. 12. 15 市 130 H 2. 12. 12 市 124
砂川	砂川市	砂川卸売市場 (株砂川卸売市場)	1	1.0	1	1.0	S48. 8. 23 市 23
富良野	富良野市	富良野市地方卸売市場 (富良野地方卸売市場株)	1	0.8	1	0.8	S53. 10. 3 市 34 H31. 3. 27 市 20
岩内	岩内町	岩内郡漁業協同組合地方卸売市場 (岩内漁業協同組合)	1	0.7	1	0.7	S54. 7. 12 町 50
余市	余市町	余市合同青果物地方卸売市場 (余市産業株)	1	0.8	1	0.8	S61. 5. 26 町 56 H20. 2. 8 町 10
羽幌	羽幌町	羽幌地方卸売市場 (北るもい漁業協同組合)	1	0.4	1	0.4	H24. 6. 12 市 42
美幌	美幌町	美幌卸売市場 (株美幌地方卸売市場)	1	0.5	1	0.5	S38. 6. 26 建1432
斜里	斜里町	斜里地方卸売市場 (斜里第1漁業協同組合)	1	1.9	1	1.9	S49. 4. 30 町 8
浦河	浦河町	浦河漁業協同組合地方卸売市場 (浦河漁業協同組合)	1	0.3	1	0.3	S50. 6. 13 町 12
		丸高青果浦河地方卸売市場 (株丸高魚菜卸売市場)	1	0.3	1	0.3	H 1. 6. 1 町 24
広尾	広尾町	広尾漁業協同組合地方卸売市場 (広尾漁業協同組合)	1	0.6	1	0.6	S53. 8. 23 町 21



## (23) と畜場

(令和5年3月31日現在)

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北 海 道 計			8	56.1 <sup>ha</sup>	8	56.1 <sup>ha</sup>	
函 館 圏	函 館 市	函館食肉処理センター (函館市)	1	1.5	1	1.5	S47.10.4 市 45
旭 川 圏	旭 川 市	上川総合食肉センター (株)上川畜産公社	1	12.5	1	12.5	S52.9.7 市 173
釧 路 圏	釧 路 市	釧路と畜場 (釧路市)	1	10.0	1	10.0	S45.6.23 市 124
帯 広 圏	帯 広 市	十勝総合食肉流通施設 (株)十勝畜産公社	1	13.0	1	13.0	S52.9.7 市 279 S62.7.30 市 339
苫 小 牧 圏	安 平 町	早来食肉流通センター (株)札幌畜産公社	1	10.0	1	10.0	S56.7.2 町 19 H19.2.16 町 19
名 寄	名 寄 市	名寄市食肉センター (名寄市)	1	1.6	1	1.6	H 5.3.25 市 24 H23.4.7 市 42
八 雲	八 雲 町	八雲と畜場 (日本フードパッカー(株))	1	5.8	1	5.8	R 3.5.13 町 80
池 田	池 田 町	池田町食肉センター (池田町)	1	1.7	1	1.7	S60.9.4 町 86

## (24) 火葬場

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	名称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
北海道計			43	63.6 <sup>ha</sup>	41	61.4 <sup>ha</sup>	
札幌圏	札幌市	札幌市里塚斎場 (札幌市)	1	2.3	1	2.3	S57. 5.10 市 320 H14. 2.26 市 187
		札幌市第2斎場 (札幌市)	1	6.0	1	6.0	H14. 2.26 市 187
	江別市	江別市葬祭場 (江別市)	1	0.8	1	0.8	S63. 8.16 市 24 H 1.12.14 市 82
	北広島市	北広島市火葬場 (北広島市)	1	0.5	1	0.5	S49. 2.28 町 12 H 8. 9. 1 市 120
	石狩市	石狩斎場 (石狩市)	1	0.7	1	0.7	H 2.12. 1 市 43
小樽	小樽市	小樽市火葬場 (小樽市)	1	1.6	1	1.6	H 2. 2.23 市 24
函館圏	函館市	函館市火葬場 (函館市)	1	1.0	1	1.0	H 2. 6. 7 市 73
	北斗市	北斗市火葬場 (北斗市)	1	0.2	1	0.2	S46.12.27 上磯町44 H20. 2.29 市 13
		北斗市永遠の森火葬場 (北斗市)	1	1.9	1	1.9	H15. 3.14 大野町 7 H20. 2.29 市 13
	七飯町	七飯町火葬場 (七飯町)	1	0.9	1	0.9	H 9. 3.14 町 8
旭川圏	旭川市	旭川市聖苑 (旭川市)	1	6.5	1	6.5	H10. 2.27 市 34
	東神楽町	大雪葬祭場 (東神楽町)	1	1.6			R 3. 9.30 町 49
室蘭圏	室蘭市	室蘭市宮火葬場 (室蘭市)	1	1.4	1	1.4	S43. 3.30 市 809
	登別市	登別市火葬場 (登別市)	1	3.1	1	3.1	H 9. 6.12 市 44 R 5. 2.22 市 27
	伊達市	伊達市火葬場 (伊達市)	1	1.7	1	1.7	H29. 4. 4 市 92
釧路圏	釧路市	釧路市昇雲台火葬場 (釧路市, 釧路町)	1	1.6	1	1.6	H12. 8. 1 市 167
帯広圏	帯広市	帯広火葬場 (帯広市)	1	2.4	1	2.4	S37.10.12 建2643 S61. 7. 9 市 181
	音更町	音更町火葬場 (音更町)	1	1.7	1	1.7	H24. 2.14 町 20 H26. 8.21 町 89
千歳恵庭圏	千歳市	千歳市火葬場 (千歳市)	1	2.5	1	2.5	S48. 5.17 市 52
	恵庭市	恵庭市火葬場 (恵庭市)	1	1.2	1	1.2	H 4. 6. 2 市 58
苫小牧圏	苫小牧市	苫小牧市高丘霊葬場 (苫小牧市)	1	1.9	1	1.9	H 7. 7. 5 市 119
	安平町	早来斎場 (安平町)	1	0.9	1	0.9	S58. 7. 2 町 32 H19. 2.16 町 21
	厚真町	厚真町火葬場 (厚真町)	1	0.8	1	0.8	H 3. 6.25 町 508
岩見沢	岩見沢市	浄安殿 (岩見沢市)	1	1.6	1	1.6	H 1. 9.27 市 127
網走	網走市	網走市八坂火葬場 (網走市)	1	0.6	1	0.6	H21. 9. 7 市 151

区 域 名	市 町 名	名 称 (施行者)	計 画		供 用		当初決定年月日 直近変更年月日
			箇所	面積	箇所	面積	
留 萌	留 萌 市	やすらぎ聖苑 (留萌市,小平町)	1	1.1	1	1.1	H14. 9. 2 市 31 H18. 8. 1 市 43
美唄奈井江	美 唄 市	美唄市斎場 (美唄市)	1	2.0	1	2.0	H12.10.25 市 84
紋 別	紋 別 市	紋別市葬苑 (紋別市)	1	1.1	1	1.1	S52. 7. 9 市 41
士 別	士 別 市	天塩川清流苑 (士別市)	1	2.4	1	2.4	S40.11.15 建3235 H24. 4. 3 市 63
名 寄	名 寄 市	名風聖苑 (名寄市)	1	0.9	1	0.9	H 1. 9.28 市 54 H 2.11.29 市 62
三 笠	三 笠 市	三笠市火葬場 (三笠市)	1	4.1	1	4.1	H26. 9. 4 市 42
滝 川	滝 川 市	滝の川斎苑 (中空知衛生施設組合)	1	1.1	1	1.1	S50. 9.20 市 58 H16. 6. 3 市 85
福 島	福 島 町	福島町火葬場 (福島町)	1	0.3	1	0.3	H21. 1.23 町 2
長 万 部	長 万 部 町	長万部町葬斎場 (長万部町)	1	0.3	1	0.3	H29. 3.24 町 13
岩 内	岩 内 町	岩内町霊苑 (岩内町)	1	1.4	1	1.4	H 7. 2.28 町 6 H 8. 1.26 町 2
古 平	古 平 町	古平町火葬場 (古平町)	1	0.4	1	0.4	S49.10.28 町 49
余 市	余 市 町	余市町営斎場 (余市町)	1	0.7			H29.10.19 町 80
上 川	上 川 町	上川火葬場 (上川町)	1	0.3	1	0.3	H 7. 2.28 町 6
羽 幌	羽 幌 町	留萌中部地域広域火葬場 (羽幌町外2町村衛生施設組合)	1	0.4	1	0.4	H23. 2.22 町 12
浜 頓 別	浜 頓 別 町	浜頓別町火葬場 (浜頓別町)	1	0.9	1	0.9	H21. 6.17 町 37
鷓 川	む かわ 町	鷓川斎場 (むかわ町)	1	0.2	1	0.2	H 2. 8.15 町 36
弟 子 屈	弟 子 屈 町	弟子屈火葬場 (弟子屈町)	1	0.4	1	0.4	H 6. 8.17 町 39 H10. 8. 5 町 37
白 糠	白 糠 町	白糠町火葬場 (白糠町)	1	0.3	1	0.3	S61. 7. 2 町 19

(25) 一団地の官公庁施設

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	名称	面積	当初決定年月日 直近変更年月日
北海道計			1.7 <sup>ha</sup>	
札幌圏	札幌市	札幌駅北口一団地の官公庁施設	1.7	S60. 2. 12 道 173

(26) 流通業務団地

(令和5年3月31日現在)

区域名	市町名	名称	面積	当初決定年月日 直近変更年月日	事業認可年月日	施行年度
北海道計			154.0 <sup>ha</sup>			
札幌圏	札幌市	大谷流通業務団地	154.0	S42. 7. 7 建1937 R 1. 8. 31 市4726	S42. 7. 7 建1938 S45. 6. 6 道1431 S48. 4. 12 道 951 S52. 2. 25 道 441 S54. 3. 19 道 699 S56. 3. 3 道 391 S58. 3. 3 道 464	S42~S60